九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

九州大学百年史 第10巻 : 資料編III

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1787570

出版情報：九州大学百年史. 10, 2016-12-28. Kyushu University
バージョン：
権利関係：

第 12 編

学府・研究院制度の発足

第１章　九州大学の改革構想

653　九州大学自己点検・評価委員会規則

（1992（平成 4）年 6 月 5 日制定）

九州大学自己点検・評価委員会規則

（設置）

第一条　九州大学に、九州大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第二条　委員会は、本学における教育研究活動等の状況に関する自己点検・評価（以下「自己点検・評価」という。）について、次の各号に掲げる事項を行う。

一　本学における自己点検・評価の基本方針の策定に関すること。

二　全学に係る自己点検・評価の実施に関すること。

三　全学に係る自己点検・評価のとりまとめ及び結果の公表に関すること。

四　各部局の自己点検・評価に関する情報の提供及び連絡調整に関すること。

（組織）

第三条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

一　各学部、教養部、大学院総合理工学研究科、各研究所、健康科学センター及び言語文化部の教授のうちから選ばれた者各一人

二　附属図書館長

三　医学部附属病院長及び歯学部附属病院長

四　事務局長及び学生部長

五　その他委員会が必要と認めた者

2　前項第一号の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

3　前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、総長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第四条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（議事）

第五条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

（意見の聴取）

第六条　委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

（専門委員会）

第七条　委員会に、専門的事項を調査審議させるため、必要に応じ専門委員会を置く。

2　専門委員会は、次の各号に掲げる委員若干人をもつて組織する。

一　委員会の委員のうちから選ばれた者

二　本学教官のうちから委員会が指名した者

3　専門委員会の委員は、総長が委嘱する。

4　専門委員会に委員長を置き、委員会が選定する。

5　専門委員会は、調査審議した結果を委員会に報告するものとする。

（専務）

第八条　委員会の事務は、庶務部庶務課において処理する。

附　則

この規則は、平成四年六月五日から施行する。

〔註〕『九州大学規則集追録』第 50 号　1993（平成 5）年 12 月 10 日現在。原本縦書き。

654　九州大学における大学改革の基本構想（案）

（『大学広報』No.772　1992（平成 4）年 7 月 8 日）

九州大学における大学改革の基本構想（案）

近年における社会経済の急激な変化や我が国の国際的な役割の進展に伴い、人材の養成と学術研究の振興を担う大学等の充実と改革について、臨時教育審議会や大学審議会等から各般の提言がなされてきており、本学においては、これらの提言の趣旨を実現するため、教育研究の高度化・個性化・多様化、組織運営の活性化を図り、世界に開かれたセンター・オブ・エクセレンス（世界的水準の教育研究の拠点）としての大学を構築する。

また、これを機会にキャンパスの移転を構想し、従来から本学において、キャンパスの分散、教育研究施設の狭隘、航空機騒音などによって生じていた教育研究上の障害を解決する。

1. 世界に開かれたセンター・オブ・エクセレンスの構築

(1)　高度な学術研究水準を有する一般研究科や独立研究科の整備・充実と併せて、学術の進歩に対応し、社会のニーズに応える研究科横断型のコース制やプロジェクト研究を導入するとともに、附置研究所・附属研究施設の整備・充実を図る。

(2)　講座・研究部門を大講座・大研究部門に転換するとともに、客員講座・客員研

究部門・流動研究部門や寄附講座・寄附研究部門を設置するなど、研究組織の流動化・活性化の促進を図り、国内外の一流研究者を招へいする。

(3)　高度な専門的知識・能力を身につけた人材の養成を図るため、学部・修士課程の一貫教育を実施する。

(4)　課程制大学院制度の趣旨に沿って、各方面から強く求められている学術研究の進展に対応した全ての分野での円滑な博士の学位の授与を行う。

(5)　世界に開かれた大学として、各国から優れた留学生を受入れ、外国語による教育の実施等、留学生に配慮した教育内容・指導方法を工夫するとともに、円滑な学位の授与を行う。

(6)　総合的な地域計画の下で民間研究施設・公共研究施設との連携を図るとともに、文化施設・周辺施設を含め、センター・オブ・エクセレンスにふさわしい文化学術コンプレックスを形成する。

2. 教育機能の充実・強化

(1)　学部教育・大学院教育を通じて学生の学習意欲の向上を図り、学習内容を着実に消化させるため、授業計画を作成し公表するとともに、充実した効果的なカリキュラムの作成とガイダンスを積極的に推進する。

(2)　教養部制度における一般教育の形骸化や教養課程と専門課程との不連続性等の問題点を解決するため、教養部組織を改編し、コア・カリキュラム等を中核とした全学参加による共通教育及び一般教養と専門知識を調和させた特色ある 4 年（6 年）一貫教育を実施する。

(3)　学習活動に不可欠な基礎的能力である情報処理・外国語・表現能力等を徹底習得させるため、少人数教育やゼミナール形式の授業を強化する。

(4)　過度の専門化を避け学生に幅広い教育機会や交友関係を与えるため、学部組織を越えた教育のための教育単位（「ハウス」）を構想する。

(5)　社会人を対象に、大学院において、従来の専攻の枠にとらわれない柔軟な視点で、高度のリフレッシュ・プログラムを開発するとともに、社会人の特質に着目した特別の入学者選抜方法の導入など選考に工夫を加える。また、パートタイムの形式で大学院教育を受けられるよう科目登録制･コース登録制を導入するなど、リフレッシュ教育を推進する。

3. 大学の組織・運営の改善

(1)　大学の任務の多様化・複雑化に伴い、大学運営の円滑化を図るため、総長補佐機関として複数の副総長を置く。

(2)　世界に開かれたセンター・オブ・エクセレンスの構築と教育機能の充実・強化

を図るため、大学運営について国内外の有識者の意見を反映する制度を設ける。

(3)　総合大学の特長を生かした特色ある学部 4 年（6 年）一貫教育の実施など、学部教育機能の充実・強化を図るため、全学教育機構を設置する。

(4)　教育研究活動等の状況についての自己点検及び評価を適切に実施するため、全学委員会及び部局委員会をそれぞれ設置する。また、自己点検・評価の結果については、報告書を公表する。

4. センター・オブ・エクセレンスにふさわしい教育研究施設の配置

世界に開かれたセンター・オブ・エクセレンスの大学にふさわしい教育研究施設の配置を、地方公共団体・民間団体などの協力も得て、次のような点に配慮して工夫する。

(1)　大学施設と周辺の公共・民間の研究施設との有機的構成を図る。

(2)　共通講義棟、図書館、大型計算機センター等の共通利用施設を集約して配置する。

(3)　教育研究の高度化・多様化・情報化に対応するための教育研究施設のインテリジェント化を図る。

(4)　大学及び公共・民間の関連施設（福利厚生施設、学生・外国人教師・研究者の宿舎、スポーツ・文化・コンベンション施設等）並びに新キャンパスへのアクセスを容易にする交通体系を計画的に配置・整備し、うるおいとアメニティのある魅力ある街づくりを構想する。

655　九州大学大学院再編案

（「第 1245 回評議会記録」　1994（平成 6）年 1 月 25 日）

平成 6 年 1 月 25 日

九州大学大学院再編案（大学院改革専門委員会報告）

再編の理念

世界はいま新世紀に向けて大きな変容を遂げつつある。政治経済、社会文化、科学技術は大きく変化し、これに伴い学問体系も変わりつつある。伝統的学問領域の一層の深化と同時に新学問領域の成立、発展、異種領域間の学際化、総合化が進展している。しかし、文化を創造し学術の先端を担うべき大学の組織は基本的には設立当時の社会、文化、学問体系に基づいている。80 余年の歴史を有する九州大学では、日本の基幹･総合大学として､このような伝統を保持しつつ学問体系の変化を考慮した拡充、改組の努力を続けてきたが、その研究・教育組織は最近の急速な社会条件の変化と学

術・技術の展開を十分反映するにはなお至っていない。

日本はこれまで欧米から大学の研究・教育システムを受け入れ、九州大学のような基幹・総合大学を育て上げてきた。その結果、わが国の大学における研究・教育はいまや先進国と肩を並べる域に達した。しかし、世界はいま大きな変動の時期を迎えている。日本はこれから学術･技術の面で世界を先導していくことが強く望まれており、これに対する大学の使命は重大である。基幹・総合大学としての九州大学は、いまやその総力を結集してその名にふさわしい先端性と学際性を確立し、国際的視野にたって使命を果たさなければならない。

九州大学が、わが国における基幹・総合大学のひとつとして、研究・教育上の使命を果たすべくさらに飛躍するためには、過去の伝統と経験を活かしつつ、これに独自の新しい工夫を加え、全学的視野にたって大胆に組織を見直し再構築をはかることが必要である。九州大学はこの認識のもとに平成 4 年に大学の組織改革と研究の高度化、教育の拡充を内容とする大学改革の基本構想をまとめ、合わせて元岡・桑原地区へのキャンパスの統合移転を計画した。

ここに提案する「九州大学大学院再編案」はこのような展開のもとで、先の「九州大学における大学改革の基本構想」を発展させ、具体化したものである。

再編の指針と研究科の構成

組織再編の基本的な考え方は以下に示すとおりである。これに基づいて構成した大学院再編案を図 1 に示す。各研究科の構成の詳細は 4 頁以降に示す。

1. 大学における研究・教育をより機能的に推進するために、全体の組織を、教育を主体とした学部と、研究・教育を一体化した大学院とに機能分化させる。教官の所属を学部から大学院に移し、大学運営の基礎を大学院に置く制度に改める。また、新設研究科の専攻においては、目的と必要性に応じて大講座制を取り入れる。
2. 大学院については、従来の学部の上に直結する研究科組織を抜本的に見直し、次の 4 点を考慮して新しく研究科を組織・設置する。
   (1)専門性が共通する専攻の連携による先端性、学際性の確保
   (2)普遍的学問領域の深化と拡充のための研究・教育機能の再構築
   (3)研究・教育の国際化の視点を積極的に取り入れた構造・組織の展開
   (4)研究・教育を機能的、機動的に行う上で適正な研究科の規模

教育と研究について考慮すべき事項

九州大学は昭和 53 年に、文系、理系にまたがる学際大学院構想をまとめた。これ

に基づいて総合理工学研究科が昭和 54 年に設置され、高度な学際的研究・教育の推進と外に開かれた高等教育の実施において先進的な成果を上げてきた。さらに、平成 6 年 4 月には比較社会文化研究科と数理学研究科が設置されようとしている。今回提案の全学にわたる大学院の再編は、本学が平成 4 年にまとめた改革の基本構想を引き継ぎ、さらに発展、具体化させるものである。本構想の実現に当たって留意すべき事項を以下に述べる。

1. 伝統的な学問体系と教育体系に沿って基礎的教育を施すことは、学術・技術の歴史的な発展過程とその基本構造を理解させることを通じて、学生の科学的な思考に真に基礎を与えるものである。この意味で、現在設置されている学部とその教育は基本的な重要性をもつ。さらに教養部廃止および大学設置基準の大綱化に伴う 4 年（6 年）一貫教育のもとで、学部の教育をさらに充実させることが求められている。したがって従来の学部組織は当面そのまま確保し、それぞれの学部の専門分野に関わる学術・技術の理念に基づいて基礎的教育を充実させる。
2. 大学院の再編により、学部から大学院への進学に当たって異種専門領域間の学生の流動性が増すと期待される。このような教育上の多様性を作り出すことによって、学生が複数の学問的背景と価値観を身につける機会を与え、このことを通じて、今後の世界をリードする独創的、先進的な学術・技術分野を開拓する人材を育成することをめざす。
3. 再編後は、教育組織として学部と大学院の二層的な構造が従来に比べて明確になる。しかし、このことによって学部と大学院の教育内容に整合性を欠くことがないよう、十分に配慮する。また学部教育に質の低下が生じないように施策を講ずる必要がある。
4. 再編により新しい視点から研究科が組織、設置される。この新組織においても研究科間にまたがる研究は存在し、また将来には新たな境界領域で研究科間にまたがる萌芽的研究が生まれる可能性がある。これらの研究活動の促進には、大学院の管理運営面で十分な配慮が必要である。また関連して、教育面でも研究科間で共通カリキュラムを整備するなどにより、研究科群を有機的統合体として機能させることが必要である。
5. 大学における研究・教育には、言うまでもなく学内のあらゆる研究・教育関連組織の有機的な参画と協力が必要である。この意味で附置研究所、附属病院、研究センター等が果たす役割は大きい。

図 1.　再編に伴う研究科の移行

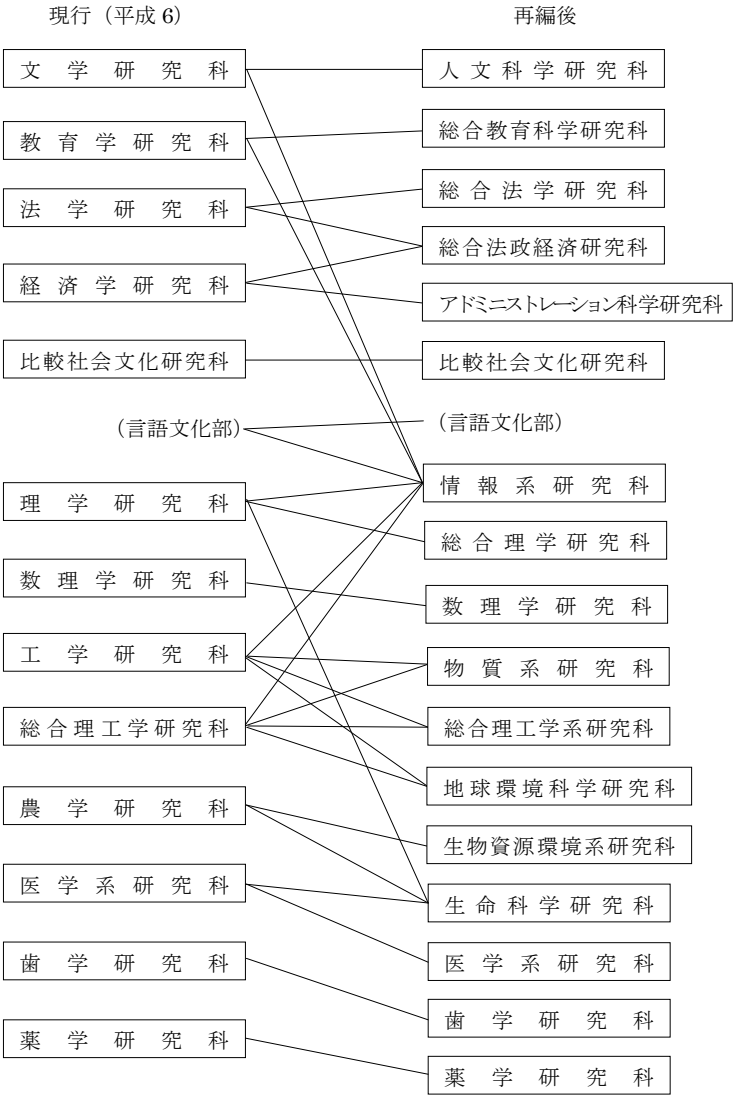

注 1）再編研究科の名称は仮称
注 2）比較社会文化研究科及び数理学研究科は平成 6 年 4 月設置予定

人文科学研究科（仮称）

1. 設置趣旨

急速に変化する現代社会の中で、従来から人間精神の根幹を問い続けてきた人文科学の諸学が果たすべき役割はますます重要性を増しつつある。それぞれの学の本質を見失うことなく、しかも研究・教育における諸学のより有機的な連携をめざして、新たに「人文科学研究科」（仮称）の名のもとに、現在学部に基礎をおく文学研究科の諸講座を統合・再編することによって大講座化し、大学院としての部局化をはかる。

2. 設置の理由・目的

文学研究科の諸学は、その伝統の中で、これまでも高度の専門性と学問的水準を保ち、その成果は国際的にも認められてきた。また多くの人材を専門研究者あるいは専門的知識を身につけた職業人として世に送り出してきた。しかし二十世紀末を迎え、諸々の秩序が動揺し、新しい世界システムのあり方が模索されつつある今日、それらの個別研究も細分化されたままでは、その豊かさを新しい世界認識のうちへと十全に生かすことが困難になりつつある。今日そこで要求されているのは、多様な個々の世界を相対的かつ全体的に見つめ直すと同時に、多元的な世界のうちに普遍的な理念をも構想しうる柔軟な想像力である。そこでわれわれは従来の文学研究科が伝統的に保持し続けてきたすぐれた学知の本質を受け継ぎ、学際的なものにいたずらに偏することなく、学知の新しい枠組みを再構築するために、ここに「人文科学研究科」を設置しようとするものである。

3. 研究科の構成

人文科学研究科は、(1) 基層文化専攻（仮称）、(2) 人間文化専攻（仮称）、(3) 人間科学専攻（仮称）の三専攻よりなる。

(1) 基層文化専攻は、文化の基層を形成している人間精神の働きの諸相を探求し、あわせて現代社会が直面しているさまざまな困難な課題―宇宙観、世界観、生命倫理、宗教と民族など―にも答えるために設けられる。

(2) 人間文化専攻は、従来地域や時代といった枠組みの中で個別的に積み重ねられてきた研究を、より普遍的な視点から統合し、人間文化のもつ多様な表現形態を有機的・体系的に把握するために設けられる。

(3) 人間科学専攻は、従来思弁的な解釈にとどまっていた人間行動や社会現象に関する研究を実証科学的に再構築し、現代社会における人間と社会の望ましいあり方を追及（ママ）するために設けられる。

この人間科学専攻の母体である文学部人間科学科からは、理系の情報系研究科（仮

称）に設けられる認知科学専攻（仮称）へその講座の一部を移行させる。

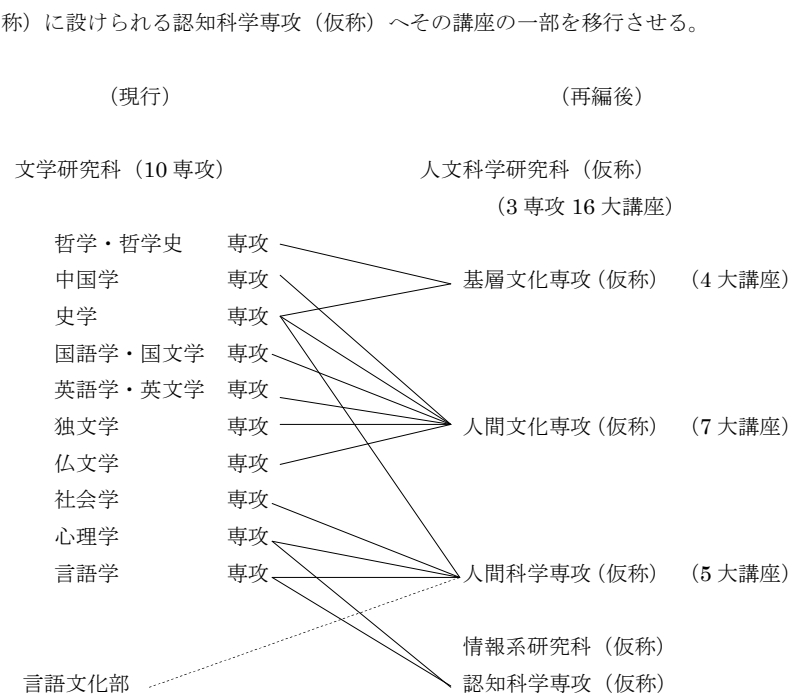

1. 設置趣旨

趣旨　今日､社会的環境の急激な変動は､教育をめぐる諸問題を複雑化させている。国際化社会、生涯学習社会、情報化社会への移行に伴い、そうした新しい社会にふさわしい人間教育の理論と実践的方法が求められる一方では、学校・家庭等における適応不全の増大に対応する教育と発達に関する心理臨床理論・援助技法の開発が緊要なる課題となっている。このような社会的要請に応えるには、伝統的な教育・発達に関する研究の枠組みを超えて、国際的視野と生涯発達・学習的視野からの学際的アプローチによって人間の発達と教育の諸条件や機構に関する諸問題をトータルに把握するための総合的教育科学理論の構築が求められる。近年、教員養成系大学等においても大学院教育の拡充が図られているが、本大学院総合教育科学研究科は、学校教育に関わる諸問題の研究を重視しつつも、より広い視点から学校教育を包摂する人間教育の諸側面を総合的に捉える専門的能力を備えた研究者、確固たる専門的教養に基礎づけられ、かつ幅広い視野を兼ね備えた社会人（専門的職業人）の育成をめざす点におい

て、教員養成系大学・大学院における研究とはその役割を異にするものである。

目的　(1)「総合教育科学研究科」は、国際教育的視野を横軸とし、生涯発達的視野を縦軸とする視座構造をもって人間の教育及び発達に関わる諸現象を解明する研究、さらに発達過程に見られる障害を克服する理論と実践的方法を開発する研究等を推進し、人間形成に関する新しい学問の体系化とこの分野の人材育成を目的とする。(2)本研究科の最大の特色は、その目的を達成するためのアプローチとして、従来の教育学、心理学、社会学、人類学、発達臨床学等、行動諸科学の視角と方法を統合し、マクロ及びミクロの両レベルにおける学際的研究を推進することにより、人間の発達と教育に関わる諸現象を総合的に把握する研究と教育のシステムを発展させ、これらの分野の専門的研究者及び高度な知識・技能を備えた専門的職業人の育成をはかろうとする点にある。

2. 研究科の構成

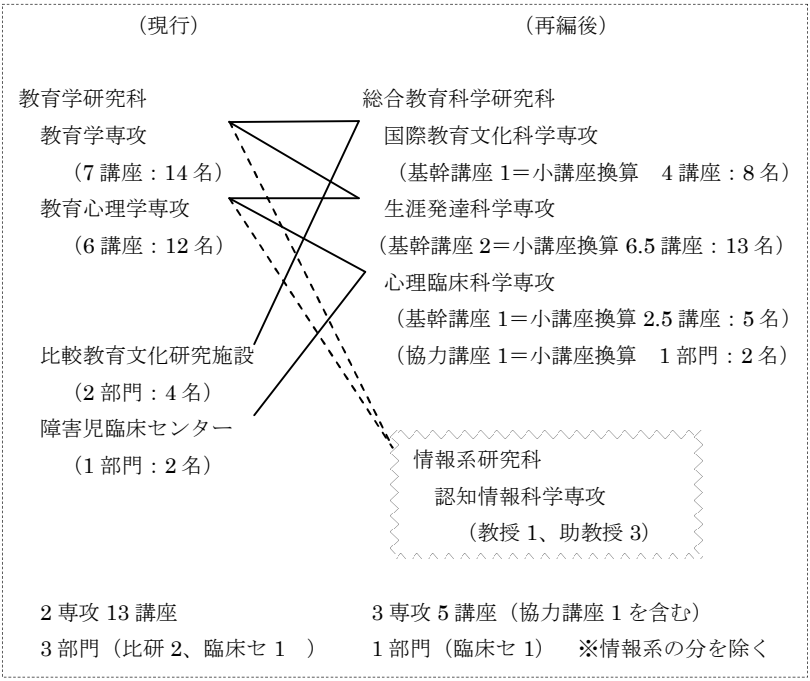

総合法学研究科
（仮称）

1. 設置趣旨

法学部を時代の要請に応えうる教育研究体制に再編成し、政治学専攻を中心とし経済学部経済学科と一体となって「総合法政経済研究科」を新設する（→別参照）と共に、法律学関係専攻を中心として総合法学研究科（仮称）を新設部局化する。すなわち、従来法学研究科法律学関係の基礎法学、公法学、民刑事法学、社会法学の 4 専攻を全面的に再編し、「社会公共法学専攻」「比較法制学専攻」「総合実定法学専攻」（名称は仮称）の 3 専攻とし、あわせて従来の小講座編成を各専攻毎大講座 2 ないし 3（合計大講座 7 ないし 8）として改組する。

この再編改組により、西欧法継受百年の中で発展した日本の法律学を日本社会の国際化・高度化に対応し、法規範学および法事実学の有機的に結合した総合的・先端的研究を行い、あわせて学部・修士課程一貫教育、社会人のリカレント教育および留学生に対する国際ビジネス・ロー・スクール教育の充実および展開をはかり、法解釈能力のみならず、法政策立案能力を有し、国際社会に活躍しうる高度の専門的知識を有する人材を育成する。これによって、設置以来 70 年にわたって果してきた法律専門職・法律関係職養成の西日本における拠点という伝統的役割を承継・発展させ、国際的水準の研究・教育を推進することとなる。

2. 研究科の構成

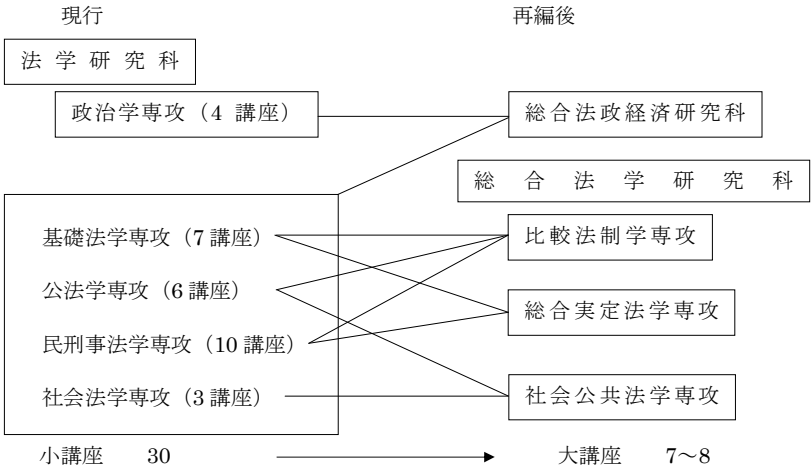

総合法政経済研究科

(1) 設置主旨

世界史的変動期にあって、社会科学が理念の面においても、実践の面においてもみずからの存在意義を証明することが問われている。本研究科は、政治経済社会制度と国際政治経済社会のあり方を分析し、政治・経済・社会の各領域にまたがるグロ―バルな研究課題の洞察を主題としている。そのため、現在学部に基礎をおく大学院法学研究科・政治学専攻を中心とする講座と経済学研究科・経済学専攻関連講座の統合・再編によって、独立の大学院として部局化をはかり、総合法政経済研究科（仮称）を設置する。

(2) 設置理由・目的

国際化時代における新たな政治経済社会研究の総合化をめざすとともに、有為な人材の育成をはかることを目的とする。具体的には、以下の 3 点に要約される。

①　国際的な視野から、政治経済社会過程に関する理論分析、歴史分析、構造分析と応用分析を創造的に推進するとともに、総合的な政治経済社会研究の体制を確立する。

②　国際社会で活躍する優れた社会科学研究者を養成するとともに、広い視野を備えた社会人の再教育を組織化する。

③　大半が企業や官庁に進んでいた学部学生に、大学院コ―スへの選択を促すことによって、大学院に優れた人材を確保し、高質かつ豊かな大学院教育を実現する。

(3) 再編と構成

現在の法学研究科と経済学研究科を統合・再編し、法学部の政治学関連を中心とする講座群を大学院大講座に転換するとともに、すでに大講座となっている経済学部経済学科を大学院講座に移行し、両者を統合して総合法政経済研究科とする。

本研究科は、アドミニストレーション科学研究科および総合法学研究科の教育研究を補完するとともに、院生の教育にあたっては、本研究科固有領域の研究者の養成をめざしつつ、これらの研究科との単位認定の壁をできるだけ低くし、歴史分析から構造・応用分析にいたる総合的な見識と専門的能力を備えた人材の育成を図るものとする。

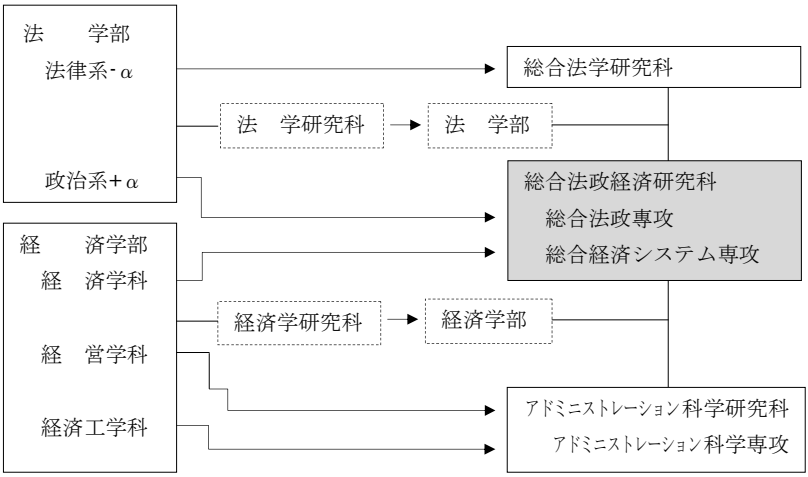

アドミニストレーション科学研究科

(1) 設置主旨

21 世紀を指呼の間にし、市場経済体制が全地球的規模で確立しつつある。こうしたなかで、相次いで提起される複雑な課題を、市場システムや企業システムの解析を通して、具体的に解明することが求められている。これらの新しいニーズに対応するため、本研究科は、現在学部に基礎をおく大学院経済学研究科経営学専攻と経済工学専攻を再編することによって、独立の大学院として部局化をはかり、アドミニストレーション科学研究科（仮称）を設置する。

(2) 設置理由・目的

アドミニストレーション（Administration）とは、企業レベルでは管理、マクロレベルでは政策形成を含む広い概念である。アドミニストレーション科学は、管理に関する科学（管理科学）と政策形成に関する科学（政策科学）を統一した科学としてとらえられる。

本研究科は、マクロレベルから企業レベルまでの多様な課題について、実践的かつ有効な管理・政策ツールの開発および評価システムの確立をめざして、アドミニストレーション科学研究を体系的かつ総合的に行うとともに、有為な人材の育成をはかることを目的とする。特に、以下の 2 点を重視する。

① 国際化した経済社会に対するマクロ政策、環境との調和をめざした産業政策、市場経済と公共経済の融合をもとめる公共政策、企業レベルの活動の分析と評価、エクスパートシステムやデータベース、効率的な情報ネットワークの設計、政策・

管理ツールとしての数理的手法の開発、国際化に対応した国際会計、国際経営開発、情報化に対応した経営会計システム、経営戦略を中心としたマーケティングや分析会計などの管理の諸手法、といった多様な課題について、先端的研究体制を確立する。

② 管理科学や政策科学の先端的研究者の育成のみならず、官庁・企業などに勤務する社会人のスキル形成過程を支援し、留学生に対して、日本の経済政策や日本的経営を参考にしつつ、経済開発や経営近代化のための管理・政策形成能力の養成をはかる。

(3) 再編と構成

現在の経済学研究科経営学専攻と経営工学専攻を再編・統合して、独立の大学院として部局化をはかり、アドミニストレーション科学研究科（仮称）とし、アドミニストレーション科学専攻（仮称）をおく。

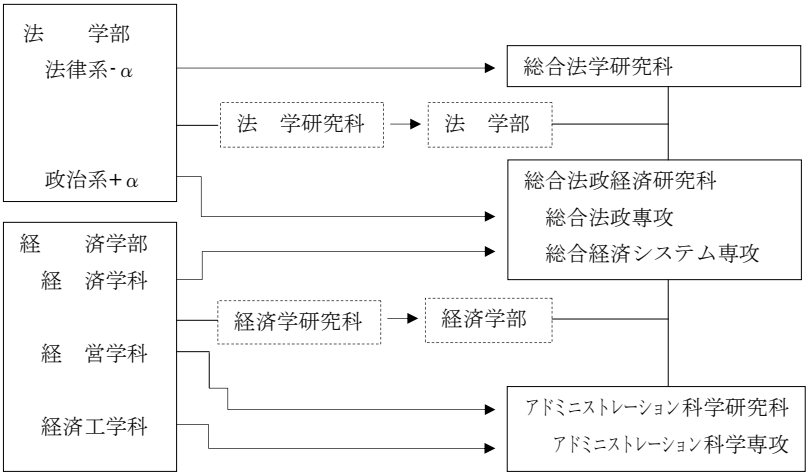

情報系研究科（仮称）

1. 設置趣旨

近年、自然界の諸現象や人間のもつ知的機能、社会現象などの情報を媒体として統一的に捉える新しい学問領域が発展してきており、情報科学や電気工学、応用物理、さらには認知科学などの学問を融合した新しい学問領域を切り拓いて体系化し、その研究と教育を集中して進めることが極めて重要となっている。このような認識をふまえ、物理現象や人間の知的活動の解明から、電子デバイス、ハードウェア、ソフトウェア、応用まで、電気・情報に絡む科学的・工学的諸問題を包括的に捉えて、これら

を融合した学際的な研究・教育を行い、本学のセンター・オブ・エクセレンスとしての使命を果たす新しい研究科を設立する。

2. 研究科の構成

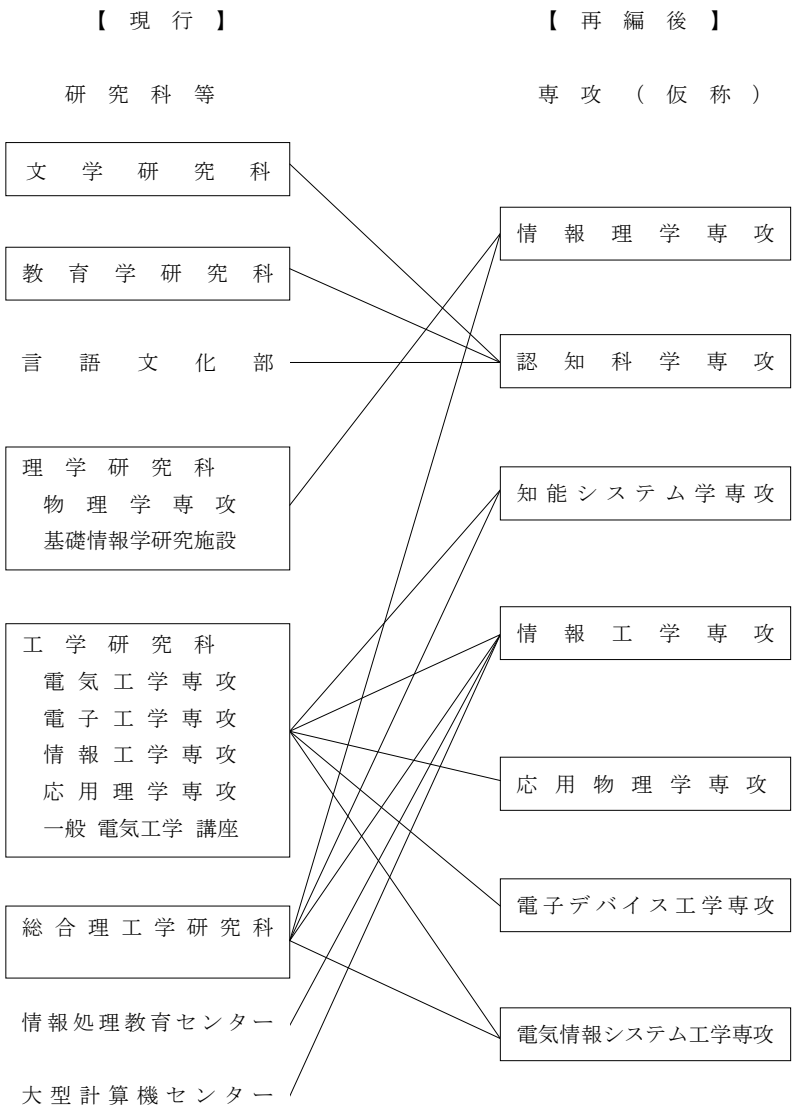

総合理学研究科

1. 設立趣旨

自然科学の最も基礎的な領域における研究と人材養成を格段に強化することが、学問的、社会的、国際的に要請されている。この要請に応えるため、伝統的学問分野に対応して設けられた従来の理学研究科の専攻を改組拡充し、自然の階層性に基づいた 4 つの専攻から成る新たな研究科を編成する。併せて教養部廃止に伴い理学部に移行する 20 数名の教官定員を適切に配置して、教育研究体制を整備充実する。特に、この改組拡充計画へ、理学研究科外からの参加を強く歓迎している。

2. 研究科の構成

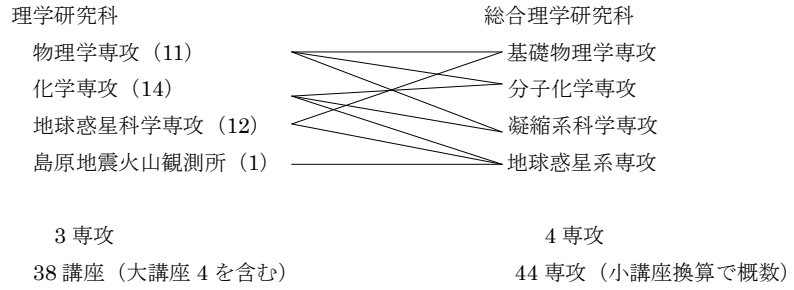

物質系研究科（仮称）

1. 設置主旨

物質は社会とその科学技術がよって立つ基盤である。物質系研究科はこの立場から、①物質の構造と物性・機能を原子・分子・電子のレベルから解明すること、②これに基づいて物質とその物性・機能を設計、合成、製造、評価すること、③さらにその生産プロセスを開発し、物質が環境に及ぼす影響も含めて多角的に評価すること、等に関わる学術の基礎と応用につき教育研究を担当する。物質の範疇を例示すれば、無機、有機、金属、セラミックス、半導体、低分子・高分子、生体関連等である。生産プロセスに関しては加工、反応、分離、混合等に関わる諸装置の設計と制御が対象になる。

2. 研究科の構成

現行（H6.4）		再編後（全て仮称）
工学研究科		物質系研究科
化学機械工学専攻	(7)	化学機械工学専攻
応用化学専攻	(5)	応用化学専攻
合成化学専攻	(6)	合成化学専攻
材料プロセス工学専攻	(5)	材料プロセス工学専攻
材料物性工学専攻	(4)	材料物性工学専攻
		材料開発工学専攻
総合理工学研究科		分子工学専攻
材料開発工学専攻	(5,　2)	
分子工学専攻	(1,　7)	
7 専攻		7 専攻
43　（34,　9）講座		43　（34,　9）講座

総合理工学系研究科（仮称）

1. 設置趣旨

今日の科学技術の質的進展に応えるために、種々の機能を有する構造・機器およびそのシステムの設計・生産・利用技術とエネルギーの変換・開発・活用技術との融合を目指した新たな総合的理工学を構築し、これからの産業基盤を支える総合的な研究と教育を行う。

2. 研究科の構成

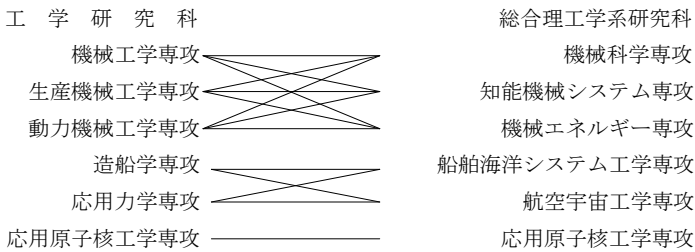

総合理工学研究科	高エネルギー物質科学専攻
高エネルギー物質科学専攻	エネルギー変更工学専攻
エネルギー変換工学専攻	熱エネルギーシステム工学専攻
熱エネルギーシステム工学専攻	
9 専攻	9 専攻
69 講座	69 講座

（注 1）　研究科の大枠の構成を示す。研究科及び専攻の名称は仮称。専攻数の変更の可能性あり。

（注 2）　再編後は大講座制を検討している専攻もある。

地球環境科学研究科（仮称）

1. 設置趣旨

今日、資源、エネルギー、人口、食糧などの諸問題が地球規模での環境を脅かし、人類は未曾有の危機に直面している。したがって、人類が文化的な生存を続けるためには、生産・開発と環境保全との調和を図り、総合的な見地に立った方策の確立が求められている。地球環境科学研究科は、この緊急な課題に関して従来の学問体系を横断し、効果的な教育研究を行うことを目的とする。

2. 研究科の構成

現　行	再　編　後
工学研究科	地球環境科学研究科（仮称）
土木工学専攻	建設システム工学専攻
水工土木学専攻	都市システム工学専攻
建築学専攻	建築学専攻
（熱エネルギーシステム専攻 2 含む）	
資源工学専攻	地球資源システム工学専攻
（地熱開発センター2 を含む）	
総合理工学研究科	
大気海洋環境システム学専攻	大気海洋環境システム学専攻
5 専攻	5 専攻
41 講座（6 協力講座）	41 講座（6 協力講座）

生物資源環境系研究科

1. 設置主旨

現在わが国の産業、政治、経済を取り巻く国内および国外の諸情勢は、従来とは比較にならない速さと範囲で変化を続けている。九州大学農学研究科では、かねてから「変革された農学概念」を基本に改革を計画し、その理念である「地球環境保全」および「持続的で再生がきく生物資源の生産と利用」をさらに調和させるべく努力している。特に、広義の農業および農業関連産業に対応する農学の果たすべき役割は、戦後における大学の新しい出発点となった学制改革の時点よりさらに広範なものとなり、新たな転機を迎えていると判断される。そこには農学教育研究分野の多方面にわたる国際化、多様化した新学際領域の出現、新しい学問領域の発展がある。九州大学農学研究科では、社会的要請である大学院の量的整備と国立大学の現在的使命を十分に自覚し、新発展を求めて生物資源環境系研究科および生命科学研究科として再出発することを計画した。なお、専攻数および講座数については検討中である。

2. 研究科の構成

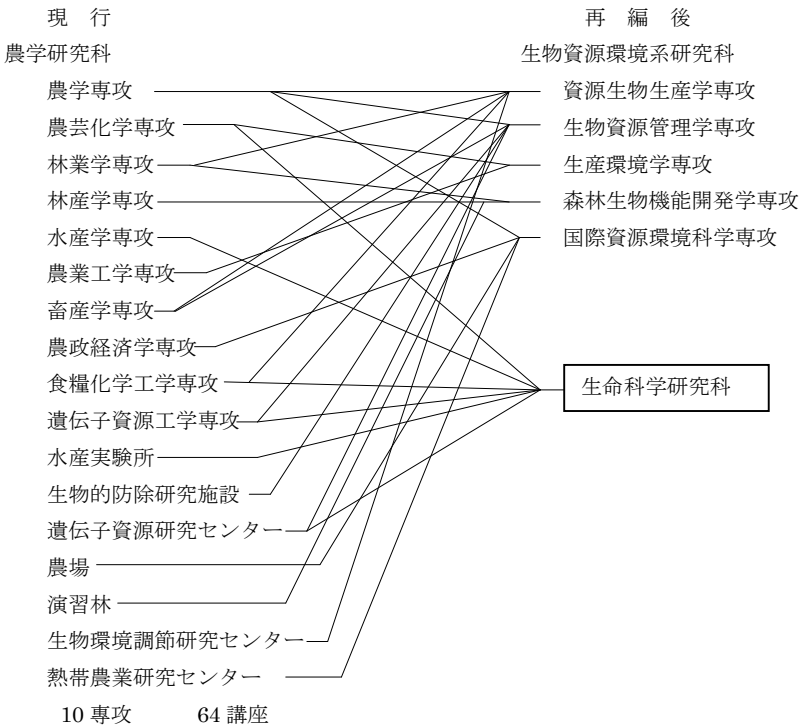

生命科学研究科

1. 設置趣旨

近年の学問諸分野の急激な進展の結果、最先端の研究の担い手であり、同時に高度の研究者の養成を目的とする大学院の重要性が大学内外、産業界で繰返し指摘されている。分子生物学に代表されるように、ここ 30 年の生命科学の進歩はめざましく、理学、医学、農学等の諸分野で学際的研究が進められている。将来、生物進化の科学的実証など、多様な生命現象の分子、細胞、あるいは集団レベルでの解明が飛躍的に進展することが期待される。同時に、応用科学として、人類の生存の基盤をなす生物資源の永続的確保はもとより、完結型生産技術への期待も絶大である。医学、薬学などを通しての社会への貢献も計り知れないものがある。さらに、生命科学は豊かな環境、自然との協調など地球規模の研究をも包含するものである。

しかし、既設の大学院は基礎科学を目的とする理学部、応用を目的とする農学部など、学部に準拠し設置されている。学際領域が拡大しつつある生命科学を飛躍的に発展させるためには、既設研究科を学部横断的研究科へ再編成することが急務である。さらに、新しい研究組織はその成果を社会へ還元すべく、企業在籍者や留学生の教育にも力点を置かねばならない。九州大学ではこのような社会的要請に答えうる研究組織を構成するため理学研究科、医学系研究科、農学研究科を拡充再編して生命科学研究科を設置する。

2. 研究科の構成

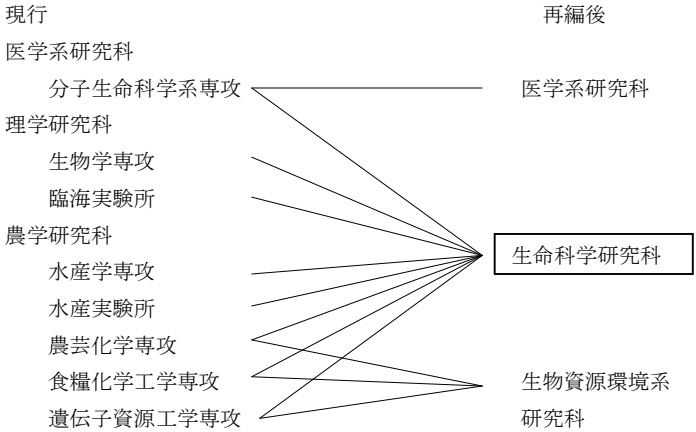

講座数、再編後の専攻名は検討中である。

医学系研究科

1　改組の趣旨

研究・教育・診療を三位一体とした、医学におけるセンター・オブ・エクセレンスの形成を目指す。すなわち、優秀な医学研究者育成課程の基盤的充実を図り、もって先進的研究の維持向上をはかるとともに、善良な臨床医の養成課程を充実して高次萌芽的医療の実践を図る。併せて、学生教育課程の革新を図り、研究と医療に対する目的指向型の学習行動を保証する。さらに、国際性を保持し、知識、技術のグローバルな共有と錬磨の道を拓く。その趣旨は、まさに人類の知的創造活動を象徴するものであり、未来へ、そして自然界へと連なる時間的・空間的な活動のポテンシャルを永遠に不滅のものとし、もって生命科学研究の発展に資する過程を想うことが肝要である。

2　改組の目標

九州大学医学部の沿革、現状分析、ならびに将来展望に照らして、次の事項を行動目標に掲げる。

1)　医科学における基礎研究の醸成とそれによる応用研究の基盤化
2)　科学技術教育の改革による人材の育成
3)　医科学と実践医療の高次有機的結合
4)　研究・教育・診療の各機能における相対的自立性の形成
5)　教育・研究における国際的先進性の維持向上

3　改組の方法

1) 機構の改革

(1) 現行の医学系研究科を改組し、新たに重点化を図る。
(2) 医学系研究科に 7 専攻、2 施設を置く。
(3) 現行の「分子生命科学系専攻」を改組し、一部を全学横断的に設置予定の生命科学研究科（仮称）に組み込み、他を、分子医学生物学系専攻（仮称）に改編する。加えて、カリキュラムの互換を確保し、もって、将来の、さらに大規模・学際的生命科学研究組織の礎石となす。
(4) 医学部学生教育を運営するために、「医学教育協議会」を設置する。
(5) 医学部附属病院は、新たに研究科－病院結合体を創設して、研究に密着した高度医療の基盤化を図るとともに、もって将来にわたって相対的自立性の獲得に道を拓く。
(6) 医学部附属病院薬剤部を薬学研究科の協力講座とする。

2) 教官組織の改組

(1) 現有の講座ならびに病院教官の専任、兼担、併任による柔軟な運用を図る。
(2) 一般教育については、九州大学大学教育研究センターに積極的に参加、活用することにより 6 年一貫教育を実現する。
(3) 医学教育は、ファカルティー（教官組織）を構成し、「医学教育協議会」により運営する。
(4) 研究科教官組織は、専攻・講座・研究単位（学）によって運営する。
(5) 医学部附属病院再開発構想に併せて、横断的統合診療体制と専門診療体制の並立のために、診療・教育・研究の三位一体を図る。

3) 教育研究研修課程の改編
(1) 医学部学生教育は、学科目制度を新設し、単位制のもとに、必須・選択履修制と飛び級制（Md－PhD 制）を設ける。
(2) 高度専門医と高度研究者の育成のために、カリキュラムの異なる大学院課程を多岐に設ける。
(3) 臨床研修については、医療の維持向上に有為の人材を養成するため、学会認定医制度協議会の大綱に合わせて、卒後臨床研修を充実する。
(4) 現行の、論文博士制度、ならびに研究生制度は当面そのままで継続する。
(5) 教育研究カリキュラムに留学生コースを設置し、国際貢献の基盤化を図る。

付図 1　教育研究分野の編成概念図

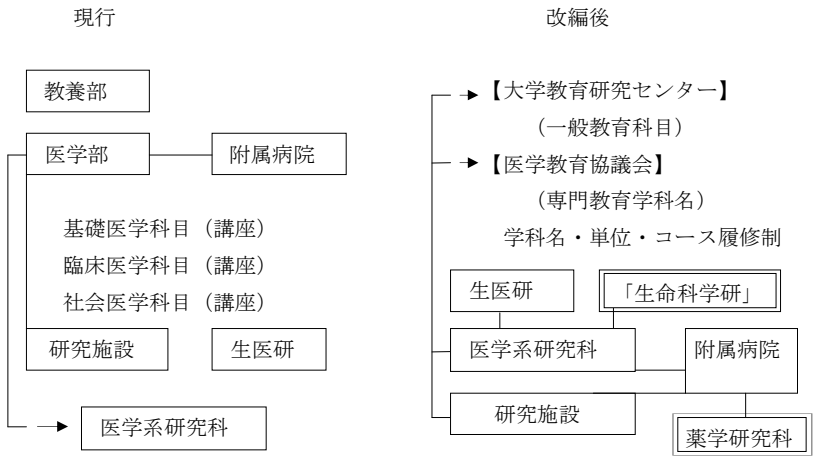

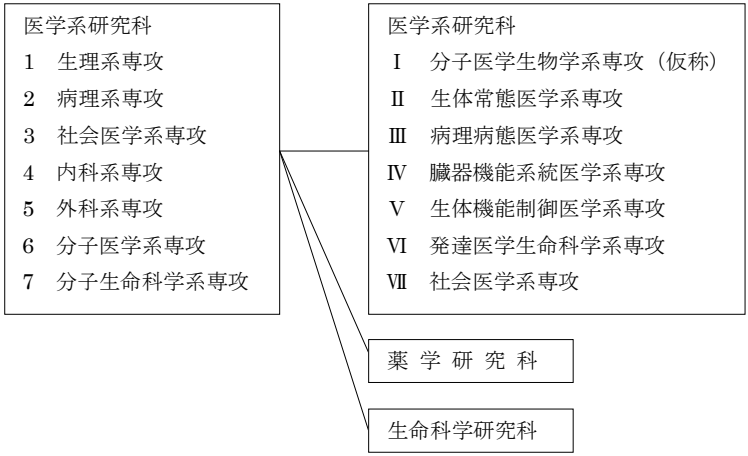
医学系研究科
1　生理系専攻
2　病理系専攻
3　社会医学系専攻
4　内科系専攻
5　外科系専攻
6　分子医学系専攻
7　分子生命科学系専攻
医学系研究科
Ⅰ　分子医学生物学系専攻（仮称）
Ⅱ　生体常態医学系専攻
Ⅲ　病理病態医学系専攻
Ⅳ　臓器機能系統医学系専攻
Ⅴ　生体機能制御医学系専攻
Ⅵ　発達医学生命科学系専攻
Ⅶ　社会医学系専攻
薬 学 研 究 科
生命科学研究科

付図２　教官組織概念図

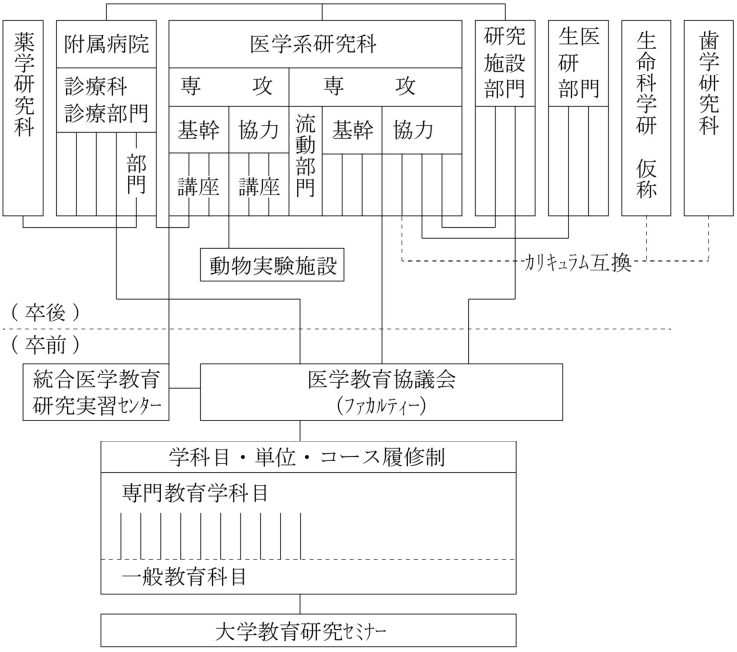
薬学研究科
附属病院
診療科
診療部門
部門
医学系研究科
専　攻
専　攻
基幹
協力
流動部門
基幹
協力
講座
講座
研究施設部門
生医研部門
生命科学研　仮称
歯学研究科
動物実験施設
カリキュラム互換
（卒後）
（卒前）
統合医学教育研究実習センター
医学教育協議会（ファカルティー）
学科目・単位・コース履修制
専門教育学科目
一般教育科目
大学教育研究セミナー

付図 3　教育・研究・研修課程概念図

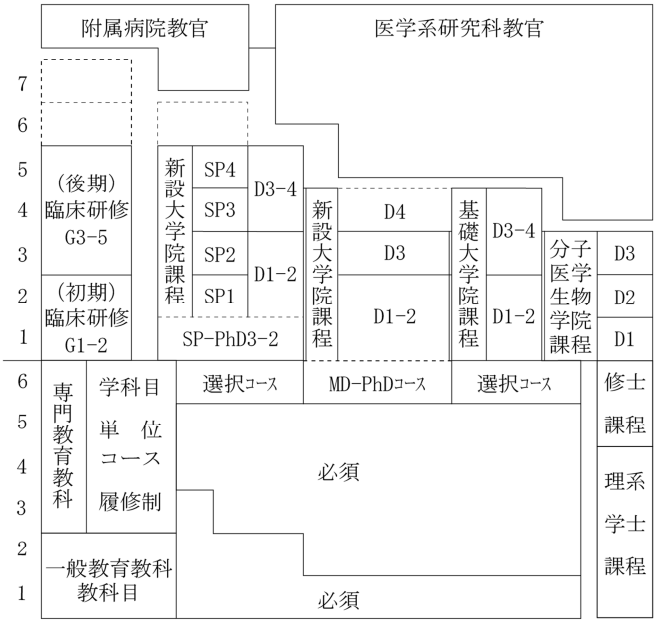

歯学研究科の改革

全学規模の研究科再編に歯学研究科が関わるとすれば、健康科学という共通の志向を有する医学、薬学の両研究科を加えた 3 研究科を包含する視野で考えなければならないであろう。

しかし現在その機は学部内外ともに熟していない。したがって今回はこれまで検討してきた歯学研究科単独の改革案をさらに詰めるとともに、共通カリキュラムの設定等により他の研究科との連繋を緊密にすることに努力する。なお上記のようなより広視野に立つ抜本的再編改革については、中長期的課題ととらえ、鋭意研究を進める必要がある。

現在検討中の改革案の骨子は以下の如くである。

1) 研究科内部をより開放的な構造に変換するために、大講座制の採用を検討する。大講座の内容については、基礎系と臨床系の連繋に配慮する。

2) 優秀な外国人学者が研究科の一員として常時滞在することは国際化の推進のた

めに極めて重要である。このため客員講座を設置することを考える。

3) 大学院に標準コースに加えて次のような複数のコースを設け、多様なニーズに応えることを検討する。

①学部大学院一貫コース：学部における選択科目として研究を開始することにより、大学院進学後は早期の学位論文提出を可能とし、能力と意欲のある学生に才能をフルに発揮する機会を与える。

②パートタイムコース：歯科医師として医業に従事しつつ大学院を修了することを可能にする。

③ディプロマコース：リフレッシュ教育を大学院の重要な機能と位置づけ、学位授与に直結しない本コースを置く。

薬学研究科

1　設置趣旨

薬学の使命は人々の健康維持に中心的役割を果たす医薬品の創製ならびにその臨床適用に係わる基礎研究と人材の育成・供給である。薬学研究科ではここ数年、特に医薬品の臨床適用に係わる教育・研究の充実を目指し、「医療薬学」独立専攻の新設に鋭意努力してきたが、平成４年度には修士課程設置が許可された。本年、年次計画に基づいての博士後期課程設置を申請中である。本専攻設置後は製薬化学、薬学の既設 2 専攻と合わせて３専攻となるが、既設２専攻は有機化学及び生物科学を基礎とした創薬化学と生命薬学にそれぞれ改組する予定である。（下表参照）

薬学研究科では将来的には学際的な大学院を中心とした教育・研究体制への移行が必須と考えており、大学院の充実を最重点事項と認識している。具体的には医・歯研究科およびその他関連研究科との連繋強化、再編を念頭に置いている。

2　研究科の構成

（現　行）

専攻名		講座名	学生定員 MC	学生定員 DC
（一般専攻）	薬学専攻	生薬学	3	1
		衛生化学・裁判化学	2	1
		生理化学	3	1
		薬品分析化学	3	1
		微生物薬品化学	2	1

（再　編　後）

専攻名		講座名	学生定員 MC	学生定員 DC
（一般専攻）	創薬化学専攻	薬化学	2	1
		*薬物設計化学	2	1
		放射性薬品化学	2	1
		*天然物薬品化学	3	1
		生薬学	3	1

	製薬化学専攻	薬品物理化学	2	1
		薬化学	2	1
		植物薬品化学	2	1
		薬品製造化学	2	1
		放射性薬品化学	2	1
（独立専攻）	医療薬学専攻	免疫薬品学	5	2
		薬物動態学	5	2
		薬効解析学	2	1
		製剤設計学	2	1
		医薬品情報解析学	2	1

3 専攻　　15 講座

	生命薬学専攻	生理化学	3	1
		微生物薬品化学	2	1
		*生体物理化学	2	1
		*薬品計測化学	3	1
		衛生化学・裁判化学	2	1
（独立専攻）	医療薬学専攻	免疫薬品学	5	2
		薬物動態学	5	2
		薬効解析学	2	1
		製剤設計学	2	1
		医薬品情報解析学	2	1

3 専攻　　15 講座

注：独立専攻の博士課程の学生定員は予定である。

＊：薬品製造化学、植物薬品化学、薬品物理化学および薬品分析化学からそれぞれ名称変更

追　記

1. 本案は、再編の大枠を示したものであり、各研究科の内容についてはさらに検討し、具体案をつくる。
2. 健康科学センターについては、特にふれなかったが、今後、医、歯、薬学研究科との関連において検討する予定である。

656　九州大学改革の大綱案

（『大学広報』No. 831　1995（平成 7）年 4 月 14 日）

九州大学の改革の大綱案

平成 7 年 3 月 30 日

九　州　大　学

はじめに

九州大学将来計画小委員会は、「九州大学における大学改革の基本構想」（平成 4 年 6 月 5 日評議会決定）にもとづいて、その具体化について鋭意審議を重ねてきた。

その具体化の第一歩として、一般教育及び全学共通教育のあり方について審議を重ねるとともに、大学院の新しい研究科の設置に向けて準備を進めてきた。これは、平成 6 年度に教養部の廃止と教養部教官の再配置、全学共通教育にかかわる大学教育研究センターの設置、新しい独立研究科としての比較社会文化研究科と数理学研究科の設置となって実現した。

また、平成 5 年 6 月 3 日に「大学院改革専門委員会」を設置し、大学院改革についての検討案の作成を依頼した。同委員会は、平成 6 年 1 月 25 日に「九州大学大学院再編案」を将来計画小委員会に報告した。

さらに、2 月 18 日に「大学院改革専門委員会」を改組して、「大学改革専門委員会」を設置し、九州大学の整備充実及び教育研究の高度化等についての検討案の作成について依頼した。同委員会は、6 月 28 日に「九州大学における学士課程教育改革の基本方向について」、9 月 20 日に「九州大学における教育研究組織と管理運営の改革の基本方向について」を相次いで将来計画小委員会に報告した。

将来計画小委員会は、これらの報告を受けて、大学改革専門委員会委員の参加（オブザーバー）を得ながら、「改革の大綱案」を作成する方向で本格的な議論を開始した。

9 月 27 日に大学改革専門委員会委員の一部交替が行われ、引き続き残された課題についての審議を依頼した。さらに、11 月 30 日に専門委員会委員の拡充をはかり、「改革の大綱案」のとりまとめを依頼した。

他方、「基本構想」に示されている「ハウス構想」について具体化するために、11 月 11 日に「ハウス構想検討グループ」を設置し、案の作成を依頼した。「検討グループ」は、12 月 9 日に「ハウス構想案」を将来計画小委員会に報告した。

「大学改革専門委員会」は、重要なテーマについて将来計画小委員会での討論をえながら、検討を重ね、平成 7 年 1 月 20 日に「九州大学の改革の大綱案」を将来計画小委員会に報告した。

将来計画小委員会は、この 2 つの報告をもとに、九州大学の改革のあり方について全学的な検討を推進しつつ、頻繁に会議を開催し、徹底した論議を進めてきた。

以上のような経過をふまえて、ここに「九州大学の改革の大綱案」を定める。

この大綱案は、4 章より構成されている。Ⅰ章では、九州大学がなぜ改革されなければならないかについて述べ、Ⅱ章では、どのように改革するか、そのポイントを 4 つに絞って説明し、Ⅲ章では、こうした改革の内容を前提としたうえでの研究科及び系、研究院の編成の大枠を提示した。そのうえで、Ⅳ章でこれらをまとめる形で大学改革の要項を文章化した。その意味で、Ⅳ章は改革の内容を全体としてまとめたものであり、当然のこととしてⅡ章及びⅢ章と重複する部分が少なくない。

ここでは、多くの点で大胆な改革案が提示されているが、それは、あくまで新キャンパスの建設が完了すると思われる 21 世紀初頭をターゲットにしたものであり、改革案の実現に当たっては、今後の九州大学をめぐる情勢の変化、改革にかかわる法令の整備状況、それぞれの部局での合意形成等を慎重に見極めながら、具体的プランをたて、早急かつ着実に進めていくことが望まれる。

なお、附置研究所・附属施設等の改革、外国語教育、情報処理教育、健康・スポーツ科学等教育の改革、企業や市民との研究協力と交流の強化、国際的連携の強化など

については、「大学改革専門委員会」の報告をまって、引き続き将来計画小委員会で検討する予定である。

Ⅰ　社会の潮流と九州大学改革の方向

1. 21 世紀初頭の社会と大学への要請

九州大学の改革を考えるに当たっては、新キャンパスの建設が完了すると思われる 21 世紀初頭の社会の変化の基調を見据え、新しい時代が九州大学に何を要請するかを大筋で見極めなければならない。わが国の社会の流れは、大きく次の三つに集約することができる。

一つは、グローバリゼーションの本格化である。冷戦崩壊後、東アジア諸国は急速な経済成長をみせ、北アメリカ、ヨーロッパとともに三極体制の一角を占める勢いをみせている。その中で、アメリカや E.U.とともに、世界の平和と安定、地球環境保護、途上国の成長支援等先進国としてのわが国の国際的責任がますます大きくなっている。また、アジア諸国との社会・経済・技術・文化等多面的な交流と提携の強化が期待されている。

このことは、わが国の科学技術や学術文化の世界的レベルでの飛躍的発展、それを担う次代の優れた研究者の養成、アジア諸国との科学技術協力の推進、さらにはこれらの国々の次代を担う人材養成への協力等、わが国の基幹大学の国際的役割はますます大きな意義をもってくることを意味している。

社会の変化の第二の流れは、高度知識・情報社会といわれる新しい社会の到来である。時代は、モノを加工する物財生産中心の社会から、知識や情報を加工して新たな知識や情報をつくりだす知識・情報社会へと次第に比重を移しつつある。ソフトウェアやデザイン、設計、研究・開発等知識そのものの生産が大きな役割を果たすとともに、モノづくりも知識集約化の度合を高めている。必然的に科学技術や文化等高度な知識を必要とする管理・専門・技術に従事する職業人の需要が急増することが予想される。専門職業人の養成には、当該専門知識はもちろん、総合的知識の修得が不可欠となる。また、科学技術や学術文化の発展における企業や市民との連携もますます不可避となってくる。

このことは、従来の 4 年制を前提とした大学教育に加えて、より高度な専門的知識を身につけた社会人の養成への期待が飛躍的に高まるとともに、すでに社会で活躍している人々が再び大学にもどり、社会での経験を基礎にし、より高度な科学・文化を学習するニーズが大幅に増大することを意味している。また、学習過程にある学生や大学院生が積極的に学際的な知識を身につけたり、大学間の移動による多様な教育機会に接触する等、移動と交流の活発化に対応して、学内の教育組織間はもちろん、大学間の交流と移動がスムースになるよう、全体として開放的な大学となることが要請

されてくる。また、企業や市民と大学との研究協力のニーズも増大してくる。

第三の潮流は、わが国が人口減少・低成長といった成熟社会に入るとともに、生産中心から生活中心へ、モノから心へ、ハードからソフトへといった人々の価値観が次第に変化し、高質の生活を求めるニーズが急速に高まるものとみることができる。また、高齢化社会の到来とともに、医療・福祉へのニーズも飛躍的に増大するであろう。人々がクォリティ・オブ・ライフを求める時代が確実に定着しつつある。

このことは、大学を離れた市民が、仕事と直接かかわらなくとも、心の豊かさを求めて専門的知識や文化的機会を得るために大学の門を叩く動きを加速させることを意味している。また、高度医療や福祉への貢献を大学に求めるとともに、これを担う優れた人材の養成も緊急の課題となってくる。大学のなかでえられた科学技術、学術文化、医療保健等の研究成果を市民に還元することへの社会的要請が一層強まることが予想される。

21 世紀初頭のわが国社会の潮流とそこから導かれる大学への要請を、このようにみるならば、基幹大学における改革のねらいもおのずから絞られてくることになる。それは、以下の 5 点に要約されるであろう。

① 国際的・先端的学術研究の継続的発信
② 国際的・先端的学術研究を担う人材の養成
③ 管理・専門・技術等高度職業人の養成と社会人の再教育
④ 急増する留学生に対応した教育システムの確立
⑤ 企業や市民との研究協力と交流の強化

九州大学もまた、こうした社会の潮流が求める大学への要請に応える方向での改革を模索しなければならない。

2. 九州大学の直面する課題と改革の方向

九州大学は、1911 年の創設以来、80 年余の長い伝統を有し、わが国の有力な基幹大学として、多数の優れた人材を社会に送りだしてきた。また、それぞれの学界をリードする幾多の研究業績を世に問い続けてきた。とくに、多数の学部をもった総合大学としての特色は、学部間の交流を通じて、総合的な素養を身につけた学生の育成、学際的研究の機会の提供等教育研究の面で著しく有利な条件となっている。また、韓国・中国等アジア諸国に近接して立地していることは、人材や研究の面で太い交流の歴史を有し、現在も活発な交流が行われている。こうした蓄積のうえに立ち、また、恵まれたポテンシャルを生かして、今後一層有為な人材を養成し、秀でた研究成果を学界に提起し続けていくとともに、21 世紀の社会の潮流が求める大学像を実現していくためには、なお克服しなければならない課題を直視し、その解決につとめることが求められる。それらの多くは、九州大学特有のものではなく、わが国の大学がほぼ共通にもっている課題であるが、新しい基幹大学の構築を求められている九州大学とし

ては、全国にさきがけて解決に取り組まなければならない。以下、幾つかの重要な課題を指摘してみたい。

第一は、長い伝統をもった学部・学科・講座が存在し、教官や院生がそこに所属する形をとっており、伝統を引き継ぎつつ優れた研究業績をあげてきたものの、ともすれば組織の維持・拡大の論理が先行し、組織の硬直性をもたらしていることである。このため、時代の潮流に対応した国際的・先端的・総合的研究教育の要請に対して、学部・学科・講座を越えた大胆な協力、さらには既存の学部・学科・講座の大幅な再編を含むリストラクチャリングができにくい等の障害をもたらしている。

さらに、こうした組織の細分化・固定化と密接にかかわって、教官等研究者の流動性の低さ、マンネリズムからくる刺激のなさ、競争原理が有効に働かない等、研究の継続的発展からみればマイナスとなるような「甘えの構造」の存在も否定できない。

こうした教育研究組織の細分化・個別化とその固定性・硬直性、研究者流動の停滞性等は、優れた学術研究成果を継続的に発信し、かつそれを担う優れた人材を養成するセンター・オブ・エクセレンスの構築をめざす九州大学にとっては、是非とも解決されなければならない課題である。

第二は、国際的・先端的学術研究を担う次代の研究者の養成、高度知識・情報社会に対応した高度な専門職業人の養成といった大学の役割からみれば、現在の大学院の教育体制が著しく不十分である点である。これは、もともと九州大学が学部中心に教育を行ってきたことと深くかかわっており、時代の要請に積極的に対応するには、大学院中心の教育に転換しなければならないところにきていると思われる。

文系における修士課程への低進学率が続くとともに、修士課程への高い進学率を誇っている理系においても博士（後期）課程への進学率が低迷している。さらに近年急速な改善がみられるものの、課程博士授与率もまだまだ低い水準にある。こうした状況は、ますます増大する大学院教育への社会のニーズからみれば九州大学がふさわしい対応をしていないことを物語っている。実験・実習・ゼミナール等少人数教育にふさわしい器具・設備や部屋が整備されていないこと、研究費が十分に確保されないこと、大学院生の安定した収入や生活条件が確保されないこと等、なお解決されなければならない課題が山積している。同世代の若者にとって、文系では学部卒業時点で、理系では修士修了時点で、それぞれ修士や博士課程への進学が必ずしも魅力のある選択の対象となっていないことは十分に考慮されなければならない。さらに、近年急増している留学生に対する大学院教育も必ずしも系統的でなく、生活その他への配慮に多くの課題を残している。

第三に、学士課程教育にかかわるいくつかの課題の存在である。九州大学では教養部の廃止による学部教育の大幅な再編が進行している。教養教育がカリキュラムにおいても担当教官の面でも専門教育と機械的に切り離されていた状況を大幅に改善し、

全学共通教育と専門教育を有機的に結合した 4 年（医学部と歯学部は 6 年）一貫教育体制が緒についたばかりである。

しかし、学部教育の課題はこうした改革によって抜本的に改善されるわけではない。長い偏差値教育を経て入学した学生が、思考方法の異なる大学教育に不適応を示したり、学習意欲をもてずにキャンパスから離脱する現象が確実に増加しており、高い留年率が続いている。こうしたことは、偏差値教育と厳しい受験競争の後遺症とみることもできるが、九州大学の入試のあり方や教育カリキュラム、教育内容とかなりの程度かかわっていることも否定できない。

とくに、それぞれの学科が優れた学生を早くから獲得したいというねらいのもとで、入学試験時点で学科別に定員を確保するやり方が定着している。これは、高校卒業時点で自己の希望や適性が十分に確立していない学生に、専門の早期の選択を迫るものである。入学後の学部・学科変更が困難という状況も加わって、大学への不適応と学習意欲低下をもたらす一つの要因となっていると思われる。

また、学問の細分化や高度化が教育カリキュラムの講義内容にストレートにもちこまれ、総合的・基礎的知識が身につかないまま未消化に履修される傾向が強まっている。これも学生の学習意欲の低下とレベルの低下の一因となっていることは否定できない。

第四に、大学を支えている社会との連携の不十分さである。高等教育による人材の育成、高度ではあるが間接的な影響をもたらす研究成果の発表等、大学は社会と密接にかかわってきたが、こうしたこととは別に、大学は社会との直接的なかかわりを求められている。医学の面では診療という形で市民と深くかかわり、科学技術の面では産学協力が多分野で進められてきた。また、文化の面でも自治体や市民と多様なかかわり方をしてきた。しかし、今後一層強まるものとみられる社会のニーズからみれば依然十分とは言えない。加えて、急増しつつある社会人の大学院再入学に対しては、量的にも質的にも積極的な対応が迫られている。

また、教育研究における国際的連携については、いくつかの積極的な試みがなされているものの、まだ緒についたばかりであり、今後の国際化の進展がもたらす多様なニーズからみれば、ハード・ソフト両面でなお十分ではなく、その充実は緊急の課題となっている。

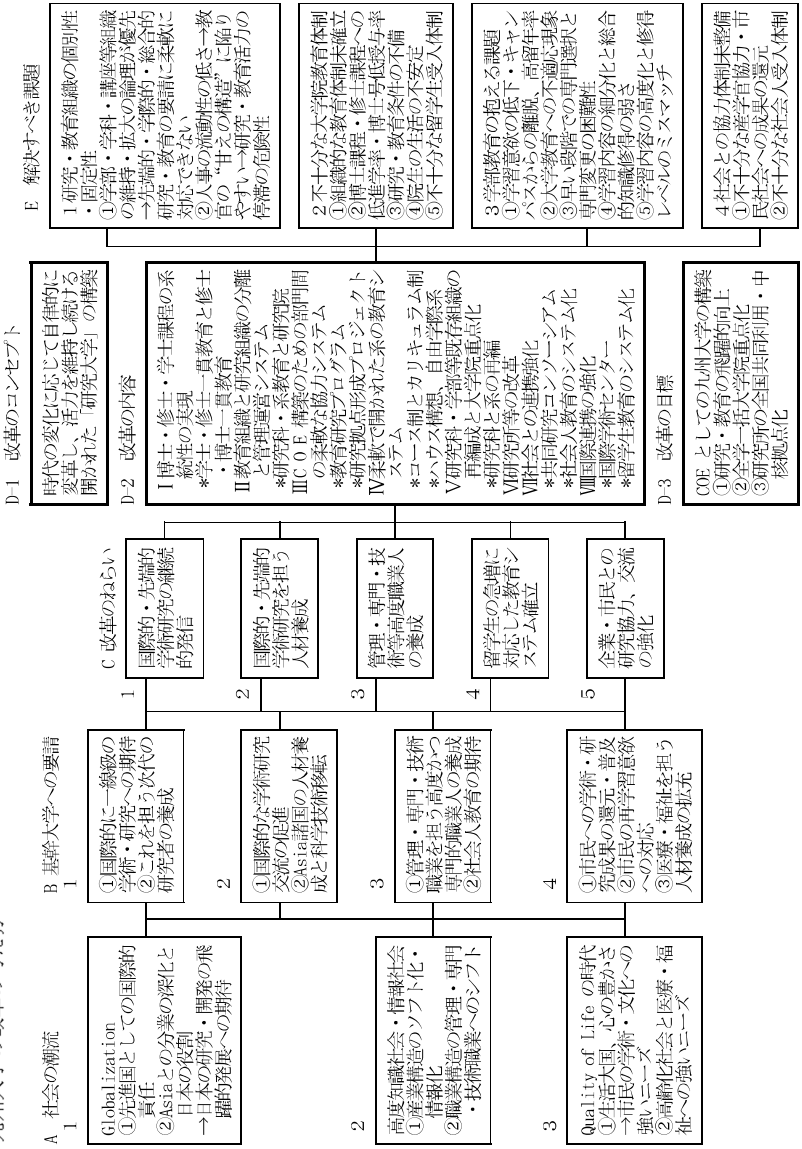
九州大学の改革の考え方
A 社会の潮流
1
Globalization
①先進国としての国際的責任
②Asiaとの分業の深化と日本の役割
→日本の研究・開発の飛躍的発展への期待
2
高度知識社会・情報社会
①産業構造のソフト化・情報化
②職業構造の管理・専門・技術職業へのシフト
3
Quality of Life の時代
①生活大国、心の豊かさ
→市民の学術・文化への強いニーズ
②高齢化社会と医療・福祉への強いニーズ
B 基幹大学への要請
1
①国際的に一線級の学術・研究への期待
②これを担う次代の研究者の養成
2
①国際的な学術研究交流の促進
②Asia諸国の人材養成と科学技術移転
3
①管理・専門・技術職業を担う高度かつ専門的職業人の養成
②社会人教育の期待
4
①市民への学術・研究成果の還元・普及
②市民の再学習意欲への対応
③医療・福祉を担う人材養成の拡充
C 改革のねらい
1 国際的・先端的学術研究の継続的発信
2 国際的・先端的学術研究を担う人材養成
3 管理・専門・技術等高度職業人の養成
4 留学生の急増に対応した教育システム確立
5 企業・市民との研究協力、交流の強化
D-1 改革のコンセプト
時代の変化に応じて自律的に変革し、活力を維持し続ける開かれた「研究大学」の構築
D-2 改革の内容
Ⅰ博士・修士・学士課程の系
・継性の実現
*学士・修士一貫教育と修士・博士一貫教育
Ⅱ教育組織と研究組織の分離と管理運営システム
*研究科・系教育と研究院
Ⅲ COE 構築のための部門間の柔軟な協力システム
*教育研究プログラム
*研究拠点形成プロジェクト
Ⅳ系軸で開かれた系の教育システム
*コース制とカリキュラム制
*ハウス構想、学部等既存組織の再編成と大学院重点化
Ⅴ研究科・学部等既存組織の再編成と系の再編
*研究科と系の再編
Ⅵ研究所等の改革
Ⅶ社会との連携強化
*共同研究コンソーシアム
*社会人教育のシステム化
Ⅷ国際連携の強化
*国際学術センター
*留学生教育のシステム化
D-3 改革の目標
COE としての九州大学の構築
①研究・教育の飛躍的向上
②全学一括大学院重点化
③研究所の全国共同利用・中核拠点化
E 解決すべき課題
1 研究・教育組織の個別性・固定性
①学部・学科・講座等組織の維持・拡大の論理が優先
→先端的・学際的・総合的研究・教育の要請に柔軟に対応できない
②人事の流動性の低さ→教官の“甘えの構造”に陥りやすい→研究・教育活力の停滞の危険性
2 不十分な大学院教育体制
①組織的な教育体制未確立
②博士課程・修士課程への低進学率・博士号低授与率
③研究・教育条件の不備
④院生の生活の不安定
⑤不十分な留学生受入体制
3 学部教育の抱える課題
①学習意欲の低下・キャンパスからの離脱、高留年率
②大学教育への不適応現象
③早い段階での専門選択と専門変更の困難性
④学習内容の細分化と総合的知識修得の弱さ
⑤学習内容の高度化と修得レベルのミスマッチ
4 社会との協力体制未整備
①不十分な産学官協力・市民社会への成果の還元
②不十分な社会人受入体制

Ⅱ　九州大学の改革の主な内容

21 世紀のわが国社会の潮流を背景とした大学への要請と現在の九州大学の抱える課題の二つのベクトルから、九州大学の改革の基本方向が浮かび上がってくる。

それは、一言で表現すれば、「時代の変化に応じて自律的に変革し、活力を維持し続けるシステムが内部にビルド・インされ、かつ国際的にも社会的にも開かれた研究大学の構築」ということになる。これが、九州大学の改革のコンセプトである。

こうしたシステムの構築を通して、全学一括して大学院重点化をはかり、かつ附置研究所の全国共同利用化あるいは中核拠点化を推進し、研究・教育水準の飛躍的向上をはかることによって、センター・オブ・エクセレンスとしての「大学院重点化大学」を構築することが改革の最終目標となる。

改革の具体的内容については、以下の 8 点に集約される。

① 博士・修士・学士課程教育の系統性
　――学士・修士一貫と博士一貫の併存
② 教育組織と研究組織の分離と管理運営システム
　――研究科・系教育と研究院の分離と連携
③ COE 構築のための柔軟な協力システム
　――教育研究プログラムと研究拠点形成プロジェクト
④ 柔軟で開かれた系の教育システム
　――系・コース制の導入と自由学際系及びハウス
⑤ 研究科と系の再編
⑥ 附置研究所・附属研究施設等の改革
⑦ 社会との連携の強化
⑧ 国際的連携の強化

このうち、⑥の 3 つの附置研究所、健康科学センター、言語文化部、医療技術短期大学部の再編、及び⑦と⑧については、大学改革専門委員会の「続・九州大学の改革の大綱案」の報告をまって、引き続き検討し，結論を得たい。本章では①、②、③、④の改革の根幹部分にふれてみよう。なお、⑤については次章で論述する。

1. 学士・修士・博士課程教育の系統性－学士・修士一貫と博士一貫の併存

21 世紀の前半を見通すとき、九州大学での学士・修士・博士教育の系統性をいかなる形で確保するかは重要な改革のテーマである。

高度知識・情報社会が到来し、管理・専門・技術等高度専門職業人の社会的需要が増大することを考えれば、従来の 4 年制の学士課程の教育ではこうした新しい人材需要に十分に応える教育をすることができない。したがって、学士課程教育にさらにより高度な修士課程教育を付加した学士・修士一貫教育をするのが適当である。付加さ

れた修士課程は主として高度専門知識を身につけた職業人の養成のためのものである。当然、すでに学士課程を卒業し、社会で活躍している人々の再教育の場としても有効な役割を果たすものである。

九州大学では、学部学生定員を分母にし、大学院修士 1 年生を分子とした「大学院進学率」をみると、理系 3 学部→理系 5 研究科で 70.8%と薬学部→薬学研究科で 80.0%と高い「進学率」を誇っている（平成 6 年度）。もちろん、修士課程には他大学の卒業生がかなり入学しているので、「進学率」はこれよりいくらか低くなる。しかし、理系においては事実上過半の学生が学士・修士を通した教育を受けている。しかし、文系 4 学部→文系 5 研究科でみると 24.9%にとどまっている。時代の流れが文系においても高度専門知識をもった人材の養成を不可避としているものの、過半の学生が修士課程に進学するようになるにはかなりの時間を必要とするであろう。

こうした時代の流れをふまえれば、九州大学が、21 世紀初頭の社会経済情勢を先取りし、高度専門職業人の養成に教育の重点を移行して、学士・修士課程を一貫した系統カリキュラムで教育するという学士・修士一貫制を採用することが望ましい。

他方で、学士・修士一貫教育に踏み切ることに大きな問題点が存在している。わが国の大学は学士 4 年制をとっており、そのもとで大学入試の受験競争が行われている。九州大学だけが学士・修士一貫制をとるならば、分野によっては受験生から敬遠される可能性は否定できない。たとえ敬遠されなくても、4 年で卒業して社会人となるコースが一般的であれば、一貫制に入ってきても 4 年で社会にでることを希望する学生はかなりの比率になるものと思われる。入学試験、4 年卒業・就職、各種国家試験等大学教育をめぐる環境のなかで、他大学とのバランスを欠いて、九州大学だけが突出することのリスクは小さくない。21 世紀初頭を見通して早くから学士・修士一貫教育に踏み切ったとしても、実体としての 4 年制の併用、4 年制定員の漸減措置等激変緩和を伴う経過措置を慎重に進めていくことが不可欠である。

また、学士・修士一貫制を採用した場合、修士と博士課程の系統性をどう確保するかという別の問題が発生してくる。すでに、研究者養成の視点から博士前期、博士後期課程の一貫カリキュラムを採用している研究科も少なくない。さらに、飛び級制度を活用して英才教育をほどこし、期間を短縮して博士号を授与する動きも次第に活発となっている。国際的・先端的学術研究を担う人材の養成にとっては、先端的・専門的教育を系統的にすること、つまり修士と博士課程の系統性の強化は不可欠の課題である。

このように、修士課程は、高度専門職業人の養成のための高度専門教育としての性格と、優れた研究者の養成のための博士課程としての性格と 2 つの異なった位置づけが併存することになる。この場合、制度的には学士・修士一貫課程の組織（系）と博士（後期）課程の組織（研究科）に分け、前者の修士課程に博士前期課程的なコース

を置くことになるか（βタイプ：11 ページ参照）、学士・修士一貫課程としての系と博士一貫課程（いわゆる博士前期課程と後期課程の定員を同じにし、一貫したカリキュラムで教育する。修士を取得せずに博士取得を原則とするが、修士取得も可能）又は修士・博士課程としての研究科の 2 つを併存する（γタイプ：11 ページ参照）か、二つの考え方があるが、今後の高度専門職業人の養成の急増と優れた若手研究者の養成という二つの異なったニーズを考えれば、学士・修士課程（系）と博士一貫課程（研究科）の併存を原則とするのが適当であろう。ただし、学士・修士課程としての系と対応関係が弱い独立研究科については、研究科に修士課程を併設することが適当であり、また、文系にみられるように、4 年制の学士課程で終了する学生が主流となっている間は、あえて学士・修士を一貫化せず、当面研究科内に修士を置く等の経過措置が必要と思われる。理系においても、学士・修士一貫に見合った法令の整備がなされるまでの経過措置は柔軟になされなければならない。いずれにしても、今後具体化に当たっては、多面的な影響に配慮しつつ、実行に移すことが適当であろう。また、系の修士課程と研究科との間の学生の移動については、できるだけ柔軟に対応することが望ましい。

ここで、研究科は、学術研究の推進に COE 構築の中核的な役割を担うとともに、高度な研究能力をもつ研究者の養成に従来にも増して重要な役割を果たし、さらに高度の専門的知識・能力を持つ人材の養成や社会人の再教育においても大きく寄与することが期待される。系においては、従来の学士課程教育のうえに、より高度な修士課程教育を行うことにより、専門的知識・能力を持つ人材の養成や社会人の再教育、自己啓発のための学習機会の提供等、きたるべき高度知識社会にふさわしい役割を担うものと思われる。いずれにおいても、大学院教育の役割は今後ますます重要となるものと予想され、研究科や系における大学院に対する教育研究経費、量的整備、施設設備等の抜本的な充実が急がれる。

学士・修士・博士課程の系統性

1．学士・修士をめぐる二つの考え方

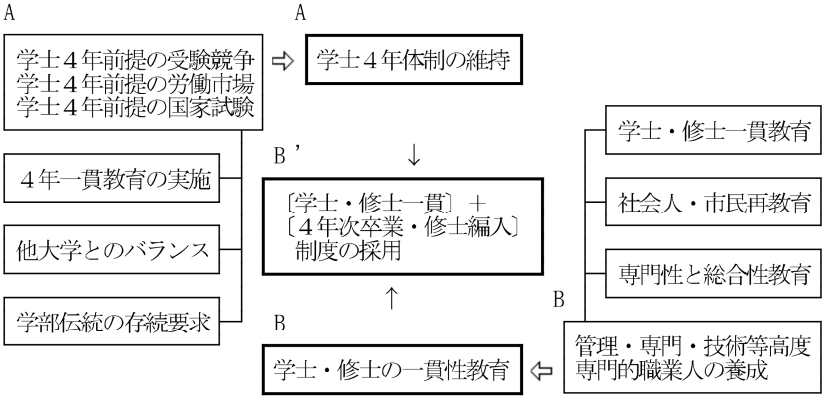

2．修士・博士をめぐる二つの考え方―修士課程の位置づけに相違

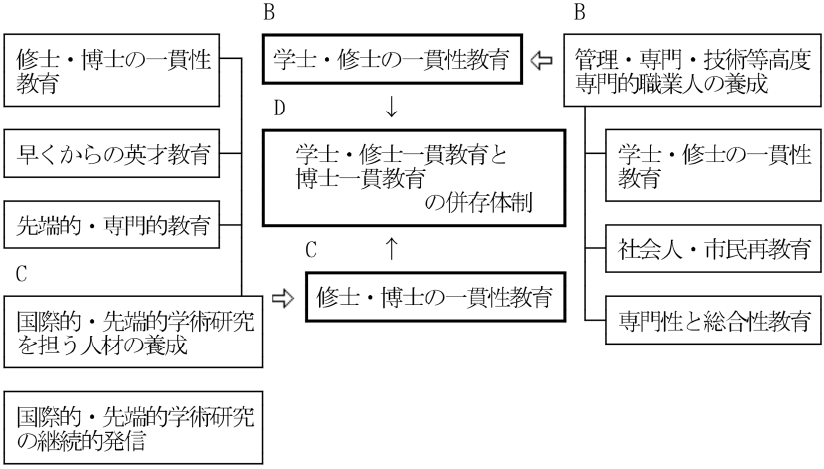

現行方式と改革の方向

現行方式（α）学士４＋修士・博士

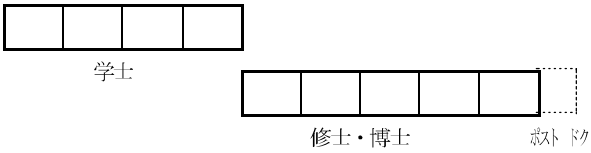

学士・修士一貫＋博士のケース（β）

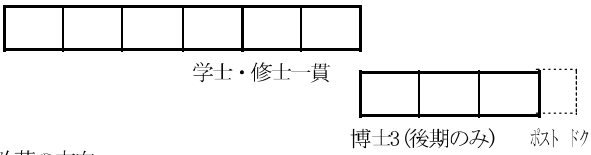

改革の方向

学士・修士一貫＋博士一貫　併存（γ）

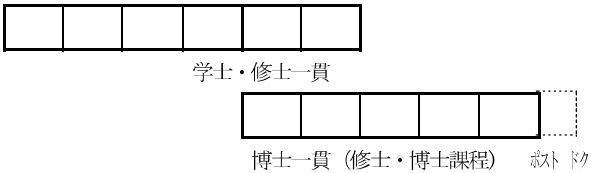

2．教育組織と研究組織の分離と管理運営システムー研究科・系教育と研究院の分離と連携

(1)　教育組織と研究組織の分離と柔軟な連携ー教育組織としての研究科・系と研究組織としての研究院

従来のシステムでは､教育研究組織として学部･学科があり､教官は学科内部の(大)講座に所属していた。このシステムのまま大学院重点化が行われると、教育研究組織としての研究科・専攻があり、教官は専攻内部の（大）講座に属することになる。いずれの場合でも、教育研究組織は一体化しており、学生の教育組織のユニットと教官の研究組織のユニットが１対１の関係にある。

これは、教育に対する教官の責任体制が極めて明確なシステムである。しかし、他方で時代の変化に対応して教育組織としての学部・学科や研究科・専攻を再編するに際して、研究組織としての講座の再編をも不可欠のものとするので、研究組織の伝統性・安定性が損なわれる事態もたびたび生じた。また、研究組織の伝統性・安定性を強調することによって、時代のニーズにあった教育組織の再編が断念されたことも枚

挙にいとまがない。さらに、新しい学問の登場のなかで研究組織の再編が不可避な状況が生まれても、それが教育組織の再編の必要を伴わなければ、研究組織の再編が実現できない。

本来、研究組織のユニットと大学院や学部の教育ユニットなるものは、密接に関係しているものの、常に一体化しうるものではない。教育組織は、社会の人材養成のニーズ、多様な研究者の養成というニーズに対応してユニットが編成されるべきものであり、研究組織は、伝統的・基礎的な研究分野の継続性をベースに、先端的分野を積極的に取り入れる形で編成されなければならない。教育組織の編成原理が優先して、あるべき研究組織の編成の障害となったり、逆に研究組織の編成原理によって教育組織編成の適性化を妨げることがあってはならない。

ここから、従来の発想を脱して、教育ユニットとしてのコース（又は、カリキュラム群）と研究者の所属するユニットとしての部門＝大講座（群）とを組織的に分離し、それぞれの独自の論理に基づくシステムをつくることが適当であるという結論が導きだされる。しかし、研究と教育が密接不可分なこと、管理組織が適性規模であること、いたずらに複雑な組織運営におちいらないこと等を考慮すると研究組織と教育組織を全学レベルで機械的に分離することは適当ではない。

ここで二つの案が考えられる。一つは、現在進められている「大学院部局化」という従来の路線の延長として、研究科を基本的な教育研究組織とし、その内部で教育組織としての専攻コースと研究組織としての部門に分離することである（A 方式）。もう一つは、研究科及び系を教育組織とし、これとは別に研究組織としての研究院を設けることである。そのうえで、教育と研究、とくに研究的機能をあわせもつ研究科教育との密接性を考慮して、両者の組織をほぼ 1 対 1 の対応関係に置くものである（B 方式）。ここで、両者の共通点と相違点についてふれてみよう。

A、B 両方式とも、研究科教育における専攻コース、系教育における系列コースと専修コースといった教育組織の編成と部門としての研究組織の編成が厳密に 1 対 1 に対応しておらず、それぞれの必要にもとづいて独自に編成することができる。特定の部門に属する教官が単独のコースの指導教官となるだけでなく、十分な条件を備えていると認められる場合は、複数のコースの指導教官になれる（これを重担と呼ぶ）など、柔軟な教育システムを組むことができる。ここに教育組織と研究組織の分離の最大の効用を認めることができる。

しかし、A 方式を採用した場合、教育研究の管理運営において 2 つの大きな問題が生じる。

一つは、研究科教授会の構成をどうするかという点である。研究科教育には、研究科内にある部門に所属する教官だけでなく、他の研究科内の部門に所属する教官も指導教官として参加できることになる（重担）。こうした指導教官が教授会の構成メンバ

ーとなる場合、当該教官は所属する部門のある研究科教授会と重担の研究科教授会の複数の教授会に人事を含む管理に参画することになる。当該教官が多忙となるとともに、管理運営上複雑な事態を招きかねない。他方、こうした重担教官を教授会構成メンバーとしない場合、当該研究科の大学院生の入学や博士の授与など教育の根幹にかかわることに意思決定権をもたないことになる。教育組織と研究組織の分離、重担可能という柔軟性をもたせたがゆえに、管理運営上解きがたい矛盾に遭遇することになる。

もう一つは、従来学部の中にあった教官組織（研究組織）を研究科に移すことから生じる問題である。このことによって、確かに教官が大学院教育に重点を置くという意識をもち、大学院の充実に寄与するが、その反面学士課程教育を軽視する危険性をもたらす。既に「大学院部局化」を達成した幾つかの大学では、こうした傾向が指摘され、各方面からの疑念が出されている。とくに、学士課程教育に配慮した教官人事が行われにくいシステムとなっていることは、学士課程軽視批判をより説得力あるものにしている。

A 方式のもつこうした弱点を克服し、なお、教育組織と研究組織の分離のもつ柔軟性を実現するには、B 方式を採用することが望ましい。これによって、教官人事をはじめ研究にかかわる事項は、部門に所属する教官によって構成される研究院教授会が、博士の授与をはじめ研究科教育にかかわる事項については、研究科の指導教官によって構成される研究科教授会が、系教育にかかわる事項については、系教育の指導教官によって構成される系教授会がそれぞれ意思決定することになり、A 方式のような管理運営上の複雑性を排除することができる。教育組織として研究科と系、研究組織として研究院、この三つの組織の鼎立方式によってこそ、教育組織と研究組織の分離の妙味が発揮されることになる。また、現在生じている研究所と研究科との関係も、研究組織としての研究院と研究所が同じ立場で、共同で研究科教育に携わるという形となる。

しかし、三つの組織を個々バラバラの原理にもとづいて編成したのでは、いたずらに管理運営が複雑になり、教官がただ会議に追われて多忙になるとともに、教育組織にきちんとした責任を負えないものとなってしまう。三つの組織は、かなりの程度対応していることが不可欠である。とくに、「大学院重点化大学」として研究組織と研究科教育とが密接に連携していくためには、研究院の括りと研究科の括りが原則として 1 対 1 に対応することが望ましい。こうした組織編成を前提に、研究院及び研究科、さらに修士課程を併設する系への教育研究経費、施設設備などへの重点整備を行うことによって、「大学院部局化」とは違った方式での「大学院重点化」を達成することができるであろう。

しかし、研究院方式（B 方式）を採用したとしても、なお A 方式で指摘した第 2 の

問題点は自動的には解決されない。

B 方式は、教官が研究科にも系にも所属せず、それとは相対的に独立した研究院に所属し、研究科教育、系教育に対等に関与することから、教官が研究科教育に傾斜し、系教育軽視になるという批判は避けられるであろう。しかし、研究院の括りが研究科の括りと一致し、研究院教授会と研究科教授会のメンバー構成が重担教官以外ほとんど同じという実体を考慮すれば、やはり系教育軽視の傾向が生まれる可能性は否定できない。こうした問題を未然に防ぐシステムが不可欠となる。それは、以下の点に配慮したものでなければならない。

第一は、系教授会の安定性の確保である。系教授会が系指導教官全員によって構成されるのが適当であるが、肝心の系担当指導教官が毎年異なったメンバーとなることは、系の学生の系統的教育はもちろん、教授会の安定性の確保からいっても望ましいものではない。個々の系の指導教官は、系教育が一巡する 4 年ないし 6 年間を最低継続することが必要である。また、系の指導教官の全体の構成も、ベテランと中堅・若手とが適当に融合されることが望ましく、若手教官に集中することは厳に避けなければならない。その点では、ローテーション制を採用することが不可欠である。

第二は、系のカリキュラム編成に必要な教官と研究院が系教育に派遣する教官との調整を随時行っていかなければならない。研究院の一方的なイニシアティブでなされれば、充実した系教育ができなくなり、系教育軽視となってしまう。研究院教授会を代表する研究院長と系教授会の意向を受けた系長とが調整の責任を負うとともに、全学の教育研究計画委員会での承認を受けるシステムが適当であろう。

第三は、研究院での教官人事に当たっては、担当することが予定されているコースやカリキュラムの教官の代表が参加する等、系教育の観点が反映されるよう人事選考委員会を組織するとともに、選考基準に教育能力査定等を含めるなど一段の工夫が必要である。また、研究院の点検評価に当たっては、研究業績だけでなく、系や研究科の教育成果をも十分に取り込むことが肝要である。その場合、研究科においてティーチィングアシスタント制度を積極的に取り入れ、単位化するなど研究者養成課程において、系教育の経験を積み重ねることが重要である。

A 方式―研究科内部門分離方式

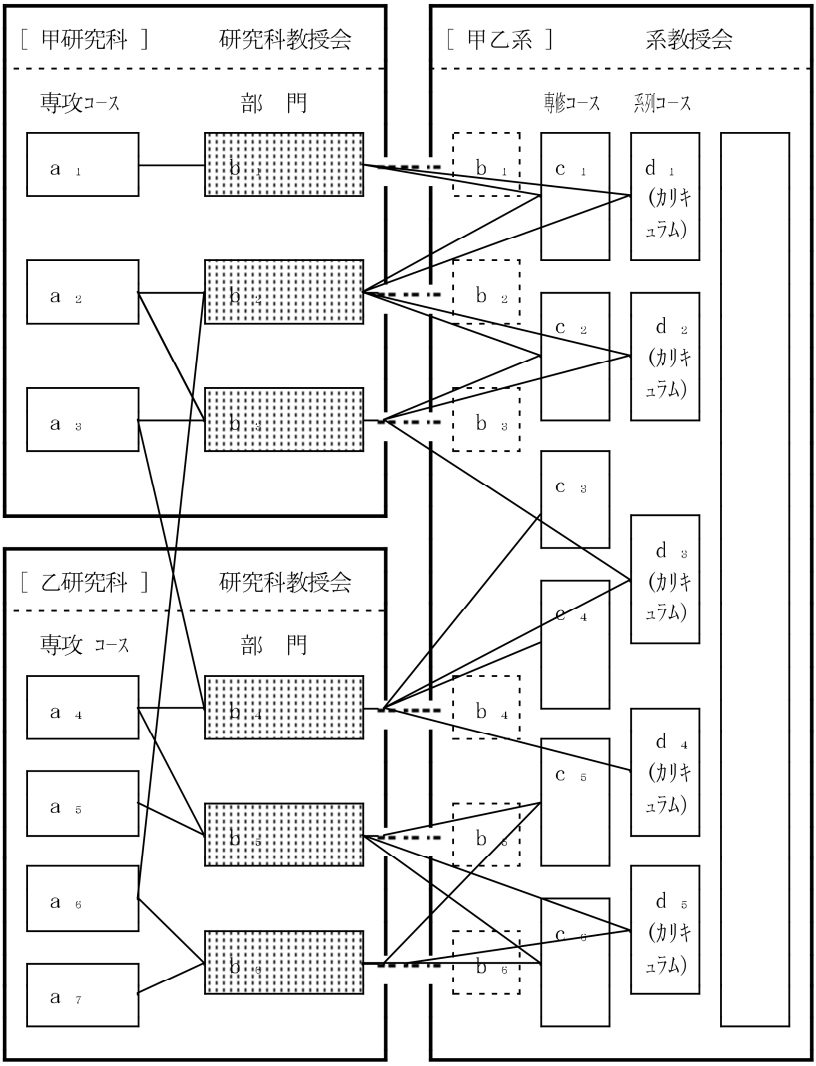

網かけは教官所属、 ―― 指導教官

B 方式―研究院方式

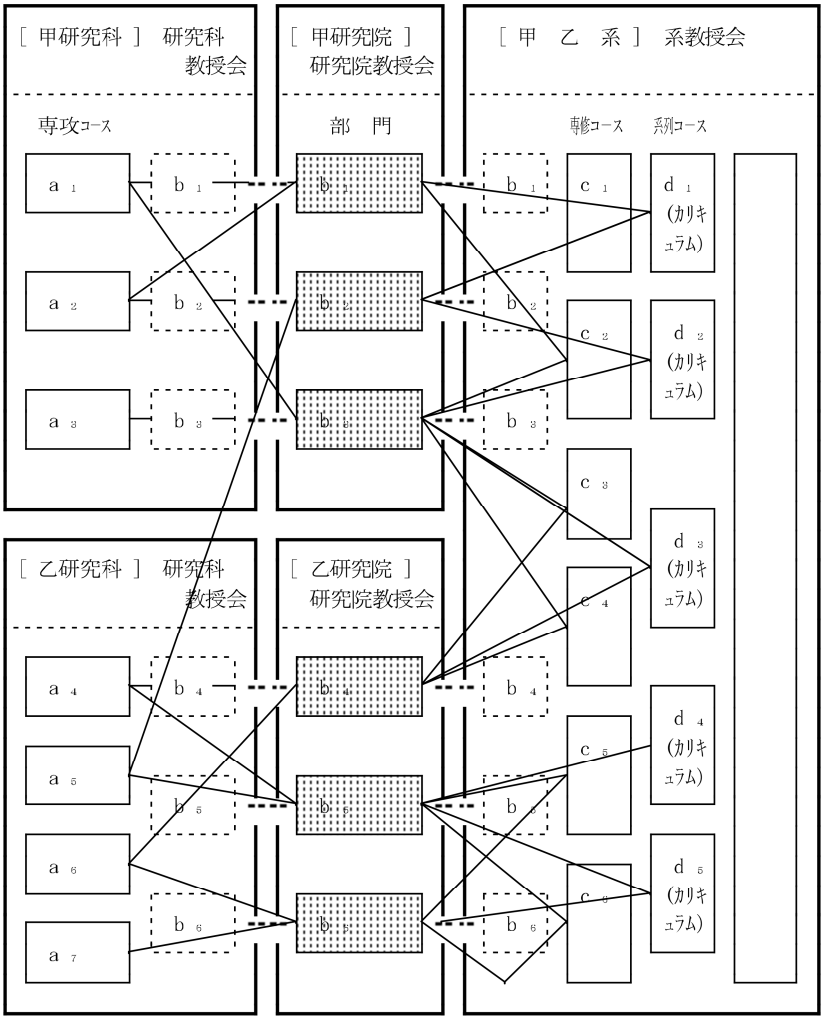
［ 甲研究科 ］ 研究科
教授会
専攻コース
a 1
a 2
a 3
b 1
b 2
b 3
［ 甲研究院 ］
研究院教授会
部　門
b 1
b 2
b 3
［ 甲　乙　系 ］ 系教授会
専修コース
系列コース
b 1
b 2
b 3
c 1
c 2
c 3
c 4
c 5
c 6
d 1
(カリキュラム)
d 2
(カリキュラム)
d 3
(カリキュラム)
d 4
(カリキュラム)
d 5
(カリキュラム)
［ 乙研究科 ］ 研究科
教授会
a 4
a 5
a 6
a 7
b 4
b 5
b 6
［ 乙研究院 ］
研究院教授会
b 4
b 5
b 6
b 4
b 5
b 6

A 方式

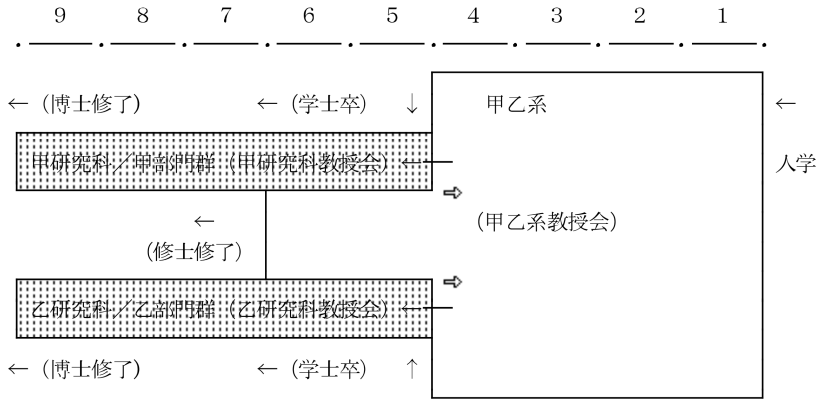

B 方式－改革の方向

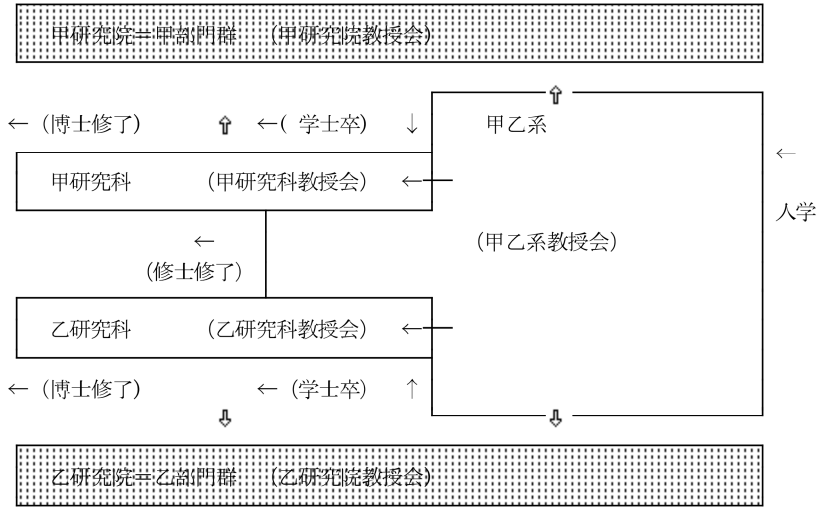

網かけ= 教官所属組織　←学生の移動　⇩　教官の管理への参画

系・研究科と研究院の概念図

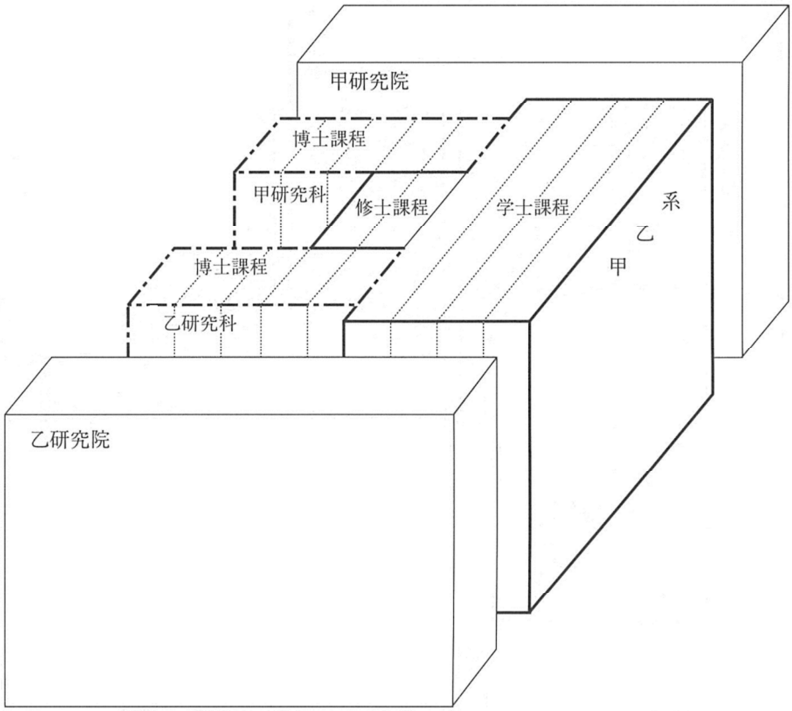

B 方式―研究所のケース

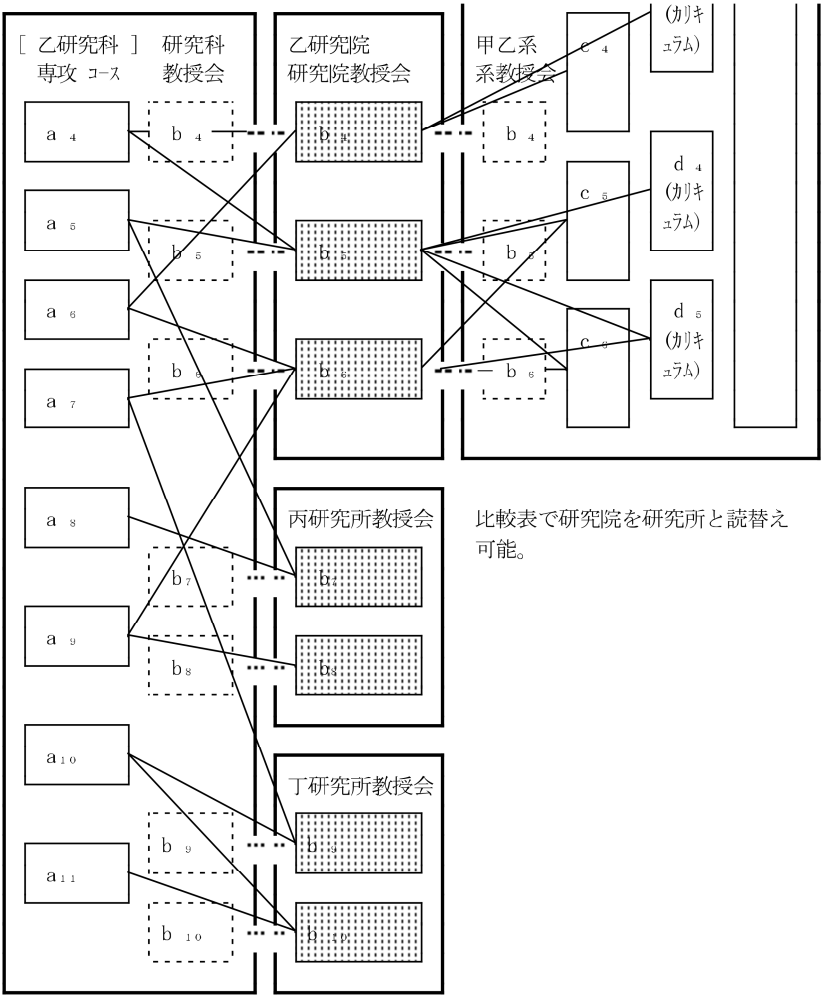

比較表で研究院を研究所と読替え可能。

A 方式と B 方式の比較と課題

	A　方　式	B　方　式	現　行
大学院重点化方式	従来修正型= 大学院部局化 （研究科内部門分離）	新型= 研究院型 （研究院と研究科が対応）	―
組織　研究 教育	研究科内部門（大講座） 研究科（博士）と 系（修士・学士）	研究院（部門・大講座） 研究科（博士）と 系（修士・学士）	学部 研究科 学部
教授会の種類と担当	2つの教授会 研究科教授会（人事等一般＊1 研究科教育 ） 系　教授会（系教育）	3 つの教授会 ＊4 研究院教授会（人事等一般＊5 研究科教授会（研究科教育） 系　教授会（系教育）＊6	学部教授会と研究科委員会
教授会の構成	研究科教授会 部門教官＋他の指導教官＊2 系教授会 ＊3 兼担教官全員	研究院教授会 =部門全教官 研究科教授会 =全指導教官 系教授会 ＊3 兼担教官全員	全教官
課題A ＊1	教官意識が研究及び研究科教育に傾斜、系教育軽視の危険、とくに人事→系教育重視のための特別システム不可欠（ ＊5＋人事 ）/→B 方式		
＊2	他指導教官参加しない場合－当該研究科教育に対する意思決定権喪失 他指導教官参加の場合－当該部門人事にも権利保有→B 方式		
A，B＊3	系の兼担教官（ 指導教官）の選出について、以下の３点配慮必要 ①系教授会の安定性の確保（ 系担当教官は一定期間継続） ②系の管理に相応しい教官の選出（ベテラン・中堅・新人） ③教官間平等の確保（ 系担当のローテーション方式の確立）		
＊4	カリキュラム編成に関連した教官配置について系と研究院の調整必要		
＊5	教官人事に関して系教育重視のシステム不可欠（ 教育評価の重視、選考過程への系の関与、選考基準に教育能力査定の導入等）		
B ＊6	系教授会の大規模化、３種の教授会による複雑化への対応策必要		

(2)　管理運営と教育研究評価システム

教育組織として研究科と系を置き、研究組織として研究院を置くという新しい教育研究システムのもとで、全学的な管理運営体制も改めて大幅に改革されなければならない。改革に当たっては、以下の 4 つが重要なポイントとなる。

第一は、わが国の殆どの大学が採用してきた教育研究に従事する教官が管理運営の

担い手となるという従来のシステムを維持するとともに、教官が教育研究に集中しやすい効率的な運営を実現し、時代の変化に組織として素早く対応できるリーダーシップを確立することである。換言すれば「民主主義」と「効率性及びリーダーシップ」を両立させるシステムをつくることである。これは、管理運営の基礎単位でもある教授会レベルにおいても、また全学レベルにおいても実現されなければならない。

基礎単位レベルでは、研究院及び研究所に教授会を置き、教官人事等重要事項を審議決定するとともに、教育組織においても、学生の身分や教育にかかわることを考慮して、それぞれ研究科教授会と系教授会を設置する。このように「民主主義の原則」を維持する一方で、研究院には研究院長が責任者となる部門長会議、研究科や系には研究科長や系長が責任者となる教育運営委員会を置いて、日常的運営の核となるとともに、教授会の審議決定事項以外のことについて審議決定できるものとして、教授会運営の効率性と部局長のリーダーシップを実現しやすいようなシステムとする。また、教官が三つの教授会にかかわるという複雑性を緩和するため、研究院と研究科が１対１で対応している場合は、原則として研究科長を研究院長が兼ね、両教授会が同じ日に開催する等運用上の工夫が望まれる。

全学レベルでは、部局長及び各部局から選出された評議員によって構成される評議会が全学の最高意思決定機関であること、全学の管理運営を統括する総長を全学の教官による選挙によって選出すること等最も基本的な点は、従来の方式を維持する。そのうえで、学内の意見をまとめつつ、組織として素早く対応するといった総長のリーダーシップが十分に発揮できる体制をつくるため、副学長を置く。九州大学が継続的に抜本的な改革を進めていくことを考慮して、副学長は３名とする。また、日常的運営を円滑にするため、評議会の審議決定事項を除く事項について審議決定できる部局長会議を置く。部局長会議の責任者は総長が兼ね、副学長もメンバーとなる。

第二は、センター・オブ・エクセレンスをめざして教育研究の面で常に活力を維持し続ける大学とするために、教育研究活動の系統的・継続的かつ厳しい点検・評価を行うことが必要であり、それを具体的に実現するシステムをつくることである。

具体的には、各研究院及び研究所教授会、各研究科教授会、各系教授会のもとに、それぞれ点検・評価委員会を置き、それぞれの部門、専攻コース、専修コース、系列コースごとにその研究、教育内容を点検・評価する。教育の評価に当たっては学生の意見を反映するよう工夫する。これらの点検・評価委員会は、各教授会直属とし、各部門長会議や各教育運営委員会のもとには置かない。

さらに、全学的な点検・評価委員会を評議会のもとに設置し、全学の教育、研究、管理運営の点検・評価を行う。この委員会は、各研究院及び研究所、各研究科、各系の点検・評価についても点検・評価し、必要なときは該当する教育研究組織に対して改善を勧告することができる。

また、各研究院及び研究所、各研究科及び系の点検・評価、全学の点検・評価に当たっては、第三者からの率直な意見・評価の提出を求め、それを参考にするものとする。

第三は、教育研究プログラムや研究拠点形成プロジェクト等センター・オブ・エクセレンスをめざした積極的な試みを確実かつ効率的に実施するため、全学の教育研究の企画調整機能をつくることである。この機能は、「重担」にみられるように研究科教育の充実のための研究院間の多様な協力、系教育と研究院の間の教官配置の調整等、組織を越えた協力・調整をスムースにする点でも必要となる。

具体的には、副学長が責任者となる教育研究計画委員会を設置し、こうした企画調整業務にあたる。

第四に、新しい管理運営システムのもとでは、民主主義的な運営をベースとしながら、「効率性」が重視され、総長や部局長のリーダーシップが強まること、研究院と研究科の分離、研究院・研究科と系のくくりの隔たり等から組織間の調整の機会が増すこと、学生のニーズが教育や管理運営に反映される必要があること等を考慮して、教官、職員、学生等の大学運営にかかわる疑問や意見を積極的にくみあげる組織として評議会のもとに新たに「苦情処理委員会」を設ける。これは大学の円滑な運営にとって欠くことができないものである。

最後に、こうした 4 つのポイント以外に管理運営にかかわって次の点への配慮がとくに必要であることを付記しておきたい。

1)　教官の流動性が大きくなることが教育研究の活性化の要因の一つであるとしばしば指摘されている。教官人事選考の基準において、外国人を含む九州大学出身でない教官の割合や女性教官の積極採用等について考慮する必要がある。

2)　大学情報を学内外へ積極的に公開することは、社会から期待されているとともに教育研究を活性化する要因ともなるものである。教育研究の成果はもちろん、教育研究の点検・評価の結果や目標への達成度等を含む広範な情報が、個人のプライバシーに対する十分な配慮のもとで公開されるべきであろう。情報公開の方法としては印刷物によるもののほか、大学情報のデータベース化とその活用を促進する。

3)　九州大学の抜本的改革にかかわって、事務組織の大幅な再編も不可欠となる。事務組織の再編に当たっては、教育研究支援のあり方を含めて、関係組織を中心に今後検討を進めていくものとする。

九州大学の管理運営についての概念図

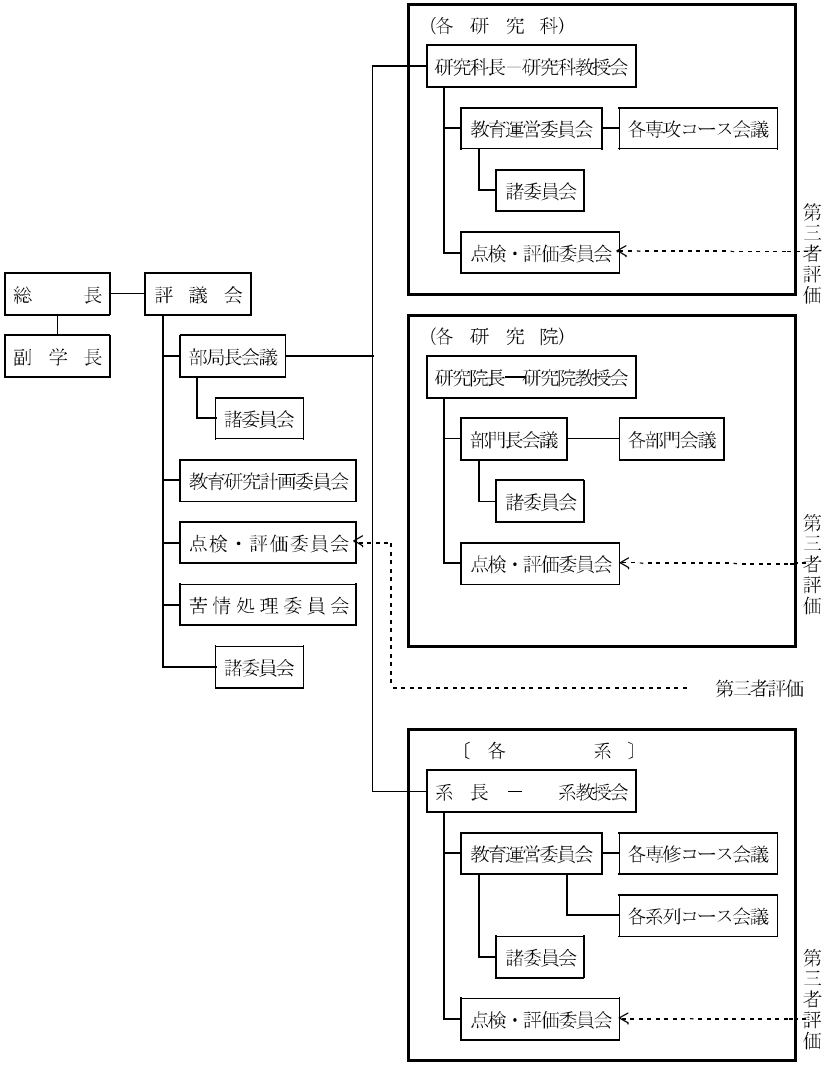

3. COE 構築のための柔軟な協力システムー教育研究プログラムと研究拠点形成プロジェクト

教育組織と研究組織を分離することにより、両者の多様な組合せのなかで教育と研究の柔軟な協力システムを構築することができる。しかし、九州大学をセンター・オブ・エクセレンスにふさわしい大学とするため、科学技術・学術文化の発展を見据えて、研究科と研究院との 1 対 1 の対応を越えて、教育ユニットとしての新しいコースを暫定的に設定したり、とくに優れた学際研究を部門を越えて推進するため新しい部門を暫定的に設ける等一層の工夫が必要となる。前者を教育研究プログラム、後者を研究拠点形成プロジェクトとして、大学として特段の配慮が望まれる。

まず、教育研究プログラム制度は、以下のように進めることが妥当と思われる。

世界や国内レベルでの科学技術・学術文化の発展のなかで次世代学際領域や総合的学際領域の新たな分野での大学院教育の要請が高まっており、学内の研究者もこれに応じてかなりの研究成果を蓄積しつつあるというケースを想定する。

そこで、部門（大講座群）はもちろん研究院の枠を越えた研究者が協力して、研究科に設置された既存の専攻コースとは別に新型プログラムという新しい教育カリキュラムを組んで、系統的な教育を試みる。これは、期間を限定したものとし、これに要する経費については学内予算をもってあてるものとする。（STAGE Ⅰ）

定められた期間の経過後、学内の点検・評価委員会がその成果を評価し、これに基づいて、教育研究計画委員会が存続か撤廃かについて審議する。著しい効果が認められた場合には、比較的長い期間にわたって学内措置で暫定的な新しい専攻コースを設け、系統的な教育を行う。ここには、既存の研究科の定員を配分して、新しい専攻コース所属の大学院生を募集するとともに、学内予算を重点配分する。また、既存の部門の教官が既存の専攻コースで大学院生指導を継続しながら、新しい専攻コースの大学院生の指導ができるものとし（重担）、さらに客員講座や寄附講座を設置して他大学・研究機関に所属する研究者の積極的な協力を得る。

定められた期間の経過後、点検・評価委員会がその成果を評価し、これに基づいて、教育研究計画委員会が存続か撤廃かについて審議する。専攻コース選択大学院学生数、教育研究実績、博士号授与等の状況をベースに特別コースの成果からみて適当であると判断した場合は、概算要求をへて、大学院生の定員増を伴った新たな恒久的コースとして設置する。これに伴い、新部門の設置や既存部門での新たな大講座の設置等により、教官の増員をはかる。（STAGEⅢ）

いうまでもなく、STAGE Ⅰ からⅢへのステップは、必ずそれぞれの STAGE を経過することが不可欠ではなく、必要であれば STAGEⅡないしⅢを直接実現することもできる。また、既存のコースのなかに教官が協力して、恒常・時限問わず共通カリキ

ュラムを設定することは、すでに幾つかの研究科で実施されており、社会人の増加、留学生への配慮等を考えれば、今後一層積極的に推進されることが望まれる。（STAGE 0）

もう一つの研究拠点形成プロジェクト制度は、卓越した研究拠点（センター・オブ・エクセレンス）を積極的に育成するため、研究院の部門、附置研究所の研究部門に属する教官がそれぞれの部門を越えて共同で国際的・先端的・学際的研究をすることを支援するものである。これは、大学院生の教育を随伴しない研究に特化したものである。

具体的には、国際的・先端的・学際的研究を企画する教官グループの申出に基づいて、教育研究計画委員会によって選定されたプロジェクトは、一定期間にわたり、研究費の重点配分・導入、客員講座や寄附講座等の設置による外部の研究者の優先的採用等研究環境の重点改善の支援を受けることができる。（STAGE Ⅰ）

一定期間の経過ののち、点検・評価委員会の評価をへて、教育研究計画委員会の審議によって存続又は、廃止される。ただし、とくに優れた成果をあげ、かつ長期的に継続する必要が認められるものについては、概算要求を経て新たな部門や講座の設置を目指す。（STAGE Ⅱ）

なお、日本学術振興会による特別研究員制度は、若手研究者の研究活動を支援する制度として大きな役割を果たしている。教育研究プログラムや研究拠点形成プロジェクトの推進において、優秀な若手研究者の協力が不可欠であることを考慮して、これらのプログラムやプロジェクトにかかわる博士取得後の若い優秀な研究者にかかる学内独自に運用できるフェローシップ制度を設けることは、COE 構築にとってより強い追い風となるであろう。

教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト

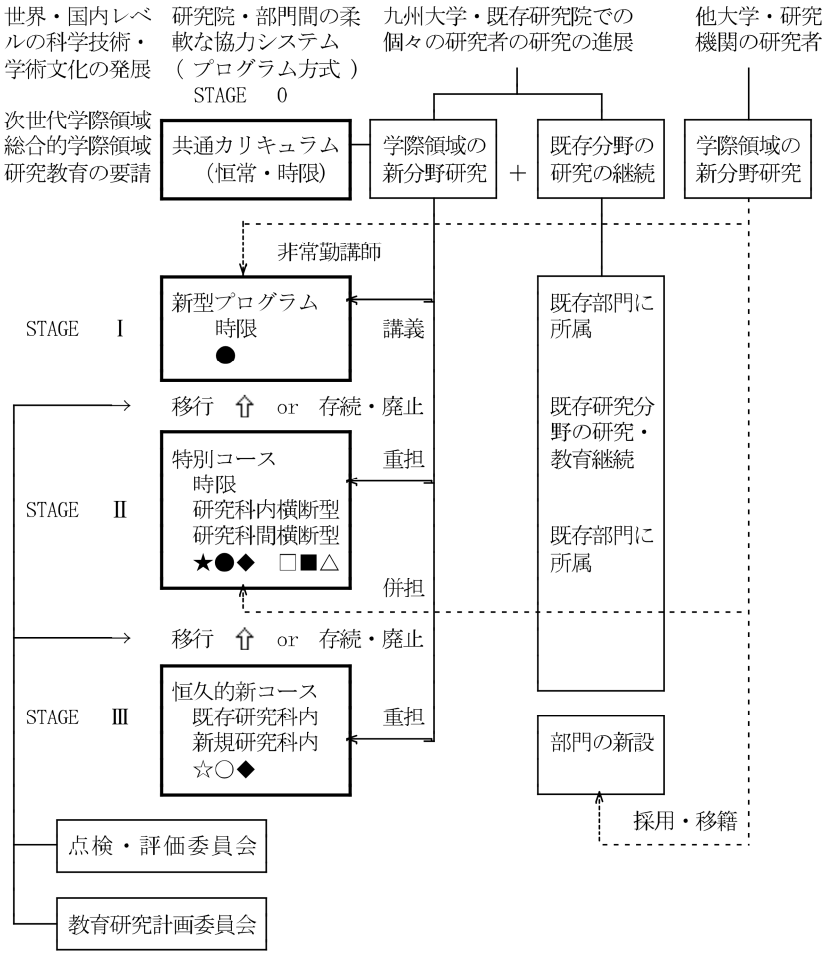

研究拠点形成プロジェクト

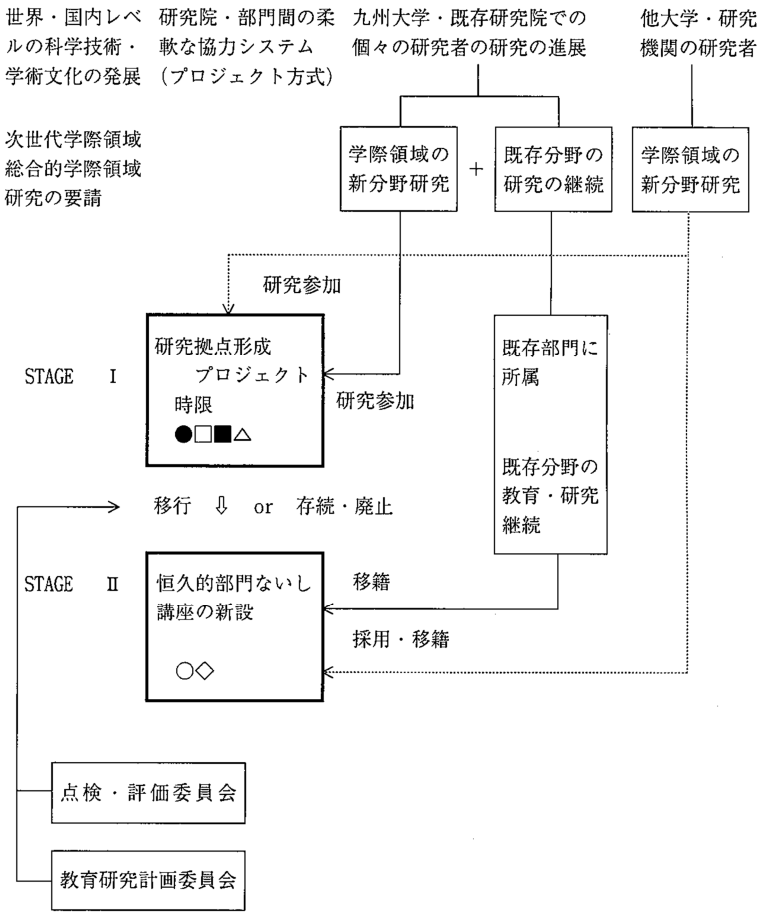

凡例　★　院生配分　●　九大予算　◆　教官兼担
☆　院生定員　○　文部省予算　◇　教官定員
□　客員講座　■　寄附講座　△　外国人教官

4. 柔軟で開かれた系の教育システム－系・コース制の導入と自由学際系及びハウス

本学は、学術文化の進展と高度知識社会の展開に対応し得る優れた資質を備えた人材を育成するために、大学院の修士並びに博士課程教育の充実・拡大をはかるとともに、学士課程の教育を見直し、広い視野と豊かな人間性をもち、専門分野等の領域において指導的な役割を果たし得る専門職、技術職及び研究職の養成をめざして、教養・専門教育を統合した学士・修士の一貫教育を創造する。そのために学部・学科制に代わる柔軟で開かれた教育システムとして系・コース制を導入するとともに、一層大きな柔軟性をもって全学協力して教育を実施する系として自由学際系を設け、専門分野が異なる学生の間の交友関係の育成と学生の学習意欲の向上を目的とした教育施設「ハウス」を設ける。このほか、新しい系教育を豊かに創造していくために、教育目標を実現するための一貫カリキュラムの創造、今後ますます重要となるマルチメディアと情報ネットワークの利用を含めた授業方法の改善及び教育の情報化、学生による授業評価を含めた効果的な教育の点検・評価法の導入等を積極的に推進する。

(1)　系・コース制の導入

これまでの学部・学科の制度は、学生が専門分野と自らの適性についての理解が十分でないままに入学時点において学部・学科を選択せざるを得ないこと、入学した後で学生が自ら所属する学部・学科への不適性を自覚したりそれとは異なる分野に強い学習意欲をもつようになっても進路変更が困難であること、さらに、学士課程学生に対して期待されるものとしては学習内容の幅が狭くなりがちであること等の問題点を抱えていた。これらの問題点の解消をめざして柔軟で開かれた教育システムとして系・コース制を導入する。

系は伝統的な学問体系とその相互関係、養成する人材の専門性、並びに学問の総合性の確保を考慮して、専門分野の幅をこれまでの学部よりも広いか又は、同程度にくくって設けられる。各系には、その教育目的を達成するために、専門系列ごとのコース（系列コース）及び専門分野ごとのコース（専修コース）を設ける。学士・修士課程の学生はいずれかの系に入学し、一定期間教育を受けた後、いずれかの系列コースに所属するか、主専攻・副専攻カリキュラムを選択する。修士課程においては、いずれかの専修コースに所属して教育と研究指導を受ける。ただし、全学生が卒業時点で国家試験の受験を求められるため、入学時点から専門的かつ系統的教育が不可欠となっている医学系の各コースについては、系一括入学ではなく、医学、歯科医学、薬学の各コースによる入学が適当である。

所属コースの決定に当たっては、学生の自主的・自立的な選択希望をできるかぎり尊重するとともに、修得科目内容、履修成績、並びに教官配置、施設・設備等を考慮する。所属コースの変更を希望する者に対して、可能なかぎり変更を認める。もちろん各コースには定員枠が設けられるので学生の間には一定の競争が生まれる。一定期

間以上在学し、所定の単位を修得した者で、希望する者に対しては、学士の学位を授与する。

学生が学習過程で学際的知識を身につけたり、大学間の移動による多様な教育機会に接することによって、より総合的な人間として成長していくのを積極的に推進していくため、各系の学生定員に比較的広い枠を設けて、系の変更や他大学からの編入学を容易にする。とくに、他大学からの編入学を確保することは、本学の教育研究活動を活性化するうえで重要である。これにより、学生の自主的・自立的な専門分野の選択に一層柔軟に対応することが可能になる。

このように系・コースの制度は、学生の自主的・自立的な選択に柔軟に対応するとともに、教育組織の間の壁を低くした開かれた教育システムをめざすものである。

(2)　自由学際系

柔軟で開かれた教育システムとしての系・コース制の中で一層大きな柔軟性をもった教育システムとして自由学際系を設ける。自由学際系はそれ自身の教育システムが柔軟であることを特色とするとともに、本学の学士・修士一貫の教育全体に一層の柔軟性を付与する役割を果たす。自由学際系は本学の基幹総合大学としての総合力を発揮して全学の協力でもってその教育を実施する。自由学際系は、特定の範囲の専門分野の枠の中で固定化される総合科学部といった性格のものと異なって、全学のあらゆる教育研究資源を自由に使うことによって教育がなりたつものである。自由学際系はそれ自身が閉じた教育組織ではなく、本学の他の系の間にあって、系の壁を越える媒介の役割を果たしながら、それ自身で、既存の専門分野の枠から抜けでて未開拓の分野で独創的、創造的な能力を発揮できる人材の育成を目標とする。

学生の特質は多様であり、準備された固い枠組みのもとでの教育よりも、自らの選択によって学習を進めることが可能な教育システムによってその能力を十分に発揮することができるタイプの学生もいる。自由学際系は学生自らの力で統合化・総合化することを重視した教育を行う。自由学際系においては、独自の授業科目は少人数クラスによる課題学習及び定められた学際テーマのもとでの科目群だけとし、それ以外については学生は他の系の科目や全学共通教育科目を履修する。各系は施設設備における制約等を除いて、その授業科目を自由学際系の学生に開放する。一定期間の教育の後は主専攻と副専攻を定めて科目履修をし、修士課程においては自らの学際的研究課題を定めて、修士論文作成を目標にして必要な科目履修をする。

自由学際系は専門分野を定めないで入学でき、さらに複数の専門分野を学習できる教育システムとする。自由学際系の入学者選抜においては従来からのものと違った方法が採用される。そこでは固定された方法によらず、入学後の綿密な追跡調査を含んだ大胆な試みが実施される。また、入学後の学生についても他の系や他の大学へ転学することや、他の系や他の大学から自由学際系への転・編入学をできるだけ可能とす

る。

このように自由学際系はさまざまな課題を受け止めて設けられる従来見られないような新しい教育システムである。とくに学生の自主性・自発性に大胆に依拠した教育が進められる。したがって、当然のこととして、そのリスクを最小限に押さえるシステムも備えられなければならない。その核となるのは、学生指導の体制並びに少人数教育の重視である。また、安定した教育が継続できるための責任体制の構築が不可欠である。そのため履修指導と課題学習・学際テーマ科目の担当を主な任務として自由学際系を担当する教官を置く。

(3)　ハウス

本学は、個別的な専門性にとどまらない創造性と豊かな人間性を有する人材の育成をめざして、広い視野と確実な基礎能力を育てるとともに、感性・知性・理性のバランスのとれた教育を実施する。さらに新しい可能性が開かれつつあるメディア教育を積極的に取り入れるなど、柔軟で効果的かつ効率的な教育の創造をめざす。そのような効率的な教育が真に効果的な教育成果を生みだし得るためには、そこで失われがちな個性と個人交流を重視した教育を、それと並行して推進することが不可欠である。学生は、教育の場での教師との交流並びに学生相互の交流を通して、知恵を使って問題を処理する能力や集団の中で分担し指導する能力を培い、自らの豊かな人格形成を促進し、学習に対する自主性・能動性を身に付け得る。とくに、現代の学生は、受験教育体制のもとにあって人間的交流を通して社会性を身に付ける機会が少なかったうえに、お互いに切磋琢磨するほどの深い交流を避ける傾向があるので、教育を通しての交流の機会を積極的につくりだすことが必要である。交流によって生まれる広い交友関係は、学生の卒業後の活動の幅を広げるうえでの財産となることが期待できる。

本学はこれらの教育の課題に積極的に応えるために「ハウス」を設ける。ハウスは、学生に幅広い教育機会や交友関係を与えるために、学生と教官との密度の濃い接触をつくりだすために、また、学生の学習意欲を啓発しそれに応えるために、設けられる新しいタイプの教育施設である。ハウスは正課教育としての少人数教育を柱とし、それに日常的な学生の自主活動及び生活と学習を通した相互交流を結合させる。そのためにハウスには学習室及び生活個室を設ける。ハウスは、隔離されがちである外国人留学生と日本人学生を結び付け、相互理解をめざして日常的に交流する場としても機能する。ハウスは単なる福利厚生施設としての学生宿舎ではなく、また、単なる自主活動施設・交流施設ではなく、これらの性格を合わせ持った教育施設である。ハウスは夏休み期間中等大学訪問者の宿舎として用いる。

ハウスには希望する 1 年生、2 年生及び外国人留学生のほか、大学院学生等の上級生がチューターとして加わる。ハウス参加学生の決定、ハウス指導教官の決定など、ハウス運営のための組織を設ける。

Ⅲ　九州大学の研究科及び系、研究院の再編

Ⅱ章で検討した改革の主な内容の実現をベースにしながら、現在の九州大学の研究科や学部を新たにどう再編成するかが、最終的に問われてくる。ここでは、大学院改革専門委員会の平成６年１月 25 日の「九州大学大学院再編案」、大学改革専門委員会の平成６年６月 21 日の「九州大学における学士課程教育改革の基本方向について」という二つの答申、これらについての全学的な議論を整理する形でだされた平成６年 11 月 10 日の大学改革専門委員会による「大学院・学部再編についての検討メモ」、以上の三つの考え方を参考にし、この間の将来計画小委員会での議論及びその背景にある各部局の見解を重視しながら、「全学の大学院の重点的整備」が実現される方向で、研究科及び系、研究院の再編について、以下のようにするのが適当である。なお、当然のことながら、概算要求等を経て具体的に実現していく過程で部分的な変更もありうるとともに、今後の九州大学をめぐる情勢の変化、法令の整備の状況等から、実現過程がより複雑に推移することもありうるものとみなければならない。

1. 研究科及び系、研究院を再編するに当たっての基本方針

まず、ここで提案する研究科及び系、研究院の再編案は、Ⅱ章で提案した学士・修士・博士課程教育の系統性の重視、教育組織としての研究科及び系と研究組織としての研究院の分離と多様な連携、教官の意思が反映されつつ効率的な管理運営システム、COE 構築のための柔軟な協力システム（教育研究プログラムと研究拠点形成プロジェクト）、柔軟で開かれた系の教育システム等の改革の重要な内容を包含したものであることは、改めて強調されなければならない。このことを踏まえれば、研究科及び系、研究院は、次のようなものであることが、了解されるであろう。

(1)　研究科

①研究科は博士一貫課程、独立研究科の場合は修士・博士課程、医学・歯学の博士課程の教育の基礎組織である。

②研究科は、学問体系と学問の学際性を考慮するとともに、次世代の研究者を養成するという視点から編成する。

③研究科の中に教育のための単位組織としての専攻コースを置く。

④各研究科は他大学卒業生、社会人、外国人留学生を積極的に受け入れる。

⑤研究科や専攻コースを越えた教育研究を推進する目的で、教育研究プログラムを設ける。

(2)　系

①系は学士・修士課程、あるいは医学・歯学の学士課程の教育の基礎組織とする。系には専修修士課程を置くこともできる。

②系のなかに教育の単位組織としての系列コースか、又は、主専攻・副専攻を選択するカリキュラム制を設ける。系を学士・修士課程とするときは、専修コースを置く。

③系は伝統的な学問体系とその相互関係、養成する人材の専門性並びに学問の総合性を考慮して編成する。

④専門的な教育を越えた広域的な学習機会を積極的に活用できる自由学際系を設ける。

⑤医学・歯学・薬学を除いて、原則として系一括の入学を行う。

⑥系の間の学生の転学を拡大する。系を学士・修士課程とするときは、他大学卒業生、社会人、外国人留学生の編入学を拡大する。

⑦系で 4 年間以上在学し、所定の単位を修得した者で、希望する者に対しては、学士の学位を授与する。

(3)　研究院

①研究院は、教官の研究の基礎組織であり、教官は、原則として研究院に所属する。

②研究院は、学問の新しい進展の動向を含めて学問の歴史を通して確立・発展してきた学問体系と学問の学際性を考慮して編成する。

③研究院の編成は、系の編成に配慮しつつ、研究上の密接な関連を重視して、研究科の編成と原則的に対応する。

④研究院のなかに、学問のまとまりを考慮して、部門をおき、それらはいくつかの大講座によって構成される。

⑤研究院は、研究組織としての責任を果たすとともに、研究科及び系の教育に責任をもつものとする。

⑥研究院や部門を越えた研究を推進するため、研究拠点形成プロジェクトを設ける。

2.　研究科及び系、研究院の編成

九州大学における研究科及び系、研究院は、以下の図に示すように編成する暫定案を軸として、検討を深めていくことが適当である。

研究科・系、研究院の再建（暫定案：名称は仮称）

注）附置研究所、附属施設等の研究科との関係については別の機会に図示する。

Ⅳ　九州大学改革の要項

Ⅱ章で改革の主な内容、Ⅲ章でこれをベースとする研究科、系及び研究院の編成について、その考え方と具体的な案を提起した。個々の改革の内容は相互にからみあっているので、それらが全体としてどうなるかを、まとめた形でこの章で示すことにする。すでに説明したように、改革は 21 世紀初頭を目標として着手するものであり、改革案実現の過程においては、入学試験、卒業・就職、各種国家試験等の大学教育をめぐる環境の変化、それらへの影響、激変緩和のための経過措置に配慮することが不可欠である。とくに、4 年生で学士課程を修了する学生が主流となっている分野に学

士・修士一貫課程を導入するに当たっては、実質的な 4 年制の併用や 4 年制定員の漸減措置等の経過措置が必要である。

1. 教育体制

(1)　教育体制の特徴

1) 学術文化の進展と高度知識社会の展開に配慮しつつ、基幹大学に要請される人材を育成するために、大学院の修士並びに博士課程教育の充実・拡大をはかるとともに、これに対応して学士課程の教育を見直し、新しい理念に基づく教養・専門教育を統合した学士・修士課程教育を創造する。具体的には次の教育を行う。

ア. 広い視野と豊かな人間性をもち、専門分野等の領域において指導的な役割を果たし得る専門職、技術職及び研究職を養成する学士・修士一貫課程（学士・修士課程）並びに医学・歯学の専門職を養成する学士課程（医学・歯学の学士課程）の教育

イ. 高度の専門知識と創造的研究・問題発見及び解決能力をもつ研究者及び専門職を養成する博士一貫課程（博士課程）又は修士・博士課程の教育

ウ. 社会人の再教育及び外国人留学生のために博士課程並びに学士・修士課程に加えて特別に設置する修士課程（専修修士課程）の教育

ただし、専門分野によって異なり、時代とともに変化していく社会の人材需要に対応するため、また、学生の自主的な進路選択に柔軟に対応するため、学士・修士課程及び博士課程（医・歯学を除く）では途中一定年次における転学・編入学の制度を設けるとともに、所定の修業年限在学し所定の単位を修得した者が学士あるいは修士の学位を取得した上、転・退学できることとする。また、飛び級の制度を活用して優れた学業成果を修めた学生が修業年限を短縮して修士あるいは博士の学位を取得できることとする。

2) 急速な学術研究の進展、科学技術の革新、高度情報社会の展開に柔軟かつ多様に対応した教育を行うため、教育組織は研究組織とは別に設ける。教育の基本組織として設けるのが系及び研究科とそのコースであり、研究の基本組織として設けるのが研究院とその部門である。教官は研究院の各部門に所属して専門分野についての研究を行うとともに、部門がその企画・実施あるいは協力に責任をもつ系及び研究科の教育課程コース（専攻コース、専修コース、系列コース）の教育、並びにその必要に応じて各専門分野を包括する基礎・教養教育等を担当する。部門と教育課程コースが必ずしも 1 対 1 に対応せず、教育の必要性に対応できる自由度が増すことが従来の学科あるいは専攻の制度と異なる。

(2)　教育組織

学士・修士課程、専修修士課程及び医学・歯学の学士課程の教育を行うための基本

組織として系を設ける。また、博士一貫課程又は修士・博士課程の教育を行うための基本組織として研究科を設ける。

1)　研究科

ア．博士一貫課程、独立研究科の場合は修士・博士課程、医学系研究科及び口腔科学研究科については博士課程の教育に包括的責任をもつ組織が研究科である。学問の歴史を通して確立・発展してきた学問体系と学問の学際性を考慮して研究科を組織する。

イ．研究科には、その教育目的を達成するために、専門分野ごとのコース（専攻コース）を設ける。博士課程の学生はいずれかの研究科のコース（専攻コース）に入学して教育と研究指導を受ける。

ウ．研究科はその博士課程の教育方針を定め、コースを編成し、カリキュラムを編成する。また、研究科の学生の修学指導を行い、関係研究院との協議のもとで研究科の教育実施に必要な教官の配置を計画し、研究科の施設・設備の管理を行う。

エ．研究科の各コースの教育の企画実施と学生指導についての基礎的な責任をもつ組織は研究院に設けられる部門とする。各部門は、その部門独自で、あるいは他の部門（異なる研究院の部門を含む）と協力して、一個以上のコースの教育の企画実施等を担当する。

オ．研究科は博士課程又は修士・博士課程の学生収容定員の基礎単位となる。

カ．研究科及びそのコース、並びにコースの教育を担当する部門については別に定める。

2)　系

ア．学士・修士課程と専修修士課程、あるいは医学・歯学の学士課程の教育に包括的責任をもつ組織が系である。伝統的な学問体系とその相互関係、養成する人材の専門性、並びに学問の総合性の確保を考慮して系を組織する。

イ．系には、その教育目的を達成するために、専門系列ごとのコース（系列コース）及び専門分野ごとのコース（専修コース）を設ける。専修修士課程を設ける系はその専修コースを設ける。ただし、専門系列ごとのコース（系列コース）を設けず、主専攻・副専攻を選択するカリキュラム制を設ける系もありうる。学士・修士課程の学生はいずれかの系に入学して一定期間教育を受けた後、いずれかの系列コースに所属するか、主専攻・副専攻カリキュラムを選択する。修士課程においては、いずれかの専修コースに所属して教育と研究指導を受ける。

ウ．必要な教養教育、基礎教育、外国語教育、情報処理教育及び健康・スポーツ科学教育を全学共通に実施する教育体制を設ける。

エ．系はその学士・修士課程の教育方針、専修修士課程を設ける場合はその教育方針、あるいは医学・歯学の学士課程の教育方針を定め、コースを編成し、カリキュラムを編成する。また、系の学生の修学指導を行い、関係研究院との協議のもとで系の教育実施に必要な教官の配置を計画し、系の施設・設備の管理を行う。

オ．系の各コースの教育の企画実施と学生指導についての基礎的な責任をもつ組織は研究院に設けられる部門とする。各部門は、その部門独自で、あるいは他の部門（異なる研究院の部門を含む）と協力して、一個以上のコースの教育の企画実施等を担当する。

カ．学士・修士課程・専修修士課程の系は学生収容定員の基礎単位となる。また、医学系においては、医学コース、歯学コース及び薬学コースはそれぞれ学生収容定員の基礎単位となる。

キ．系及びそのコース、並びにコースの教育を担当する部門については別に定める。系の一つとして、全学の協力で教育を実施する自由学際系を設ける。

(3)　教育方法

いずれの教育課程についても、カリキュラムはその教育目的の達成と学生の自主的・自立的な学習を促進することを基本に編成する。

1)　博士課程

ア．カリキュラムの編成

研究科で行う博士課程の教育は、その教育目的を達成するため、教育の体系性と学際性を考慮した専攻コースごとのカリキュラムを設定する。とくに、学生の創造的・独創的な能力の開発と国際的な発表能力の育成に配慮する。

イ．円滑な博士の学位の授与

研究科の教育においては、円滑な博士の学位の授与をめざして、組織的な教育システムを設ける。

ウ．コースの変更

博士課程については、所属コースの変更を希望する者に対して、可能なかぎり変更を認める。

エ．転学、編入学、退学

博士課程（医・歯学を除く）については、学生の自主的・自立的な専門分野の選択を配慮して、各研究科の学生定員に一定の枠を設けて、第 3 年次の始めに研究科の変更や他大学からの編入学を認める。また、2 年間以上在学し、所定の単位を修得した者で、希望する者に対しては、修士の学位を授与する。

オ．飛び級

優れた学業成果を修めた学生が修業年限を短縮して３年間あるいは４年間で博士の学位を取得できることとする。

2)　学士・修士課程及び医学・歯学の学士課程

ア．カリキュラムの編成

系で行う学士・修士課程あるいは医学・歯学の学士課程の教育は、その教育目的を達成するため、教育の総合性と体系性を考慮したカリキュラムを設定する。共通（教養、外国語、情報処理、健康・スポーツ）、共通基礎、専門の授業科目区分を設け、学生は必修及び選択により履修する。

必要に応じて系共通の教養・基礎教育を行うとともに、各コースごとの専門教育のカリキュラムについても、隣接分野や学際分野の学習に配慮する。また、全学共通に履修できる科目を設け、広く系内外の専門を異にする教官及び学生の相互交流を促進する。

イ．コースの選択決定

所属コースや主専攻・副専攻カリキュラムの決定に当たっては、学生の自主的・自立的な選択希望をできるかぎり尊重するとともに、修得科目内容、履修成績、並びに教官配置、施設・設備等を考慮する。また、所属コースの変更を希望する者に対して、可能なかぎり変更を認める。

ウ．転学、編入学、退学

学生の自主的・自立的な専門分野の選択を配慮して、各系の学生定員に一定の枠を設けて、系の変更や他大学からの編入学を認める。また、4 年間以上在学し、所定の単位を修得した者で、希望する者に対しては、学士の学位を授与する。

エ．飛び級

優れた学業成果を修めた学生（医学・歯学の学士課程を除く）が修業年限を短縮して４年間あるいは５年間で修士の学位を取得できることとする。

オ．ハウスの設置

学生に幅広い教育機会や交友関係を与え、学生の学習意欲を啓発しそれに応えるために、新しいタイプの教育施設としてハウスを設ける。

3)　専修修士課程

専修修士課程は、社会人の再教育及び外国人留学生教育を効果的に実施するために、特別に設ける教育課程であり、それにふさわしいカリキュラムを備えた専修コースを系のなかに設ける。

(4)　入学者選抜

学士・修士課程、専修修士課程については各系ごとに、医学系については医学、歯学、薬学コースごとに入学者を選抜する。各系の１年次入学者数については、それぞ

れの系の学生収容定員の 6 分の 1 以上で、学生収容定員を満たすものとする。博士課程については、各研究科ごとに入学者を選抜する。

教育システムの概念図

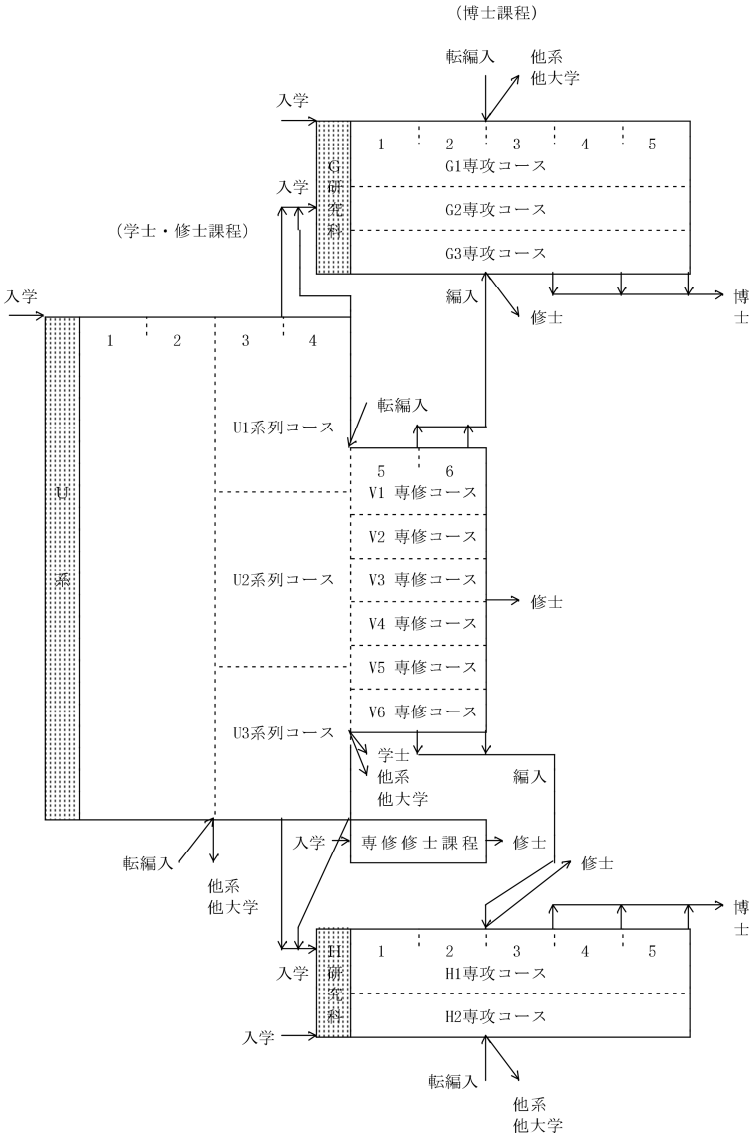

2. 研究体制

(1) 研究体制の特徴

1) 本学は、基礎、応用、及び先端の各領域で世界最高水準の研究成果を挙げることをめざして、研究院とその部門、附置研究所とその研究部門、学内共同研究センター等を研究の基本組織として研究を推進する。ここでとりあげる研究組織は研究院とその部門とするが、附置研究所の研究部門も研究院の部門と同様に研究科の教育、教育研究プログラム及び研究拠点形成プロジェクトに参画・貢献する。

2) 学問の進展と社会の要請にもとづく教育研究の必要性に対して、遅れることなく柔軟に対応するために、教育研究プログラムの制度を設ける。

3) 卓越した研究拠点（COE）を積極的に育成するために、急速な研究の発展又は新しい研究分野の開拓が期待できる分野・課題のもとに集合した研究グループを選定し、研究環境の重点改善を支援する研究拠点形成プロジェクトの制度を設ける。

(2) 研究組織

1) 研究院とその部門

ア．研究院は研究の基本組織であり、研究科と同じように学問の歴史を通して確立・発展してきた学問体系と学問の学際性を考慮して組織される。

イ．研究院のなかに研究の基礎組織として部門を設ける。部門は研究院が担当する学問領域のうちの一ないしは複数の分野の研究推進に責任をもつものであり、従来の大講座あるいはその集合に相当する。その組織原理、規模、構成等は、学問領域によって異なる。

ウ．部門は、研究院の教官定員を配置する基礎単位となる。

エ．部門は、その部門独自で、あるいは他の部門（異なる研究院の部門を含む）と協力して、系及び研究科の一個以上のコースの教育の企画実施と学生指導を担当する。

オ．研究科とその部門、並びにその研究分野については別に定める。

2) 教育研究プログラム

ア．教育研究プログラムの制度は、学問の進展と社会の要請にもとづく教育研究の必要性に対して、遅れることなく柔軟に対応するために設けるものであり、教育組織としてのコースをいずれかの研究科に設ける。

イ．教育研究プログラムの新設は、関係研究院等の申し出に基づき、教育研究計画委員会で審議し、評議会の承認により行う。

ウ．教育研究プログラムは、新しいコースを設置した後一定期間を経過した時

点で、研究の成果と教育コースの実績の点検・評価、並びに、関連する学問の進展と社会の要請を考慮して、プログラムの継続もしくは廃止、部門新設の概算要求等を決定する。

3)　研究拠点形成プロジェクト

ア．研究拠点形成プロジェクトの制度は、卓越した研究拠点（COE）を積極的に育成するために、急速な研究の発展又は新しい研究分野の開拓が期待できる分野・課題のもとに集合した研究グループを選定し、研究環境の重点改善を支援することを目的とする。

イ．研究拠点形成プロジェクトは、関係する教官又はグループの申し出に基づき、教育研究計画委員会が選定し、評議会が承認する。

ウ．選定された研究拠点形成プロジェクトは、一定の計画期間、研究費の重点配分・導入、客員研究員の配置を受ける。

エ．選定された研究拠点形成プロジェクトは、計画期間中、毎年研究活動の成果を教育研究計画委員会に報告する。

3．教育と研究の運営体制

(1)　教育と研究の運営体制の特徴

1)　本学の新しい教育研究体制がその機能を十分に発揮できるよう、これに適合した新しい合理的な運営体制を整備する。

2)　教育研究の必要性に柔軟に対応することをめざして、教育組織と研究組織を分離し、系・研究科とそのコースを教育組織、研究院とその部門を研究組織とする新しい教育研究体制をつくりだす。

3)　このような教育研究組織を責任をもって運営していくためには、不断の点検・評価とともに、それに基づく計画性のある教育研究の推進及び継続的な改革・改善・充実が不可欠であり、そのための体制を整備する。

4)　大学及びその中の組織の意思決定システム、並びに、教育・研究・管理運営の点検・評価、調整、計画、実施における責任システムを明らかにする。とくに、総長、副学長、研究院長、研究科長、系長、附置研究所長、病院長等の管理運営の責任を明確にする。

5)　系、研究科及び研究院の効率的な運営を行うために、それぞれの教授会での審議を重要な事項に精選し、残りの事項については、教育運営委員会及び部門長会議等で審議する。

(2)　系の運営体制

1)　系教授会

各系に当該系教育の担当教官によって構成される教授会を置き、学士・修士

課程の教育及び専修修士課程、あるいは医学・歯学の学士課程の教育、並びに学生の身分、学位の授与、教育の点検・評価、その他の重要事項を審議決定する。

2)　系長

各系に系を統括する系長を置く。系長は系教授会で選出する。

3)　系教育運営委員会

各系に系教育運営委員会を置き、系教授会の審議決定事項を除く授業計画・厚生補導等の系の教育を実施するために必要な事項を審議決定する。系の各コースの教育を担当する教官の中から委員を選出し、委員長には系長があたる。

この運営委員会のもとに各コース教育の円滑な運営のための組織として、系列コース会議及び専修コース会議を設ける。

(3)　研究科の運営体制

1)　研究科教授会

各研究科に当該研究科教育の担当教官によって構成される教授会を置き、博士課程又は修士・博士課程の教育及び学生の身分、学位の授与、教育の点検・評価、その他の重要事項を審議決定する。

2)　研究科長

各研究科に研究科を統括する研究科長を置く。研究科長は教授会において選出する。

3)　研究科教育運営委員会

各研究科に研究科教育運営委員会を置き、研究科教授会の審議決定事項を除く授業計画・厚生補導等の研究科の教育を実施するために必要な事項を審議決定する。研究科の各コースの教育を担当する教官の中から委員を選出し、委員長には研究科長があたる。

この運営委員会のもとに各専攻コース教育の円滑な運営のための組織として、専攻コース会議を設ける。

(4)　研究院の運営体制

1)　研究院教授会

各研究院に研究院教授会を置き、研究院所属教官の人事、研究計画、研究院の研究及び所属教官の教育研究活動の点検・評価、その他の重要事項を審議決定する。

2)　研究院長

各研究院に研究院を統括する研究院長を置く。研究院長は研究院教授会で選出する。

3)　部門長会議

各研究院に部門長会議を置き、研究院教授会の審議決定事項を除いて、研究院の運営に関する事項を審議決定する。議長は研究院長があたる。

4)　教官選考委員会

研究院所属教官の人事選考において教育面からの配慮を行うために、関係する系及び研究科との協議を行う。研究院教授会は、教官の採用及び昇任の案件ごとに教官選考委員会を設置する。その構成については、担当することが予定されている系のコースやカリキュラムの教官の代表が参加する等、系の意見がよく反映されるように配慮する。

(5)　教育研究活動の点検・評価の体制

教育研究活動を不断に活性化していくためには、教育研究を遂行するうえでの必要性に応じて適切かつ柔軟に対応できるような教育研究組織をつくるとともに、このような諸組織を責任をもって機能させ運営していくための点検・評価システムとそのための組織を確立することが必要である。

1)　系の点検・評価活動

各系の教授会のもとに、当該系の教育活動を点検・評価する組織を設ける。

2)　研究科の点検・評価活動

各研究科の教授会のもとに、当該研究科の教育活動を点検・評価する組織を設ける。

3)　研究院の点検・評価活動

各研究院の教授会のもとに、当該研究院の研究活動、管理運営、所属教官の教育研究活動等を点検・評価する組織を設ける。この組織は、必要な場合は該当教官に対する教育研究活動の改善勧告を研究院長に答申する。

4)　全学の点検・評価活動

評議会のもとに、点検・評価委員会を設置し、次の活動を行う。実質的責任をもった点検・評価が行われるようにするため、委員長には副学長の一人があたる。

ア．点検・評価項目及び必要な評価基準を決定し、公表する。

イ．公表された点検・評価項目及び評価基準にもとづき、各研究院・研究科・系・附置研究所等の点検・評価活動を点検・評価する。それに当たって、該当する教育研究組織に対して質問し、回答を求めることができるとともに、必要なときは、改善を勧告することができるものとする。

ウ．全学的な立場からの教育研究活動・管理運営について点検・評価を行う。とくに教育研究プログラム及び研究拠点形成プロジェクトについての点検・評価を行う。

5)　学外第三者の意見・評価の聴取

全学及び研究院・研究科・系・附置研究所等の教育研究・管理運営について学外第三者の意見・評価を聴取する制度を設ける。意見・評価提出を求める学外第三者に対して必要な資料を提供するとともに、各点検・評価組織は提出された学外第三者の意見を考慮して、点検・評価活動を行うものとする。

(6)　全学の運営体制

1)　評議会

本学の最高意思決定機関としての評議会は総長、副学長、研究院長、研究科長、系長、附置研究所長、病院長等及び研究院、研究所等から選出された評議員で構成する。

2)　総長及び副学長

大学運営の最終的な責任者として、大学を統括し、大学を代表する総長の指導的機能を十分に発揮するため、総長を補佐する副学長３名を設ける。副学長は、現職の教授の中から、総長の指名と評議会の承認により選出する。なお、全学委員会のうち、実施責任が重く重要性が高いものについては、委員長は副学長が担当する。

3)　部局長会議

学内の教育研究組織の間の意思疎通、意見の調整、並びに日常的全学事項についての意思決定を行うための正式な機関として、部局長会議を設け、総長、副学長、研究院長、研究科長、系長、附置研究所長、病院長等で構成する。

4)　教育研究計画委員会

大学全体の教育研究にかかわる必要な調整を行うとともに、教育研究組織の整備計画等を審議し、原案を作成するために、評議会のもとに、教育研究計画委員会を設置する。実質的責任をもった調整と計画案作成ができるようにするため、委員長には副学長の一人があたる。委員会は、教育研究組織の再編・新設、教育研究プログラムと研究拠点形成プロジェクトの選定・廃止、教育研究実施のための調整、教育研究計画等を審議し、原案を作成するほか、研究費重点配分に関する意見を総長に答申する。計画等の審議に当たっては、系・研究科・研究院・附置研究所等からの提案並びに各点検・評価組織の点検・評価の結果を尊重する。

5)　苦情処理委員会

全学的な立場からの教育研究についての計画・調整の機能が強化され、総長等の責任と権限が相対的に大きくなり、また、組織間の調整が増えること、学生のニーズを的確に把握する必要があること等から、教育研究や管理運営についての疑問や質問に応える組織として、評議会のもとに苦情処理委員会を設ける。

6)　諸委員会

予算、学生厚生補導、教務、入学者選抜、将来計画、国際交流、研究協力、施設・設備等に関する全学委員会については、原則として従来のものを引き継ぐこととし、教育研究組織の改編にともなう委員の選出方法等については、今後検討する。

7)　事務組織

事務組織の改編については、教育研究支援のあり方を含めて、関係組織を中心に今後検討する。

九州大学の改革の大綱案に用いられている用語の解説

大綱案においては、現行のものとの違いを強調するために、敢えて従来から用いられているものと別の用語を使用する場合もあるが、これらの用語については、今後の検討のなかで変更することもありうる。

α，β，γタイプ	：	学士・修士・博士課程の教育の系統性を確保する観点から改革の方向を説明するために用いられる教育システムの 3 つの案（11 ページ参照）
A，B 方式	：	教育組織と研究組織の分離のもとで柔軟な連携を確保する観点から改革の方向を説明するために用いられる教育研究組織の 2 つの案（15 ページ参照）
学士・修士課程	：	現行の学部 4 年と修士 2 年を合わせたものに相当する 6 年間を標準とする教育課程。系において教育を行う。
博士課程	：	博士課程の標準修業年限は 5 年であり、これを前期（2 年）と後期（3 年）の課程に区分するものと区分しないものがある。博士一貫課程とは後者のことをいう。
専修修士課程	：	社会人の再教育又は外国人留学生のために設ける修士課程に相当する教育課程。系において教育を行う。
研究科	：	博士課程教育の基本組織。
研究科長	：	研究科における教育の統括責任者。
系	：	学士・修士課程と専修修士課程、あるいは医学・歯学の学士課程教育の基本組織。現行の学部より広いか、又は同じ程度のもの。
系長	：	系における教育の統括責任者。
コース	：	以下の系列コース、専修コース、専攻コースの総称として用いる。
系列コース	：	系における学士課程教育の組織単位。

系列コースを置かないで、代わりにカリキュラム制とすることもありうる。学生はいずれかの系に入学し、一定期間教育を受けた後、いずれかの系列コースに所属するか、主専攻・副専攻カリキュラムを選択する。

専修コース　：　系における修士課程教育の組織単位。
現行の修士課程専攻に相当する。

専攻コース　：　研究科における博士課程の教育の組織単位。現行の大学院専攻に相当するもの。

教育運営委員会　：　系及び研究科の運営を円滑かつ効率的に行うため、教授会の審議決定事項を除いて、それぞれの教育に関する事項を審議する組織。

研究院　：　教育組織である研究科・系とは分離して設ける研究の基本組織。部門を置き、教官が所属する。

研究院長　：　研究組織である研究院の統括責任者。

部門　：　教官が所属する研究のための組織単位で研究院の中に置く。大講座によって構成する。

部門長　：　研究組織である部門の統括責任者。

部門長会議　：　研究院内の日常的な意思疎通をはかることにより、研究院の運営を円滑かつ効率的に行うために設ける組織。

収容定員　：　現在、学部の学生定員は、入学定員としてではなく、1～4学年分を合計した収容定員によって定められている。

重担　：　ここでは、研究院の部門に所属する教官が、複数の専攻コース又は複数の専修コースの教育に責任をもつ立場にあることを意味する。

専担　：　ここでは、研究院の部門に所属する教官が、系教育を担当しない立場にあることを意味する。

兼担　：　ここでは、研究院の部門に所属する教官が、系教授会の構成員になり系教育を担当する立場にあることを意味する。

教育研究計画委員会　：　大学全体の教育研究組織の間の調整を行うとともに、教育研究プログラムや研究拠点形成プロジェクトの選定・廃止を含む教育研究組織の整備計画等を審議し、原案を作成するために設ける組織。

苦情処理委員会　：　教官、職員、学生等の大学運営にかかわる疑問や意見を積極的にくみあげる組織。

教育研究プログラ　：　学問の進展と社会の要請にもとづく教育研究の必要性に

ム		遅れることなく柔軟に対応するため、研究科を越えて時限付きの特別コースを設置する制度。
研究拠点形成プロジェクト	:	卓越した研究拠点（COE）を積極的に育成するために、研究環境の重点整備を支援する制度。
大学院改革専門委員会	:	大学院研究科の再編案を検討するために、平成 5 年 6 月 3 日に将来計画小委員会のもとに設けられた組織。委員は総長の指名。大学改革専門委員会の設置にともなって平成 6 年 3 月 22 日に廃止された。
大学改革専門委員会	:	学部教育、管理運営を含めて大学改革案を検討するために大学院改革専門委員会を引き継ぐ形で、平成 6 年 2 月 18 日に設けられた組織。

〔後略〕

657　続・九州大学改革の大綱案

（『大学広報』No.834　1995（平成 7）年 5 月 18 日）

続・九州大学の改革の大綱案

平成 7 年 5 月 2 日

九　州　大　学

はじめに

九州大学は、平成 7 年 3 月 30 日の評議会において「九州大学の改革の大綱案」を決定した。この大綱案に盛り込まれていないいくつかの重要な課題については、平成 6 年 9 月 27 日に改組された大学改革専門委員会が鋭意審議を重ねてきたところであり、その結論が平成 7 年 4 月 10 日に大学改革専門委員会から将来計画小委員会に報告された。将来計画小委員会は、この報告を受けて、約 1 か月にわたって全学的な検討を進め、必要な修正を加えて、「続・九州大学の改革の大綱案（案）」を作成した。

以上のような経過を踏まえて、ここに「続・九州大学の改革の大綱案」を定める。

この「続・大綱案」は、4 つの章より構成されている。Ⅰ章では、研究院や研究科とともに九州大学の COE 構築の重要な一翼を構成する 3 つの附置研究所について、その改革の方向を提示した。Ⅱ章では、全学共通教育の核となる外国語教育、情報処理教育、健康・スポーツ科学教育のあり方を提示するとともに、これとかかわって言語文化部や健康科学センターの改組の方向を提案した。さらに、コ・メディカル教育について、社会的要請、他大学の動向を勘案して、その将来の方向にふれるとともに、医療技術短期大学部の改組の方向を提案した。Ⅲ章では、社会と大学との連携の方向について多面的に検討し、Ⅳ章では国際的連携の強化についての改革の方向に言及した。いずれも、21 世紀初頭の社会の要請からみれば大幅な改革が要請される分野であ

り、COE 構築とともに開かれた大学をめざす九州大学としては、「改革」のなかで枢要な位置を占めていることはあらためて言うまでもない。

むすびでは、ここでの改革案を先の大綱案と統合したときの全体の組織編成のあり方についてふれるとともに、2 つの大綱案ではカバーしきれないものの、なお九州大学の改革に欠かすことのできない、いくつかの分野についてふれた。

Ⅰ　COE 構築へ向けての附置研究所等の改革

1. 附置研究所等の改革の基本的な視点

九州大学は、わが国の基幹大学として、教育・研究面での COE をめざし、国際的・社会的使命を果たしていくことをめざしている。九州大学の改革にとって、既存の大学院や学部の改革だけでなく、附置研究所や附属研究施設の改革もまた避けることができない課題である。COE としての九州大学の構築には、大学院重点化とともに附置研究所の全国共同利用化・中核的研究拠点化が車の両輪の役割を果たしているといっても過言ではない。

もともと、附置研究所は、大学院や学部等と異なり、直接教育上の目的に限定されない自由な学術研究を進めることによって学術の中心としての社会的責務を果たすために大学に置かれている。また、大学院や学部が、名称や構成等の面で全国的に共通なものが置かれているのとは対照的に、研究所は、個々に固有の設置目的を持ち、名称、構成、研究内容も、それぞれわが国唯一のものであることを旨としている。

そのような附置研究所として、九州大学には生体防御医学研究所、応用力学研究所、機能物質科学研究所の 3 つの研究所が置かれており、特定領域の研究者が集中して存在し、その分野におけるわが国の学問の中心的担い手となっている。その意味で、九州大学の 3 つの研究所は、COE を構築する上でいずれも独自の基盤を持っており、研究大学としての九州大学の形成に欠かすことのできないものとなっている。さらに、研究所の教官は、大学院研究科教育に参画しており、その役割は、今後一層期待されている。

COE 構築のために研究所に期待されるものは、当該研究分野の最先端の課題について集中的に人的、物的資源を集中して、研究の地平を切り開くことである。そのためには世界の学問の趨勢に照らして研究所の研究目標を絶えず見直し、目標達成のために最も効率的な体制をとることが求められる。そのような点から、本学設置の 3 つの研究所とも常に積極的な姿勢で問題に対処することが望まれる。

なお、有機化学基礎研究センターは学内共同利用の施設として平成 5 年度に設置されたものであるが、その設立の経緯からも全国共同利用研究所への昇格をめざしており、九州大学としてもその実現を積極的に推進することが必要である。

2. 生体防御医学研究所の改革の方向

生体防御医学研究所の源は昭和 6 年に九州帝国大学に設置された温泉治療学研究所に遡ることができる。それが昭和 57 年に医学部附属癌研究施設と統合されて生体防御医学研究所として発足した。このような経緯から基礎系の研究部門は福岡市の医学・歯学・薬学系のキャンパス内の建物に、附属病院を含む臨床系の研究部門は別府市のキャンパスに位置している。

本研究所がこのような体制をとるに至ったのは、分子生物学等の関連諸学科の進歩の結果、生体内での種々の制御機構が解明され、その上に立って癌、免疫病、遺伝性疾患等の難治性疾患の本質に対する理解が深まってきたからである。これらの病気の発症にはウィルス、放射線等の外的要因も関与しているが、本質的には内在的要因による遺伝子レベルの異常に基づくことが明らかになってきている。癌を含む難治性疾患の背景には遺伝子の異常があり、その診断、治療には関係する遺伝子の構造と機能の解明が不可欠である。こうした認識のもとで本研究所は、これらの病気の発生機構の解明と有効な診断・治療法の確立をめざして研究を行っている。国際的に高く評価される多くの業績を誇っており、国際共同利用研究機関的性格をすでにもっているとみることができる。教育面では大学院医学系研究科に属し、多数の大学院生が本研究所の各部門で研究に従事し、優れた研究者の人材の養成に寄与している。

本研究所のあり方を考える上で最大の問題点は、研究所が福岡地区と別府地区に二分されていることである。研究所が真に有機的に統合された形態で機能するためには、同じキャンパスに位置することが望ましい。現在九州大学では新キャンパス建設など全体計画の策定が行われており、本研究所もその中で将来のあるべき姿を作り上げていく必要があり、全学的見地から合意形成が急がれる。

3. 応用力学研究所の改革の方向

応用力学研究所は、昭和 26 年、流体工学研究所（3 部門）及び弾性工学研究所（3 部門）の合併により、「流体及び弾性体に関する工学の学理とその応用と研究」を目的として誕生した。以来、新しい研究分野の展開に対応し、常に研究内容と組織の刷新に努めてきた。その結果、海洋研究組織及び高エネルギー力学研究組織を増設し、広範な学問領域にわたる研究組織に成長した（現在 15 部門 2 附属実験施設）。すなわち、当初からの流体・材料部を中核として、研究対象を大気・海洋からプラズマ・核融合にいたる先端領域に広げ、工学的特色に加えて理学的色彩をもつに至ったのである。その間、応用力学研究所があげてきた業績は国内外から高く評価され、多くの学術賞受賞者を輩出するとともに、既に複数の分野において「中核的研究拠点」として機能している。

高い評価に支えられつつも、応用力学研究所は、研究重視と大学院への傾斜という

大学改革の潮流の中で転機を迎え、新たな研究所への改組を求められている。それは、独自の特色ある学術研究の推進により世界に向けてより強力に発信し続けるとともに、COE をめざす新九州大学の構築において重要な役割を担う研究所をめざすものでなければならない。その実現に向けて、現在検討している改革の方向は以下のとおりである。

まず、力学研究の実績を踏まえて、「力学に関する学理とその応用」を設置目的に掲げ、狭義の「応用力学」（流体及び弾性体力学）研究にとどまらず、広く社会的・学術的要請の高い分野に力学的視点から積極的に貢献することをめざす。この設置目的に従って地球規模で力学的研究を展開していくには、他の研究機関には見られない集中した力学研究陣及び大型実験設備群、それに、これまで培った強力な国際研究ネットワークを最大限に活用すべく様々な改変が必要となる。その一つは、研究所の二つの附属実験施設の全国共同利用化である。実験装置の充実と客員部門の設置により、国内・国際交流のための窓口としての機能を備えねばならない。また、研究人材の柔軟な配備を可能にするため、研究所全体が大部門制に移行するほか、これに対応して技術支援組織の整備も必要となる。

研究活動の源泉が何よりも優秀な研究者とその独創的発想にある以上、大学院教育には研究所が深くかかわることになろう。既に研究所全体が協力講座として大学院教育を担うようになっており（現在、工学研究科に 3 部門、総合理工学研究科に 12 部門 1 施設）、大学院教育活動の比重は従来に比べて格段に増大しているが、今後の改革を考えるとき、研究所の特質に鑑み、基礎学術研究を推進すべき博士養成に研究所の大学院教育の重点を置くのが望ましい。

4. 機能物質科学研究所の改革の方向

機能物質科学研究所は、昭和 62 年にその前身である生産科学研究所（昭和 24 年設置）を改組・転換して、「新しい機能性物質創製・開発とその利用システムに関する研究」を目的として設置された。

本研究所は、組織的研究の効率的実施と研究進展に対する機動的対応を意図して、「物質合成」「素子開発」「システム工学」の 3 つの大部門と「機能物性学」「機能解析」の 2 客員部門で構成されている。研究活動においては、情報変換・蓄積機能、エネルギー変換・蓄積機能、及び環境保全機能を重点課題として取り上げ、機能物質科学と生産プロセス・利用システム工学の基礎と応用並びに実用化における技術的課題の系統的な研究を行っている。また、上記の大部門所属の全研究分野が総合理工学研究科の協力講座として大学院教育に参加している。

本研究所では、不断の自己点検・評価と見直しに基づいて、学術の進歩と研究の進展に即応できる柔軟な組織の維持に努めているが、その具体策として、各部門の重点

課題の実施には助教授又は助手 1 名を追加配置すると共に、日本学術振興会を始めとする国内外の博士研究員制度や「民間等との共同研究」制度等を活用して定常的に博士研究員が研究活動に参加し、博士研究員制度を実質的に具体化して研究体制を強化・充実している。さらに国内及び外国人から選任した客員教授との共同研究による重点課題研究の振興促進をはかっている。

改組・転換以来、本研究所における機能性物質に関する研究活動は、文部省の大型特定研究の採択、国有特許設定や国内外からの学術賞授与等高い評価を受け、また、文部省等による国際共同研究課題の採択や当研究所教官の組織する国際ワークショップや学術研究集会の開催等、研究活動の国際連携が活発に進められており、当該研究領域の中核的研究拠点としての基盤を確立している。

今後の改革の方向は、このような組織の特色と蓄積した成果を基盤として、機能物質科学及び関連する生産プロセス・利用システム工学の分野において先端的大型研究を実施できるよう全国共同利用をめざした研究施設を新設・充実し、機能物質の応用及び実用化研究の拡充をはかる。さらに、共同研究の充実・推進について学内外と連絡協議態勢を整備して、設置目的に沿って設定した重点課題を推進するとともに、関連する萌芽的研究に対する便宜供与や客員研究活動を活発化し、九州大学における機能物質科学分野の共同研究の拠点として全国共同利用型の附置研究所に移行する態勢を整備することが望まれる。

大学院教育へは、応用力学研究所と同様に総合理工学研究科へ協力講座として参加しており、全学の大学院重点化の流れのなかで引き続き積極的にかかわっていくことを通じて、COE を担う優れた研究者を養成することが期待される。

5. 有機化学基礎研究センターの将来展望

昭和 43 年日本学術会議から「基礎有機化学研究所」（仮称）の設置について内閣総理大臣に対し勧告が行われた。その後化学研究推進機構の構想が提案され、その中核研究所の一つとして「物質変換研究所」の設立が学術会議化学研究連絡委員会において合意され、立案が検討された。昭和 60 年、化学研究連絡委員会、有機薬学研究連絡委員会において物質科学研究所の設立検討委員会が設けられ、研究所設立の推進にあたることとなった。これに平行して昭和 61 年九州大学においても有機化学基礎研究所の九州設置の構想が検討され、有機化学関連部局で構想の検討が進められた。昭和 63 年化学研究推進機構構想が学術会議第 4 回化学研究連絡委員会において承認され、推進機構の地区センターとして有機化学基礎研究所の九州設置を前提とした設立案が検討された。平成元年研究所設立のための核として、分子科学研究所に有機構造活性部門が新設された。

九州大学及び全国的組織（設立検討委員会）の両方で検討を繰り返し、九州大学の

学内共同利用施設として概算要求を行うこととなり、平成 5 年 4 月九州大学（学内共同利用）有機化学基礎研究センターが設置された。

本研究センターは、他大学教官定員の振替配置を行うなど実質的に全国共同施設としての運営が行われており、将来の全国共同利用研究所への昇格をめざしている。九州大学としてもこの経緯を踏まえた将来構想をたてることが緊急の課題であるとともに全学的な支援体制の確立が不可欠である。

6. 大学院重点化と研究所のあり方

研究所の使命は九州大学の COE としての重要な一翼を担うことにある。このためには、COE 拠点としての研究の中核機能を果たすことが要求される。その最も重要なものは、研究情報や研究者の交流の場としての機能である。国内外から多くの研究者が集まって研究交流を行いやすくするとともに、短期あるいは長期に滞在して研究活動を遂行できるような魅力的な環境を整備することが要求される。このためには、研究レベルを高く保ち、優れた研究成果や研究情報を集積していることが肝要である。さらに、これらの研究情報を国際的に発信し続けるだけのソフト・ハード両面にわたる情報発信機能を備えていなければならない。換言すれば、研究所人事の流動化を促進し、国内外から優秀な研究者を吸引できるだけの研究水準を維持し、COE として誇れる研究環境及び研究文化をつくりあげることが、研究所に課された責務ということになる。

現在、研究所教官は各研究所の部門に所属して研究活動を行う一方、教育面では関連する研究科の大学院教育に参加している。このことにより、研究所での最先端の研究を通じて質の高い大学院教育を施すことができ、COE を担う次代の優れた研究者の養成に積極的に寄与することになる。とくに研究院とは異なる研究環境で大学院教育を行うことは、多様な人材の育成のうえでの意義は大きい。他方、ややもすると研究活動が固定化しがちな研究所にとっても若いエネルギーをもった大学院生を受け入れることによって新しい発想と活力を生み出す土壌を作ることができる。本来、教育と研究とは相互にフィードバックループを持ち、相補的な関係にある。研究所の研究と大学院教育との間のこのような関係は、本学の教育研究の発展にとって重要な意義を有しており、今後一層強化されなければならない。

ところで、「大綱案」の B 方式（研究院方式）が実施された場合、独立研究科の基幹講座に属していた教官が研究院に移り、独立研究科には研究院と研究所の教官が対等に参画することになる。研究院や研究所の教授会がそれぞれの人事について、研究科教授会が学生教育や学位の授与について意思決定権をもつことになる。なお、先に述べたように、研究所は教育上の目的と対応して組織されたのではなく、研究に重点をおいて組織されているものである。これに対して、研究院は、研究科や系教育と組

織的に分離されたとは言え、やはり大学院や学士課程教育と不可分な形で組織されている。両者の成立の由縁が本質的に異なる。その意味では、研究そのものと密接に関係する研究科に研究所教官が積極的に参加するのが望ましいものの、重い教育負担をかけないという配慮から系教育、とくに学士課程教育には研究所の本務に寄与できる範囲で参加するという原則は維持すべきであろう。

7. 新研究センターの構想

九州大学には、以上の附置研究所のほか大学としての優れた研究蓄積を背景にして多くの研究センターがある。これらの研究センターの今後の改革の方向については、それぞれのセンターの意向を十分に踏まえて、全学的見地から検討すべきであろう。しかし、今後の科学技術、学術文化の発展の方向を見据え、本学の研究者の蓄積を考慮し、さらに本学の国際社会、地域社会でのポジションと役割を勘案して、なおいくつかの新しい研究センターの設立が望ましい。ここでは、4 つの研究センターについてとりあげておきたい。

第一は、アジア研究・資料センターである。

九州大学がアジア諸国に近接して立地していることから、早くからアジアをテーマとした研究やアジア諸国の研究者との共同研究の蓄積がある。その分野は、考古学や歴史学、言語学や文学、比較教育や比較文化をはじめ、法律、政治、経済、経営等いわゆる人文科学や社会科学ではほとんどの分野で太い交流と長い蓄積を有している。自然科学においても、海洋・気象・地質・生態・農学等共通のフィールドを対象とした研究蓄積や研究交流の枚挙にいとまがない。さらに、アジア諸国の急成長と地球環境への影響の強まりを考慮すると、九州大学がこうした学内の研究蓄積や資料を一つにまとめるとともに、学内はもちろん、国内外の研究者の共同研究を系統的に組織していく機関としてアジア研究・資料センターを設置することが緊急の課題となっている。

なお、本センター実現にあたっては、九州国立博物館構想との連携を視野に入れて進めていくことが適当であろう。

第二は、総合政策研究センターである。

市民や企業との研究を媒介とした交流は、医学系や理系ではすでに長い蓄積がある。文系においても、法律・教育・歴史・文化・福祉などの研究成果に対する市民の強いニーズ、経営・法律などにかかわる企業からの大学への協力依頼、さらに経済・行財政・文化・福祉・都市政策にかかわる国や地方公共団体からの協力要請など、大学の研究成果と市民・企業・自治体のさまざまのニーズがある。また、九州大学が多様な研究成果を統合して、社会に積極的に発言していくことも大学の重要な役割であるとともに、人文・社会科学の活力維持にとっても不可欠である。こうした、市民・企業・

自治体と大学とのインターフェイスとしての総合政策研究センターの設立は、大学の新しい役割を切り開くものとして大きな意味をもつであろう。

第三は、ソフトサイエンス研究センターである。

九州大学は、自然言語処理や機械翻訳等の言語情報処理、知能情報処理ソフトウエアに関する研究をわが国ではじめて手掛け、今日の日本語情報処理の基礎を築いた実績をもっている。これらの研究は、計算機科学と言語学との学際的領域で遂行されたものである。また、生体情報処理機構、生物情報処理機構に関する研究でも先駆的実績をもち、さらに心理学、言語学、経済学等の文系学問領域において情報科学と関連させる研究が活発化してきている。このように九州大学におけるソフトサイエンス研究の基盤は整っており、これらがトータルとして共同研究をする場としてのソフトサイエンス研究センターを構想することは時宜を得ているといえよう。

第四は、地球環境にかかわる学内の研究者を核とし、国内外の共同研究を系統的、意識的に支援するために必要な機関としての地球環境観測センターの設置である。九州大学には、海洋・気象・地震・火山・地質・生態・森林・河川・エネルギー等地球環境にかかわる研究者の厚い集積があり、国際的にも一線級の業績が蓄積されている。加えて、近年、火山噴火、台風災害、水資源の枯渇、大規模地震等自然災害が多発するとともに、近接するアジア諸国では、経済の急成長に伴う大気汚染、海洋や河川の汚染、森林破壊等地球環境を危機におとしいれる事態が深刻となっている。多くの研究蓄積と研究者の集積、アジア諸国との共同研究の実績をもっている九州大学でこうした観測センターの設立もまた大きな意味をもっている。

なお、このほか、COE 構想に基づいて、九州大学の国際連携を本格的に推進する機関として、国際学術センター、生涯教育について企画・立案する機関として、生涯学習研究センターについても言及しておきたい。

すでに、留学生教育に関して総合的にかかわる留学生センターが九州大学に設置されているが、国際交流及び国際協力を効率的に推進するため、これにかかわる内外の諸機関との連携や情報収集、国際的プロジェクト等の企画立案等の学内の諸機能を集中・整備する組織として、国際学術センターの設置が必要となる。さらに、ここでは、国際交流及び国際協力に関する理論と実践に関する多角的な研究を実施することが望ましい。

また、九州大学では、公開講座、聴講制度、科目等履修制度、大学院でのリフレッシュ教育や特別入学制度など、社会人に対して、社会人教育に門戸を開放しつつある。しかし、社会の強いニーズに比して十分とは言えず、企業や行政と連携しつつ生涯教育の一層の充実を図ることが求められている。このため、生涯教育について総合的に企画・立案するとともに、生涯教育のシステムのあり方を多様な角度から調査・研究するものとして、生涯学習研究センターを設置することが適当である。

以上のほか、すでに学内で設置準備委員会が設置され、概算要求事項（平成 7 年度）として提案されている既存の構想として、総合資料館、大学文書館、自然災害科学資料センター、低温センター、加速器センターなどがあり、ここでは詳述しないものの、引き続き実現へ向けて検討が進められていくことが望まれる。

8. 先端科学技術共同研究センターの充実と共同研究コンソーシアム構想

産業界等との研究協力を積極的に推進するため、平成 6 年度に「先端科学技術共同研究センター」が設置された。本センターでは民間等との共同研究や受託研究の実施、受託研究員等の受入れ、民間企業の現職技術者に対する高度の技術研修等を行うとともに、先端科学技術分野の振興をはかるため、国内外の企業・研究機関等とも積極的に交流をはかることとしている。

「西日本地区の産業界との研究協力を積極的に推進する」という業務に加え、本センターでは、①基礎的・先端的な研究分野における産業界等との研究協力の推進、②複数教官と複数企業によるプロジェクト研究の実施、③先端科学技術分野における国際交流の促進等をとくに推進することとしている。

こうした学内と学外の共同研究を推進する組織としての共同研究センターは、今後産官学の共同研究がますます要請されるなかにあって、その一層の充実がなされなければならない。また、産業界や県・市町村等地方公共団体と九州大学が協力していわゆる「第三セクター方式」による共同研究コンソーシアムを学外に設置し、より柔軟に共同研究を実施しうるようにすることも大胆な試みとして企画されるべきであろう。

Ⅱ　外国語、情報処理、健康・スポーツ科学教育等のあり方と関係機関

1. 外国語教育のあり方と言語文化部

1) 基本的視点

言語文化部の組織改革を検討するにあたっては、本学の外国語教育のあり方及びその実施責任のあり方を考慮することが前提となる。本学の外国語教育のあり方については、従来の外国語教育の枠組みにこだわることなく、本学にとっての外国語教育の重要性を考慮した抜本的な改善・改革の取り組みが必要である。そこでは多様な外国語教育に対する需要に対応するため、メディア教育を含めた多人数教育と少人数教育の効果的な組み合わせによる効率的な教育が必要となるとともに、外国語に関する教育研究のレベルの不断の向上、活力ある教育研究活動を維持・発展させることが課題となる。そのために外国語担当教官が大学院の教育研究に参加することの意義は大きい。

2) 英語教育について

英語教育は、異文化理解に不可欠であるとともに、国際語修得としての重要性

が増している。英語教育については、従来の低年次学生を対象とする必修を中心とした学習から、高年次及び大学院学生を含めた学生の必要性及び自発性に基づく学習を援助するものへと力点を変更するとともに、教育目標の重点を次の英語運用能力の向上へと移すことが必要である。とくに、

① 低年次学生に対する英語による会話及び討論能力の育成
② 低年次学生に対する速読及び読解能力の育成
③ 専門領域にかかわる文献の読解能力の育成
④ 高年次及び大学院学生に対して、英語によるレポート・論文作成と発表討論能力の育成

等が、英語教育の中心課題となろう。

そこで、低年次学生の英語教育の目標を思い切って①及び②を中心とし、大部分の学生に対して、あるレベルの能力の修得を課することにし、能力修得の判断はあくまで到達度によって行い、到達過程は問わないものとする。したがって、学生は到達目標をめざして学内外の手段を利用することができる。③については、各専門分野の教官を中心に教育を実施する。④は、本学が国際化時代の学術研究・人材養成に優れた成果をあげうるための必須の条件であり、学生自らが表現すべき内容をもつようになる高年次以降において英文レポート・論文作成能力の育成を目標とする英語教育を本格化することが必要である。

3) 未修外国語の教育について

未修外国語の教育については、次に重点を置く。

① 英語圏以外の異文化の理解
② 必要性が起こったとき、外国語を自力学習ができるための基礎の育成
③ 専門領域の学習において英語以外の外国語文献の読解が欠くことができない分野について、その能力の育成
④ 多様な外国語、とくに多くのアジア地域の外国語を学習できる条件の整備

低年次における未修外国語の教育は、③が必要な学生を除いて、①及び②を中心とする。本学にとって、学生に多様な異文化に接する機会を与えること、多様な外国語の能力をもった人材を養成すること、広い地域の外国研究を可能とすること等が重要である。

4) 系及び研究科での外国語及び外国語教育コース、又はカリキュラムについて

文系の高年次及び大学院学生について、専門分野で国際活動ができるレベルの高度の外国語運用能力の獲得をめざして、関係するいずれかの系に、外国語を主専攻又は副専攻にできるカリキュラムを設け、外国語の専門的教育が可能なようにする。

また、理系の修士・博士課程学生を対象とした外国語による科学論文の作成能

力の獲得を目標とする科目や、文系の修士・博士課程学生を対象にした外国語による報告書・論文の作成能力並びに高度な討論能力の獲得を目標とする科目を設ける等、系の修士課程や研究科の博士課程に大学院レベルの学生を対象とした外国語運用能力育成の教育が可能となるようなカリキュラムを設ける。

本学の外国語教育担当教官の大部分は外国語教育を専門とする教育を受けていないし、外国語教育を専門に研究している者は必ずしも多くない。本学の外国語教育にとっても、また、わが国の外国語教育の改善のためにも、外国語教育を独自に教育研究する組織を確立して、外国語教育を専門とする人材の育成を強化することが必要である。そのために、西日本地区の基幹大学としての本学に、外国語及び外国語教育に関する専修コース、専攻コース及びそれを研究する部門を設置することが必要である。

5) 言語文化部の再編と教官の再配置

九州大学の外国語教育の改革を以上の方向で進めていくとすると、これらの外国語教育を中心的に担う現在の言語文化部の教官の配置のあり方もこれにともなって再編成されなければならない。先の大綱案が提起している教育組織としての研究科と系、研究組織としての研究院という方式を前提とすると、言語文化部の再編の方向として次の二つが考えられる。

一つは、比較社会文化研究科をはじめ他の幾つかの関連する研究科に専攻コースを設置し、それに対応する教官がそれぞれ部門をつくり、関連する研究院に所属することである。専攻コースの設定等諸般の事情から全教官がこうした研究科対応の研究院への移籍が不可能な場合は、一定の期間言語文化部を残し、徐々に他の研究院への移行を進めていくことになる。最終的にこうした移籍が完了した段階で、全学の外国語教育の企画・運営を行う組織として、教官定員を置かない外国語教育センターを設置し、外国語教育のカリキュラム編成や教官配置を行うものとする。こうした方式のもとでは、研究科と研究院がきちんと対応した大学院重点大学にふさわしいものとなる一方、それまでかなりの期間言語文化部を存続することになり、改革に時間がかかるという問題点が生じる。

もう一つは、言語文化部をそのまま言語文化研究院とすることである。これによって、教官が分散配置されることなく、九州大学の外国語教育を中核的に担う研究組織が形成され、責任が明確となる。これは明らかな利点である。しかし、他方でこの研究院と対応する研究科が存在しないもとでは、研究科と研究院が 1 対 1 に対応するという原則とは違った組織ができあがることになる。この結果、ここに提案されているいずれかの研究科での外国語あるいは外国語教育専攻コース、すでに比較社会文化研究科に設置されている異文化間コミュニケーションにかかわる教育等大学院教育と研究院組織が複雑に対応することになる。これは、

「重担」の考え方の延長とみることもできるが、関連する専攻コースが増加するとともに研究科と研究院とのねじれ現象が複雑となることは否定できない。これは、系における外国語や外国語教官の専修コースや系列コースまたは主専攻ないし専攻カリキュラム等の系教育とのかかわりについても同様な関係が生じる。いずれが適当であるか、関係部局だけでなく、全学的にもなお検討が必要である。

二つの案のメリット、デメリットを総合的に勘案した場合、全学の外国語教育を今後も責任をもって実施していくという点を重視するならば、B-2 案の言語文化研究院構想が適当であると判断される。そのうえで、現在構想されている研究科や系において、専攻コース、専修コース、系列コース、カリキュラムなどを関係する研究院との協力のもとで積極的に整備することが必要であろう。

ただ、今後の全学の研究院、研究科、系の再編の進展によっては、言語文化研究院以外の組織編成の可能性がなおありうることも付記しておきたい。

B－1案：言語文化部のケース（言語文化部の発展的解消と外国語教育センターの場合）

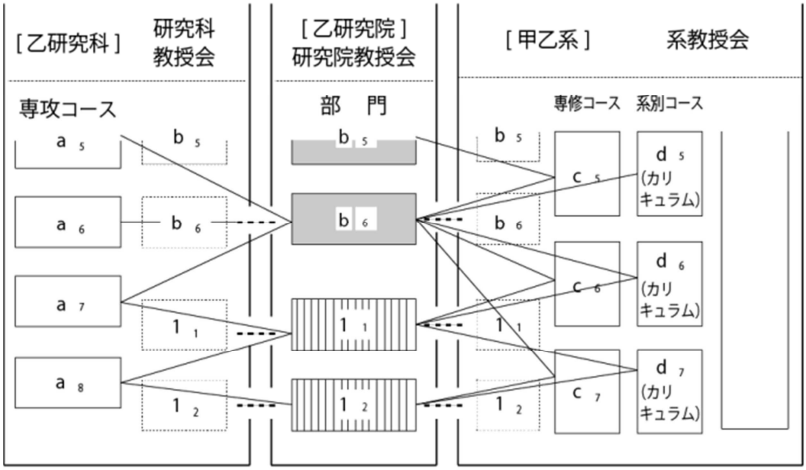

縦縞網かけは，旧言語文化部教官中心の部門一外国語教育責任の継続

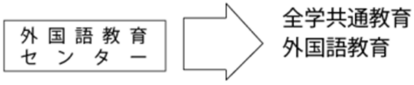

全学共通教育
外国語教育

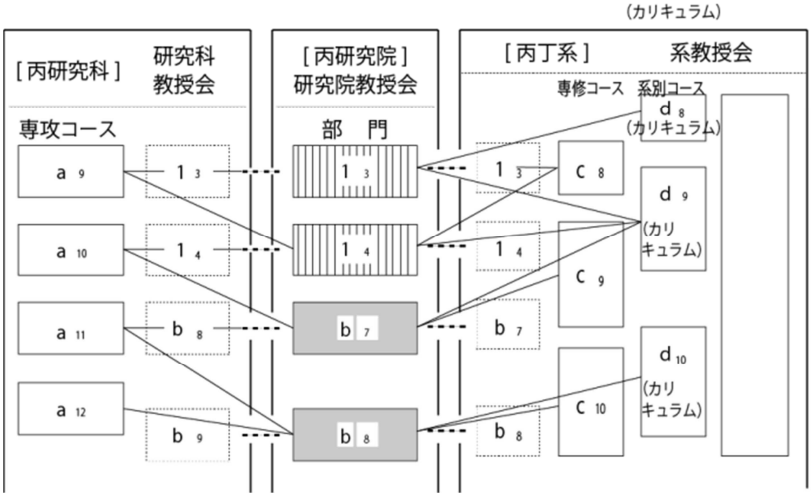

Ｂ－２案：言語文化部のケース（言語文化研究院に改組した場合）

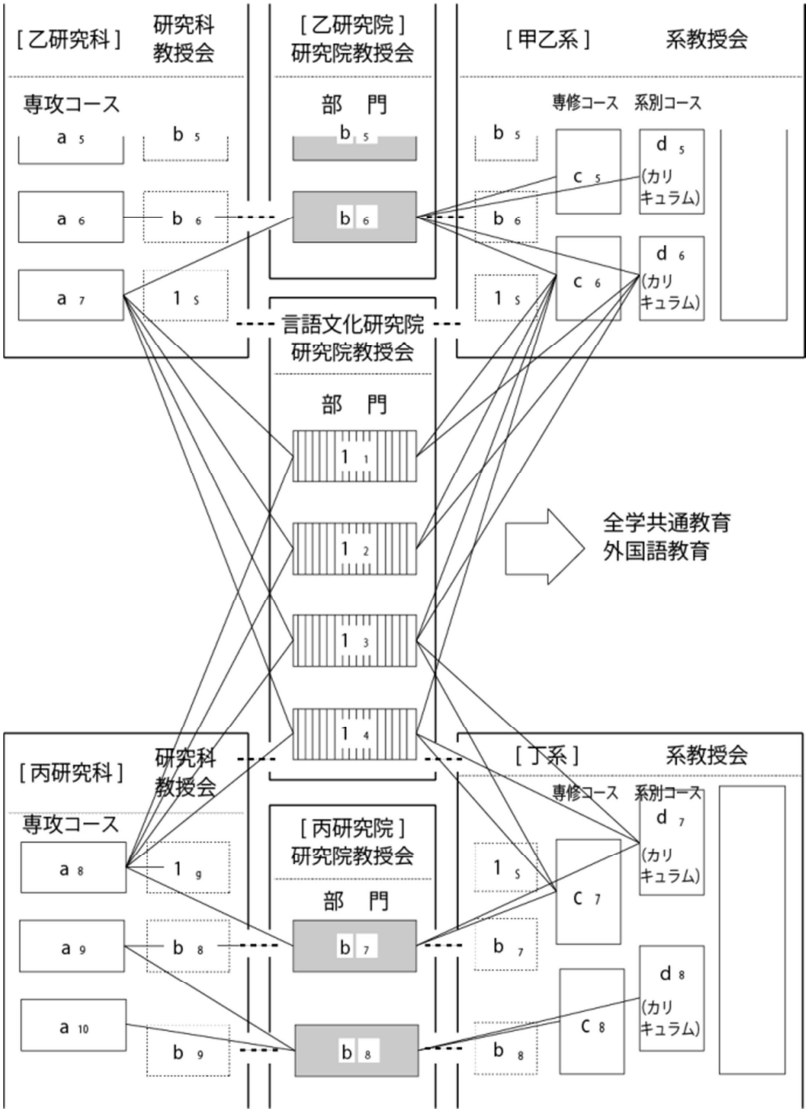

2. 大学の情報化と情報処理教育

近年のコンピューターと情報通信の進歩は著しい。これを背景として社会全般における情報化への流れはいよいよ勢いを増している。アメリカでは、スーパー・ハイウェイと呼ばれる全国的な高速情報通信ネットワーク建設計画が始まっており、わが国でもマルチメデイア情報ネットワークの構築が急がれている。高度情報化は社会全般に大きな変革を迫るものであり、とりわけ高等教育に対する影響は測り知れない。コンピューターは、知的思考活動に画期的な環境を提供するだけでなく、ネットワーク化を通じて世界中の資料を入手し､内外の研究者と討論することを可能にする｡また、マルチメデイアの採用、遠隔教育等は、教育システムを大きく変える可能性もある。知的財産の創造と継承を中心的な役割とする高等教育機関においては、情報化のあり方が大学の死命を制するといっても過言ではない。

情報化の先頭を走るアメリカの大学では、高等教育のあり方の根本的な見直しが始まっており、わが国でも積極的に電子キャンパス化をはかる大学が出現している。またキャンパスを電子情報化して新しい教育研究環境を構築しようとする On-line University 計画が NTT と全国の主要大学の間で始まっている。九州大学はいま、21 世紀の新しい基幹大学として教育、研究、社会・国際貢献のすべてにおいて、高度化が求められている。これを実行するためには、新しい発想に立って、最新の情報通信処理技術を採用し、世界への情報発信、教育技術の抜本的な改革、管理運営方式の合理化・効率化等の「電子キャンパス化」を積極的に推進することが、改革にとって不可欠となっている。全学が一体となって「情報化戦略」を明確にうちだすことが緊急の課題となっている。ここでは､「大学の情報化」のあり方について、いくつかの重要な点を提起しておきたい。

1) キャンパスのネットワーク化

まず、第一の課題は、キャンパスのネットワーク化である。各種の情報を統一的に処理しうる情報ネットワークと多機能メデイア端末を学内に多数配備し、あらゆる研究室・教室・図書館の情報に対して瞬時にアクセスできる情報環境を整備する。このキャンパス・ネットワークは、インターネット等の国際情報通信ネットワークに接続され、これを利用して学術情報を公開し、世界各地からアクセスできるようにする。教官、学生ともにネットワークを通じて世界各地の大学・研究機関のデータベースにアクセスし、内外の研究者と電子メールによって直接研究討論を行うことができるようにする。インターネット等の利用による情報の国際化は、ごく最近の現象であり、今後急速に普及し、殆どの研究者にとっては避けることができなくなるものとみられる。

その意味では、できるだけ早くインターネット等の国際情報ネットワークに対する方策をつくらなければならない。マルチメデイア情報ネットワークは、21 世

紀の情報社会の基底をなすものであることを十分に認識することが肝要である。

2) 大学情報のデータベース化と情報発信

COE をめざす基幹大学として、研究教育のあらゆる面にわたって大学情報を可能な限り学内外へ公開することが望まれる。このためには研究成果やカリキュラム、入学情報、その他のキャンパス情報をデータベース化し、学内外からのアクセスを容易にすることによって、九大情報の国際的なレベルでの流通を促進することが必要である。これにより、共同研究の推進、社会人教育の効率化と柔軟化だけでなく、高校生や他大学の学生、社会人、外国からの入学希望者への適切な情報提供等が実現できる。

3) メディア教育の導入

放送大学、遠隔地教育はすでに実施され、従来の教育方式ではカバーできなかった多くの成果をあげている。情報ネットワークの展開は、文字情報、画像情報、音声情報の統合化によって、一歩進んだ新しいメディア教育の方式を可能にしつつある。新しい双方向性のメディア教育においては、標準的な講義は、学内外で作成されたビデオや情報パッケージ等の教育ソフトに置き換えることができる。さらに、個々の学生の能力に応じた多様な講義・演習を実施することもできる。これにより、大教室授業の廃止が可能となり、代わりにゼミナールや演習等さまざまな少人数授業に教育のエネルギーを注ぐことができる。また学年暦、授業時間割、教室の制約等に縛られることが少なくなるため、専門や学部さらに学年の枠を越えて、学生の意欲と能力に応じたユニークなカリキュラム編成や学習が可能となる。このことは、いわゆる社会人教育においても大きな利点となり、受講者の主体性に応じた学習時間を設定することができ、教育メニューを大幅に拡充することが可能となる。

こうしたなかで、教育における Face to Face という人間的なつながりは、一層重要となる。電子化された教育を推進するとともに、少人数教育の一層の重視、チューター制の拡大、学習達成度の評価法等教育上の一段の工夫が必要となる。

4) 管理・運営と情報化

キャンパスの情報ネットワーク化は、管理運営にさまざまな効果を及ぼす。本学においても教務事務の電算化が進行中であり、他の管理業務も含めてできるだけネットワーク化し、省力化や事務の簡素化を推進することが不可欠である。すでにわが国でも多くの組織でネットワーク化と電子メールシステムが採用され、意思決定の迅速化、業務の簡素化に大きな成果をあげている。当然のことながら、単にコンピューターを導入して情報の電子化、処理の自動化をはかるだけでなく、組織そのものを情報化、電子化に対応して再編・合理化することが要請される。

5) 情報処理教育について

従来、本学の教養課程における情報処理教育は、選択制であったが、平成 6 年度からの一般教育等カリキュラム改革により理系ではほぼ全員必修となった。文系では依然選択制である。

教育の内容は、道具としてのパソコン操作法を身につけるとともにコンピュータの仕組みやアルゴリズムを理解することを目標として、簡単なプログラムの実習、文書作成、電子メール利用等となっている。しかし、世界の情報化の進展の状況をみると、情報ネットワークを用いた情報収集と情報発信の能力の育成を強化することが求められている。理系、文系にかかわらず全学の学生が大学教育の比較的早い段階において、世界に張りめぐらされたネットワークに接する教育が不可欠となっている。そうでなければ「情報社会」の意味を正しく理解することはできず、旧式の世界観で学習し、研究していくということになる。学生に情報ネットワークを通じた情報伝達の要素・手法を身につけさせるには、入学時に全員に利用番号（アカウント）を発行し、在学中は常に情報の受信・発信ができる環境を提供することが必要である。教育サービス、福利厚生等学生生活のあらゆる面において利用番号方式が有効に利用できるようにすることは当然である。

他方、学生がすぐれた情報教育を受けるには、一般の教官の努力も必要である。教官が情報化のメリットを享受し、電子情報利用の文化を創造することも、積極的に推奨していかなければならない。情報処理教育を担当する教官については、スタッフの増員、経験の蓄積が不可欠である。また、情報処理教育センターの拡充を含め、全学の情報処理教育の責任をもつ体制を整備する必要がある。

こうした大学の情報化と情報処理教育の改革については、新キャンパスにおいて始めるのではなく、現在のキャンパスのもとでも、可能な限り速やかに実施しなければ、時代の流れに遅れることになろう。

3. 健康・スポーツ科学教育等のあり方と健康科学センター

1) 健康・スポーツ科学教育等のあり方

健康科学センターは、健康科学の研究のほか、健康・スポーツ科学科目の授業担当、学生・教職員の健康管理業務並びに修学指導・カウンセリング業務を行っている。

健康に対する国民の関心が高まるのにさきがけて、本学の健康科学センターは健康科学の研究を本格的に取り組むことを目標として設置され、健康についての国際的な比較研究や生涯健康等の特色ある研究成果をあげてきた。

これらの教育やサ―ビス業務は、偏差値教育のなかで育った学生、高度知識社会・情報社会の担い手となっている教官や大学院生にとって、ますます重要になるとともに、精神的ストレスが強まる社会において、健康を維持し、心の豊かさ

をもとめる健康科学研究の役割も今後一層増していくであろう。

一般に学生のスポーツに対する欲求は強く、健康・スポーツ科学科目に対する学生の評価も高い。学生時代に生涯スポーツ・生涯健康への積極的な態度を身につけることを目標とした健康･スポーツ科学教育の果たす役割は大きい。従って、健康・スポーツ科学科目を全学年にわたって履修できるようその在り方を今後さらに検討することが必要である。

健康管理については、定期健康診断、留学生特別健康診断を行うとともに、個別に健康相談や健康指導等によって、こころやからだに問題のある学生及び教職員の支えとなってきた。これら健康相談は全国大学の保健管理の先駆的役割を果たしてきた。今後は、時代にマッチし、学生及び教職員のニーズに応えうる支援が検討されるべきであろう。本学の修学指導・カウンセリング業務は正課授業との連携で進められるという特色をもったものであり、優れた成果をあげている。本学の教育システムが柔軟かつ多様なものに変化していくにともなって、修学指導・カウンセリング業務の役割は益々大きくなり、その強化が必要である。

このように、健康科学センターは教育研究組織としてだけでなく、サービス部門としての性格を強くもっている。そのサービス内容は全学にとって大切なものであるので、改組に伴ってサービス業務の実施責任を引き継ぐ体制が明確にされなければならない。

2) 健康科学センターの改組とその方向

健康科学センターは、その教育及びサービス業務を実施するとともに、その研究活動において一定の成果をあげてきた。健康科学の教育研究の一層の推進が期待され、その分野における高度な知識・能力を備えた人材の育成が求められる状況が生まれており、それに応えるとともに、これまでの実績のうえに立って教育研究を飛躍的に発展させるために、健康科学センターを次のように改組することが適当であろう。

① 健康科学センターの教官を人間環境学研究院の部門に配置換えし、人間環境学研究科及び人文科学・人間環境学系（仮称）の教育を分担する。

② 健康科学センターの保健体育部門の教官が移籍した研究院の関連部門は、引き続き、全学の健康・スポーツ科学教育を責任をもって担当する。

③ 健康科学センターの健康管理部門の教官が移籍した研究院の関連部門は、引き続き、全学の学生・教職員の健康管理業務を責任をもって担当する。その実施のために、固有の教官定員をもたない健康生活支援センター（仮称）を設置する。

④ 健康科学センターの修学指導・カウンセリング担当教官が移籍した部門は、引き続き、修学指導・カウンセリング業務を責任をもって担当する。その実施

のために、固有の教官定員をもたない学生相談センター（仮称）を設置する。

⑤　これらの目的を達成するために、健康科学センターが担ってきた健康・スポーツ科学教育やサービス機能を統合し、連携した運営が必要である。

4. コ・メディカル教育のあり方と医療技術短期大学部

医療技術短期大学部は、いわゆるコ・メディカル（医師以外の医療職種）の養成を主たる任務としている。医療におけるコ・メディカルの役割は近年著しく拡大し、職種としてのアイデンティティもそれに伴って強化されてきたが、わが国におけるコ・メディカルの教育システムは、ともすれば医師の単なる補助者とみなされてきたことは否定できないとともに、依然こうした認識が十分には払拭しきれていない観がある。また、当該分野独自の研究開発機能が充実している状況にないことも確かである。

医療技術短期大学部の将来構想を考えるにあたっては、より広い視野のもとに総合医療科学の教育・研究システムの構築をめざすことが重要である。現在、医療技術短期大学部においては、看護婦（士）、診療放射線技師及び臨床検査技師の養成教育が行われており、これら三者の教育システムのあり方について基本的な考えを提示し、その延長上に医療技術短期大学部の改組の方向について提言するのが適当であろう。

1) コ・メディカル教育のあり方

看護婦（士）は言うまでもなく医療の最前線において医師とともに直接患者に接する職種であり、深い人間理解と強固な学問的基盤をもつことが要求される。事実多くの先進諸国においては、医療チームにおける看護婦（士）の地位が早くから確立しており、養成システムもそれにふさわしいものとなっている場合が多い。例えば米国における看護婦（士）養成の主流は四年制大学であり、さらに指導的看護婦（士）育成と研究推進のために修士と博士の大学院課程が用意されているのが普通である。この点、わが国のこれまでの看護婦（士）教育課程は必ずしも十分ではなかったと考えられる。

診療放射線技師と臨床検査技師教育については同じような課題を抱えている。最近の医療の著しい特徴の一つは、基礎科学の最新の成果やエレクトロニクスを始めとする先端テクノロジーが直ちに現場に持ち込まれ、同時にそれらに対する依存度が非常に高くなっていることである。例えば免疫生物学や分子遺伝学の最新の成果は次々に臨床検査に取り入れられているし、X 線 CT に端を発した画像診断技術は MRI、PET とさらに高度化している。上記の両職種は、それらの新技術を受け入れて直接駆使する立場にあり、往時とは比較にならない高い学問的素養が要求されるに至っている。

このような現状を考えると、両職種の養成を 4 年の大学課程で行うことは適切であるのみならず、大学院修士課程の設置も必然の選択と考えられる。また、両

職種は、医学と理学・工学のインターフェイスにおけるこれらの技術分野（医療検査技術）の開発研究に積極的に関与すべきであると思われるが、実際にはこれまでほとんど行われていなかった。したがって、研究能力を有する人材を養成するための博士課程の設置もまた時代の流れであるといえよう。

2) 医療技術短期大学部の改組

以上の医療技術や医療機器の急速な発展の中でコ・メディカル教育のあり方を考えれば、看護学、医療検査技術科学のいずれについても、その教育課程の四年制化と大学院設置は必然の選択であり、本学としては、その実現に遅滞なく取り組むべきであろう。ちなみにわが国の多くの国立大学においてもこの方向に動きつつあり、東京医科歯科大学医学部保健衛生学科、広島大学・大阪大学・神戸大学・金沢大学の各医学部保健学科、山形大学医学部・富山医科薬科大学医学部・佐賀医科大学・滋賀医科大学・愛媛大学医学部・大分医科大学・山梨医科大学・浜松医科大学の各看護学科が設置済み又は設置予定である。これらはいずれも修士課程を有しており、東京医科歯科大学には保健衛生学専攻の博士課程の設置も予定されている。

本学においては、全学の改革と整合させる必要があり、大綱案の研究科・系、研究院の再編の中では、保健学研究院をつくって教官が所属するとともに、保健学研究科及び医学系の保健学コース（いずれも仮称）を設置して大学院及び学士課程の教育を担当することが合理的である。ただし、他の学部と異なり、現在短期大学部であることを考慮すれば、一挙に学士・修士一貫に移行したり、博士一貫の研究科を設立することは必ずしも時機が熟しているとはいいがたく、長期的展望のもとで段階的に整備していくのが現実的であり、具体的プロセスについては今後の検討課題である。

Ⅲ　企業や市民との研究協力と交流の強化

1. 九州大学における社会連携の現状と課題

九州大学の社会連携のあり方について論じる前に、その現状と課題について簡単にふれておこう。

まず、産学共同研究の中核をなしている、民間等との共同研究、受託研究及び奨学寄附金の受入れについては、九州大学ではおおむね順調に増加している。また、寄附講座は 3 講座を設置し、受託研究員は年間 60 人程度を受け入れている。

ただ、研究協力のパートナーとなる企業のほとんどが東京や大阪に本社を置くいわゆる「中央大企業」であり、地元企業は電力会社以外みるべきものがない。大学の研究協力のパートナーとなる大企業の研究所の多くが首都圏や関西圏に集中していることを考えれば、こうした傾向は当然のこととみられ、今後もこうした提携は強まるも

のと思われる。しかし、西日本の基幹大学として地元に本社を置く企業、他地域に本社を置く企業の西日本の研究所や工場との協力を一層強化していくことも重要な課題である。このことは、地元企業への研究・技術協力を通じて、地元企業の研究・技術の発展と蓄積、ひいては地域経済や社会の成長に大学として積極的に寄与することになるからである。

また、民間等との研究協力は理系がほとんどで、人文・社会系はきわめて少ないことも、もう一つの課題である。平成 5 年度で受託研究が 2 件、寄附講座が 1 件（保険学講座、昭和 62 年度設置、平成 4 年度更新）があげられるだけである。もっとも、人文・社会系では、個々の研究者のレベルで民間研究団体への参加や各種審議会委員の応嘱等が広く行われており、件数のうえでは理系以上に活発な連携が行われているともいえる。

しかしながら、近年、世界秩序の大きな変動、社会の複雑化、価値観の変化等が進む中で、地球環境、生命倫理、地域研究、政策研究等、人文・社会科学と自然科学との連携を必要とするとともに、行政及び産業界等とも協力して総合的に取り組むべき諸課題が顕在化しており、人文･社会科学に対して新たな研究協力が期待されている。これらの新たな課題に対応するためには、個人的な協力関係のみならず、大学としての総合力を発揮し、中立的・客観的立場からの科学的見識を提起することが不可欠となっている。また、企業や行政、市民との共同研究を通じて、社会に生じている研究課題を発見・認識するとともに、その科学的分析を通して積極的に課題解決にかかわっていくという、大学と社会との相互連携は、社会科学の発展にとっても欠かすことができない作業である。次に、社会との連携のもう一つの大きなテーマである社会人の再教育については、九州大学では、修士課程の社会人特別選抜制度が教育学、法学、経済学、理学、農学、比較社会文化の各研究科で実施され、博士課程では、理学、薬学、工学、農学、総合理工学の各研究科で実施されている。

こうした制度は次第に拡大され、かなりの研究科で実施されてきているが、募集人員や入学者数の実績では、まだ十分に社会の要請に応えているとはいい難い。

2. 企業や市民との研究協力と交流の強化

九州大学の社会との連携についての現況をみるかぎり、基幹大学に寄せられている課題に応え、社会に開かれたセンター・オブ・エクセレンスを構築するためには、以下の方策を推進することにより、企業や市民との研究協力と交流の強化をはかることが適切と考えられる。

1) 産官学の共同研究等の強化と改善点

① 産官学の共同研究制度の弾力化と拡大

ア. 国立大と民間等との共同研究、受託研究等の産官学交流のあり方をさらに

検討し、一層の拡大をはかる。

イ．キャンパス移転を機に大学側の研究施設の充実をはかるとともに、民間等も共同利用しやすい施設に改善する。

ウ．自然科学系の研究協力だけでなく、人文・社会系の組織的な研究協力を促進する。

②　大学院教育における大学外研究機関との連携

学外との協力は研究に限られるものでなく、大学院教育においても、大学外の適切な研究機関との連携をはかる。とくに、現在設置計画が進められている九州国立博物館との連携を積極的に検討する。

③　大学全体として組織的に取り組む体制の確立

ア．大学が社会の多様な要請を受け入れて積極的に研究活動を展開していくため大学全体として取り組む組織体制（共同研究センター）を強化する。この点についてはＩ章の共同研究コンソ―シアム構想で詳述した通りである。

イ．人文・社会系の協力関係を、各種公益委員の応嘱・民間研究団体への参加等の個人的協力を中心とした協力関係から飛躍的に高めるため、社会の要請に応えて、リサーチとコンサルタントの機能を導入するとともに、大学として主体的に社会に発言するために共同研究に組織的に取り組む体制（総合政策研究センター等）を確立する。総合政策研究センターは、大学側のみの、かつ恒常的な組織としないで、人材・資金共に民間と効果的に連携できる、一種の NPO（非営利民間団体）の形態とすることも考えられる。

④　多様なレベルでの人材交流の拡大

ア．非常勤講師の活用のほか、客員教授制度、受託研究員制度、寄附講座制度、さらに民間・市民等学外者からの短期間任用制度等を積極的に活用する。人材交流を積極化するため、外国人及び民間・市民等学外者からの短期間任用について、各研究院の実情に応じた一定の定員枠を設ける。

イ．大学の教官が、休職により、身分を保有したまま、かつ退職手当等に不利なく、産・官に出て研究協力できるシステムを導入する。

⑤　情報の効率的な交換

ア．研究成果の公開、学術情報体制の充実をはかる。このため、情報ネットワークの活用によって、シラバス・研究テーマ・研究成果等に関する電子的な情報の収集・加工・提供をはかり、学術情報提供の迅速化・的確化を促進する。そのほか、a 定期的にフォーラム等を開催し、研究内容のプレゼンテーションと意見交換を行う。b 大学の研究活動に関するニューズレターを希望者へ定期送付する。c 公開講座や社会人の再教育プログラムを積極的に実施する。

イ．大学側も人文・社会系を含めて「企業への定期訪問・意見交換」を行うとともに、定期的な技術相談会を実施する。

ウ．以上のような産官学の情報の効率的な交換のため情報仲介機能の整備をはかる。

⑥　外部資金の導入拡大等

大学の教育研究の豊富化・活性化をはかるため、産業界を始めとする社会的要請や期待に迅速に対応し、協力・連携を一層適切かつ円滑に進めて、奨学寄附金等外部資金の導入拡大をはかる必要がある。また、地方公共団体との一層の協力・連携を深める必要がある。

2) 社会人の再教育・生涯学習と改善点

①　管理・専門・技術に従事する社会人の再教育と改善点

ア．修士専修課程を設け、入試方法の弾力化、カリキュラムの改善、修了年限の短縮等をはかり、社会人の再教育を充実させる。博士課程に社会人特別選抜制度を設け、社会での活動実績の評価、学位取得の指導体制の強化、パートタイム・スチューデント制、社会人の定員枠等の導入を進める。

イ．地方公共団体及び複数の大学と提携して社会人のリフレッシュ教育を実施する。

ウ．企業自ら行う教育訓練へ積極的に講師派遣を行う。

②　生涯学習への対応と改善点

ア．テーマを掘り下げた公開講座を積極的に実施する。一般的な教養講座のニーズには、聴講生制度を広く活用して対応する。

イ．公開講座は、学士課程 1 年次の概論に向いている面があり、受講した学生に単位を認定する等、社会人・学生相互に利用し得るものとする。

ウ．大学公開講座の実施、行政や企業等における生涯学習事業に従事する者のための研修会の実施を行うほか、さらに、社会的評価が人生の初期に獲得した学歴にともすれば偏りがちな今日の状況を改め、いつどこで学んでもそれが評価されるような教育や社会のシステム（科目等履修制度を活用して、九州大学において学位を認定するシステム等）を研究するため、生涯学習に関する調査・研究等を推進する生涯学習研究センターを設置する。

3) 顕彰制度の導入

社会的評価の高い人及び九州大学に特段の貢献をした人に、名誉学位・名誉教授（Honorary Professor）の称号を積極的に授与する等の顕彰制度を設ける。

4) 大学の管理運営への社会の関与

①　世界に開かれたセンター・オブ・エクセレンス（COE）としての教育と研究の質を保障するシステムの一環として、教官、職員、学生の意見を反映する自

己点検・評価のほかに、第三者による大学の点検・評価活動を実施する。

② それに加えて、COE の構築と教育機能の充実・強化をはかるため、広く大学運営について国内外の有識者の意見を反映する制度を設ける。

5) 地域社会、地域研究機関等と連携したオープン・キャンパス

社会に開かれたCOEの大学にふさわしい教育研究設備･環境を地方公共団体、民間団体等の協力も得て、次のような点に配慮して計画する。

① 大学施設と周辺の公共・民間の研究施設との有機的構成をはかり、民間資金による施設を積極的に受け入れる。

② 生涯学習時代を迎え、大学図書館の市民に対するサービス機能を強化する。スポーツ・文化・コンベンション・ショッピング施設等は市民に開かれたものにする。

③ 大学及び公共・民間の関連施設（福利厚生施設、学生・外国人教師・研究者の宿舎、スポーツ・文化・コンベンション施設等）並びに新キャンパスへのアクセスを容易にする交通体系を計画的に配置・整備し、うるおいとアメニティのある魅力ある街づくりを構想する。

Ⅳ　国際的連携の強化

1. 国際連携についての課題

九州大学の改革においては､COE 構想に基づく国際的水準を保つ教育研究環境を構築するために、新世紀に向けて全学的な国際意識の向上を推進するとともに、学術研究教育の国際性、先端性への対応を必須の課題とし、教育研究の両分野における国際交流、国際協力を強力に推進しなければならない。この構想を実現するためには、多様かつ総合的な国際的連携の発展及び国際的ニーズに対応すべき留学生教育システムの充実強化が必要である。

1) 教育研究の国際交流について

九州大学における国際交流は大学間交流、部局間交流、個人的レベルの交流において、これまである程度の実績をあげてきたが、今後は量的拡大よりもむしろ質的充実を重視し、交流の具体的実績をあげることをめざさなければならない。このためには受入れや働きかけにおいて積極的な発信型の国際協力の姿勢が必要である。さらに交流すべき機関等も大学のみでなく広く民間の研究機関、団体も含み、多様な人材の参画を求める柔軟な姿勢が求められる。とくに、COE 構想に基づく九州大学の国際的連携が、地方自治体、民間及び西日本地区の他大学の国際交流諸機関、団体との密接な協力体制にも配慮し、地域的国際交流としても推進されることが重要である。

このような研究、教育の国際的ネットワークの中で、多様な国際交流の機能に

対処すべき集中的総合的管理機関を九州大学に設置することが必要である。さらに、九州大学がおかれた歴史的、地理的環境、今日の国際情勢に鑑み、とくにアジア・太平洋地域との連携の強化が要請されている。この要請を実現するためには、九州大学において、学際的な研究機関としてのアジア研究・資料センターを設立することも強く望まれる。

2) 留学生教育について

外国人留学生の受入れと教育及び留学生派遣は、国際的連携強化の重要課題であり、その充実と発展を可能にする具体的な方策が必要である。九州大学における留学生総数は、平成 6 年現在、約 800 名（学部留学生 11%、大学院 56%、研究生等 33%）であるが、21 世紀初頭にはほぼ倍増することが予測される。これらの大量の留学生を受け入れ、充実した教育環境を実現するため、ハード・ソフト両面において抜本的に体制を整備、強化する必要がある。即ち、留学生に対する日本語、日本事情等の教育、また、留学情報、文化交流、カウンセリング、生活ケア等の集中管理を行う留学生センターの機能拡充、さらに、留学生特別カリキュラム、プログラム等の推進、奨学金制度の充実、留学生宿舎の完備、国際交流にかかわる全学的な事務体制の強化等についての整備がなされねばならない。

3) 外国人の任用について

九州大学の教育研究における国際的連携を強化し、国際的機関としての大学の役割を充実することをめざし、優れた人材を確保するため任用期間の見直し等を含め、外国人教員及び外国人教師*の任用、外国人研究者等の招請をさらに進める必要がある。九州大学における外国人教員及び外国人教師は、現在 30 余名、外国人研究者等は 700 余名（平成 5 年）であるが、国際交流の充実、あるいは短期訪問の外国人研究者の増加に伴い、この数はさらに急速に増えることが予想される。この状況において研究面における国際的共同研究だけではなく、外国人研究者の教育面での活用も強く望まれる。教育研究プログラム、特別カリキュラム、研究拠点形成プロジェクト等への積極的参加を求めることは、この意味で重要である。

*外国人教員

・国立又は公立の大学において任用する外国人の教授、助教授、又は講師をいう。（国家公務員一般職、本学の任期は 3 年）

外国人教師

・国立大学及び国立高等専門学校において、外国語科目または専門教育科目を担当させるにたる高度の専門的知識または技能を有する外国人で、国立大学等が常勤の教師として雇用する者をいう。（雇用契約期間は 1 年）

2. 国際的連携の強化の方向

以上のような課題を解決し、九州大学の国際的連携を強化するには、次のような具体的な方策が必要である。

1) 国際交流及び国際協力の強化

① 国際交流協定締結校との研究・教育交流（研究者、学生）の具体的計画を長期・短期について策定し、実施する。

② 国際交流、国際協力をさらに充実強化するために、世界の各地域に、交流協定締結大学あるいは国際交流機関を対象として「交流拠点校（機関）」を設置する。

「交流拠点校（機関）」は当該地域と九州大学との国際交流の中心的役割を果たすとともに、九州大学に関するアプトゥーデイトな総合的情報を提供する。

③ 九州大学における国際交流体制強化のために地方自治体、民間及び西日本地区の他大学の国際交流機関との連携を推進する。この協力体制のもとに、国際的連携に関する情報交換、国際学会、セミナー等の開催、プロジェクトの開発等を行う。

④ 国際交流による共同研究及び国際協力を奨励するために次の事項を重点的に支援する。

ア　国際的、先端的研究拠点形成プロジェクトの開発

イ　国際的研究チームの育成

ウ　国際シンポジウム、ワークショップ等の開催

エ　技術協力等を含む国際協力プロジェクトの推進

⑤ 「国際学術センター」（仮称）を設置し、九州大学における国際的研究教育の中心的機能を担う。このセンターでは国際交流、共同研究、国際学会、サマーセミナー、交流拠点校（機関）との連携、地方自治体、民間の国際交流機関との連携、学術情報ネットワークの機能を管理調整する。また、国際的連携に関するサービス業務（データベース管理、留学情報、図書室、翻訳サービス、語学研修等）も行う。国際学術センターは、国際的な教育プログラム及び研究プロジェクトを推進するとともに、これらの教育研究における国際協力の基本理念及び実態に関する多角的研究を行う。

⑥ アジア、太平洋地域との連携を強化し、アジア研究を推進するために「アジア研究・資料センター」（仮称）を設置する。アジア諸国の政治、経済、法律、文化、歴史、社会、環境、科学技術、医療、福祉等について学際的研究を行い、その成果を大学院教育、教育研究プログラム等に反映させる。民間のアジア研究機関との協力も密接に行う。

2) 派遣留学生・外国人留学生教育・交流

①　大学院教育における国際的連携強化のために次の事項を充実させる。

ア　大学院留学生の受入れをさらに推進するために（英語使用の）留学生特別コースを設ける。

イ　外国人留学生の学位取得（博士及び修士）を推進するとともに、短期ノンディグリー留学生教育コースも合わせて充実させる。

ウ　日本人博士課程学生の外国大学留学を奨励する。とくに、交流協定締結校との交流を推進する。

エ　大学院教育課程に特別カリキュラムとして領域横断型教育研究プログラムを設け、国際的視野に立つ研究を自由かつ独創的に行うことを奨励する。このプログラムでは外国人留学生、日本人学生が共に参加する。

オ　留学生定員枠を導入する。

②　系教育課程における国際的連携強化のために次の事項を充実させる。

ア　系課程における留学生受入れ及び派遣を活性化するために留学生交換制度を定着させる。とくに、交流協定締結校との交流を推進する。

イ　単位互換制度を積極的に推進するとともに、1 年以内の短期留学生教育を充実させる。

ウ　各系において（英語使用の）留学生用コースを常時開講する。

エ　留学生センターにおける日本語教育を一層強化するとともに、民間の日本語教育機関との連携も検討する。日本事情教育については留学生センターのほかに大学院、系においてもコースを開設する。

オ　留学生定員枠を導入する。

③　大学院及び系における国際的教育充実のためにさらに次の事項についての整備が必要である。

ア　九州大学における国際意識の向上を推進し、さらに国際労働市場に適合する人材を育成するために各系及び大学院において新たなカリキュラムを導入する。

イ　九州大学においては、外国人留学生は通常は正規の教育課程に組み入れられ、日本語による教育を受けるが、留学生教育において言語をバリアとしない配慮も同時に重要である。このために留学生教育におけるバイリンガル化が積極的に進められなければならない。この方策として各研究科及び系の留学生コース、さらにいくつかの学際的教育研究プログラムにおいて英語使用の教育が可能なカリキュラムを設けることが必要と考えられる。また、これらのコースにおいては、原則として日本人学生の履修も認めるものとする。

ウ　九州大学における外国人留学生の出身地域による割合は、およそ、アジアが 85%であるのに比し、欧米は 5%（平成 6 年）に過ぎない。グローバルな

視点に立てば、今後も欧米諸国からの留学生受入れを引き続き推進する必要がある。

エ　優秀な留学生を受け入れるために何らかのスクリーニングシステムが必要と考えられる。この方策として新たに開発された「私費外国人留学生統一試験」及び「日本語能力試験」制度を継続的に活用する。

オ　留学生交流協定締結校の留学生に対する授業料不徴収制度の適用をはじめ、授業料減免制度を整備する。

カ　九州大学における国費留学生は約 30%であり、約 70%は私費留学生である。この傾向は今後も続くと予想される。したがって主として私費留学生に対する奨学金制度がさらに充実されなければならない。このために民間奨学金団体との密接な連携が必要である。

キ　外国人留学生生活の安定のために生活保証（人）制度の整備、保険制度の活用、民間のスポンサー等によるサポートシステムを積極的に導入する必要がある。

ク　「留学生センター」における受入れ体制及び教育機能の充実が必須である。近い将来、1,000 人を越えると予測される大学院及び系留学生の基礎教育センターとして、受入れ体制と教育システムの拡充がなされねばならない。即ち、日本語教育、日本事情教育、比較文化論教育、英語使用の特別コース、セミナー、サマースクールの企画等の教育機能をさらに充実させるとともに、大量の留学生教育に対応すべき新たなカリキュラムを開発する必要がある。また、修学、生活指導等のカウンセリング機能、さらには異文化間コミュニケーション、日本人学生との交流、地域社会との交流のガイダンス等、多様な機能を果たすことができる機構を持たなければならない。

ケ　帰国外国人留学生のアフターケアとして本国での研究教育を実際的に指導するための元指導教官等の派遣制度、再来日短期研修制度等を推進する。

3) 外国人教員等、宿舎、管理体制等

①　外国人研究者等の研究拠点形成プロジェクト、教育研究プログラム等への参加を積極的に推進する。

②　短期訪問の外国人研究者等については、処遇を改善し、受入れを促進する。

③　外国人教員の任用をさらに促進し、優秀な人材を確保するために、リクルートシステム（公募方法、人事、情報提供のノウハウ等）を「国際学術センター」において整備する。

④　「国際学術センター」及び言語文化部等において外国人教員による日本人研究者、派遣留学生、事務官等を対象とした語学研修、外国事情紹介等のサービスを常時総合的に行う。

⑤　21 世紀に向けて確実に増加する外国人教員、短期、長期の外国人研究者等の宿舎（家族用も含む）及び留学生のための宿舎（日本人学生との混住型が望ましい）の完備が必須である。（現在、九州大学留学生用宿舎利用者は、全留学生中 28.6%であり、約半数が民間アパート等を利用している）宿舎確保については、広く民間企業社員寮等の利用も開拓の必要がある。さらにこれらの外国人研究者等の子弟の教育環境に対する配慮も必要である。

⑥　九州大学における国際交流、留学生教育の機能を効率的に進め、かつ、国際的イメージを高めるために、新キャンパスにおいては「国際学術センター」、「アジア研究・資料センター」、「留学生センター」等を中心とする国際交流ゾーンを設けることが望ましい。

⑦　新たな COE 構想のもとで国際的連携推進を担当する事務機構の再編、強化が必要である。

⑧　国際的連携に関する総括は副学長担当とする。

4) 国際的情報交流

①　国際的教育研究環境を実現するために、九州大学における総合情報ネットワークを整備する。

②　英文データベースとして整備された九州大学における学術情報、留学生教育情報等をインターネット等の国際情報通信ネットワークに接続して、国際的に発信し、また、世界各地からのアクセスを常時可能にすることによって教育研究活動の国際的同時性を実現する。

③　各種情報メディアを統一的に処理し通信できる情報ネットワークと多機能メディア端末を学内に多数配備して、研究室、教室、図書館等の情報に対する国際的なアクセスを可能にするだけではなく、電子出版、電子メール等による情報交換、研究討論等も行うことができる情報環境を整備する。

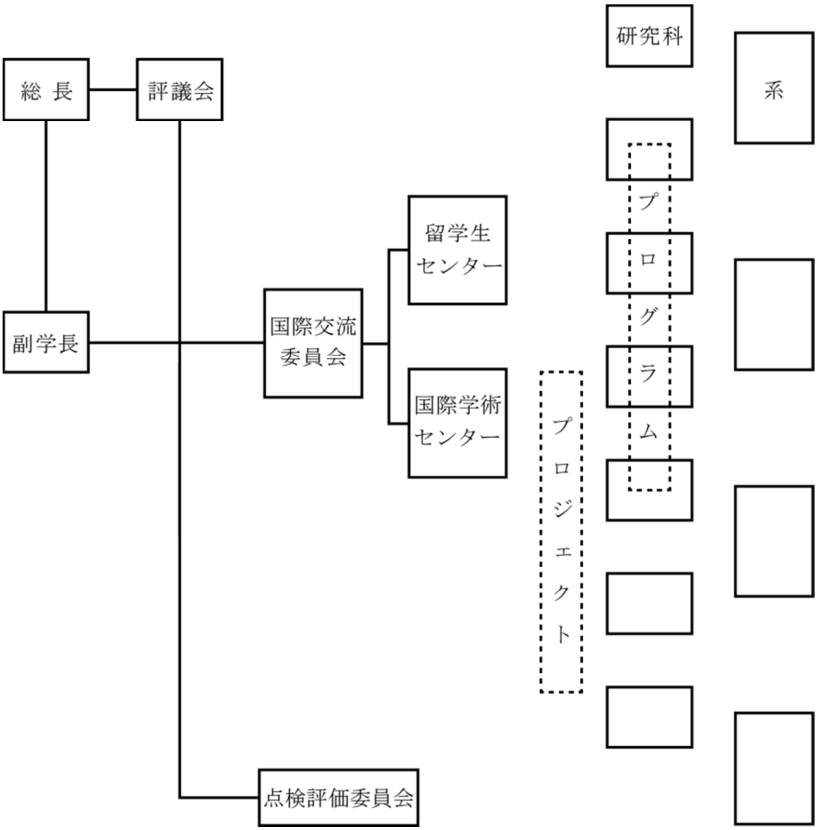

V　むすび

本報告は、平成 7 年 3 月 30 日に評議会で決定した「九州大学の改革の大綱案」（以下、「大綱案」と略称）の続編の性格を有している。とくに、学内諸組織の見直しにあたって、大綱案で検討されなかった 3 つの附置研究所、言語文化部、健康科学センター、医療技術短期大学部についての改革を検討の対象としたものである。研究所については、COE の構築をめざして組織の見直しも含めて改革の論議が進められており、基本的にはこうした内部の改革を支援するというスタンスで臨んだ。また、言語文化部、健康科学センター、医療技術短期大学部については、これらの組織の全学における教育研究上の役割と、今後のあるべき方向について議論するなかで組織の再編の方向づけを試みた。

議論の過程で、外国語教育や健康・スポーツ科学教育にかかわって、全学共通で今

後必要となる情報処理教育についての検討も不可欠であるとの認識に達し、九州大学の情報化とのかかわりを考慮しながら情報処理教育のあり方についても提言することにした。

さらに、残された九州大学の社会的連携や国際的連携のあり方についても、詳細に検討して、「続・大綱案」に盛り込むことにした。

こうした諸課題の検討過程で、九州大学の改革にとって必要な研究施設との認識のもとに、ここにいくつかの新しい研究センターを提案することにした。しかし、現存する全学共同利用センターについては、われわれの検討テーマとは考えていないため、今回は議論の対象としなかった。しかし、全学の改革、新しいキャンパスの建設といった視点からこれらの全学共同利用センター及び既存のいくつかのセンター設立構想については、相互の関係も含めて見直すことが必要であろう。

この「続・大綱案」は平成 7 年 3 月 30 日に評議会が決定した「大綱案」の考え方と整合するようにつくられている。そこでの研究科、系、研究院の再編の暫定案（29 ページの図）には、「続・大綱案」で検討された 3 つの研究所やセンター等については掲載されていないので、最後に、これらを含めた新しい組織編成についての暫定案を掲載する。ここでは、研究科、系、研究院のほか、研究所、研究センター及び既存の構想、ここでの新提案のセンターを網羅的に掲載している。

九州大学の組織編成暫定案（名称は仮称）

〔研究科〕	〔研究院・研究所〕	〔系〕
人文科学研究科	人文科学研究院	人文科学・人間環境学系
人間環境学研究科	人間環境学研究院	
法学研究科	法学研究院	法学・経済学系
経済学研究科	経済学研究院	
比較社会文化研究科	比較社会文化研究院	
	言語文化研究院	自由学際系
	応用力学研究所	
	機能物質科学研究所	
総合理工学研究科	総合理工学研究院	
工学研究科	工学研究院	工学系
システム情報科学研究科	システム情報科学研究院	
数理学研究科	数理学研究院	
理学研究科	理学研究院	理・学系
生命科学研究科	生命科学研究院	
生物資源環境系研究科	生物資源環境系研究院	農学系
	生体防御医学研究所	
医学系研究科	医学系研究院	医学系・医学コース
口腔科学研究科	口腔科学研究院	医学系・歯科医学コース
薬学研究科	薬学研究院	医学系・薬学コース
（保健学研究科）	保健学研究院	医学系・保健学コース

〔センター等〕

＜既設＞
- ＊生物環境調節研究センター
- ＊熱帯農学研究センター
- ＊情報処理教育センター
- ＊石炭研究資料センター
- ＊アイソトープ総合センター
- ＊中央分析センター
- ＊遺伝情報実験施設
- ＊留学生センター
- ＊有機化学基礎研究センター
- ＊大学教育研究センター
- ＊先端科学技術共同研究センター
- ＊大型計算機センター

＜既存構想＞
- ＊総合資料館
- ＊大学文書館
- ＊自然災害科学資料センター
- ＊低温センター
- ＊加速器センター

＜新提案＞
- ＊アジア研究・資料センター
- ＊総合政策研究センター
- ＊ソフトサイエンスセンター
- ＊地球環境観測センター
- ＊国際学術センター
- ＊生涯学習研究センター（外国語教育センター）
- 健康生活支援センター
- 学生相談センター

注）１．センターと研究科との関わりについては省略
２．＊教官定員を有するセンター、施設

658　九大が６年一貫「系」断念

（『読売新聞』1997（平成９）年２月25日朝刊）

九大が６年一貫「系」断念

研究院新設も再検討

改革基本路線、事実上の破綻

九州大学が、先に公表した「改革の大綱案」の主要な柱だった６年一貫の「系」の

導入を断念していることが 24 日までにわかった。もう 1 つの柱である「研究院」の新設についても文部省は再考を促しているという。大学側は「大綱案に沿って改革を進める方針に変更はない」としているものの、系と研究院の導入・新設によって全学一括大学院重点化を目指すとしていた大綱案の改革基本路線は、事実上破綻したと言えそうだ。

九州大は 1991 年に福岡市西区への移転を決定。これを視野に入れて翌 92 年に「改革の基本構想」を定め、これをさらに具体化した「大綱案」を 95 年 3 月に評議会決定した。

大綱案が掲げた主な改革案は①学部を廃止して学士―修士課程一貫の「系」を導入する②教育組織と研究組織を切り離すために、教育組織としての「系」や研究科（大学院）とは別に教官の研究組織としての「研究院」を新設する③専門を限定しない自由学際系を設置する――など。

ことに 6 年一貫制の導入は法改正を要し、研究院の新設も教官の所属を学部から研究科に移すだけだった従来の大学院重点化とは異なる新たな改革案で、大学は「文部省からも高い評価を得た」と説明していた。

ところが、文部省担当者によると、その後の協議で、6 年一貫制については、文系学部では修士課程への進学率が低く、社会の需要も少ないなどから「時期尚早」と判断、実現は難しいことを伝えたという。複数の学部長や大学評議員によれば、これを受けて「系」の導入を断念したと言い、工学部などで現行制度のまま実質的に 6 年一貫教育を行えるようカリキュラムなどの工夫に取り組んでいる。

研究院についても文部省は「本当に必要か、大学に検討し直してもらっている」と言っており、この案も事実上棚上げになっていた。

6 年一貫制と研究院導入・新設は全学一括大学院重点化（全学部そろって大学院へ重点化すること）の前提と位置づけられていた。

中村広志・九大企画調整官の話「大綱案に沿って改革する姿勢は変わっていない。一括重点化についても認められるまで努力するとしか言えない」

〔註〕原本縦書き。

659　教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクトの実施について

（「第 1282 回評議会記録」　1997（平成 9）年 2 月 18 日）

教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクトの実施について

平成 9 年 2 月 18 日

（評議会決定）

1　目的

教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト（以下「プログラム・プロジェ

クト」という。）は、本学独自のもので、一定の期間研究費等の重点配分を行い、本学の教育と研究の一層の発展を図ることを目的とする。

2　基本的性格

プログラム・プロジェクトについて、次の 3 つに類型化する。

(1)　A タイプ

世界や国内レベルでの科学技術・学術文化の発展のなかで次世代学際領域や総合的学際領域での新たな分野での大学院教育の要請が高まっており、学内研究者もこれに応じてかなりの研究成果を蓄積しつつあるケースを想定し、新研究科・専攻準備型として位置づけ、新たな研究科や専攻コース設置の可能性が高い教育・研究分野を対象にして、これを担う学内の研究プロジェクト及び大学院の試行的教育プログラムに対して、全学的立場から支援するものである。

これは、3 年間にわたって継続的に実施し、その成果の点検評価を受ける。評価の結果に基づき、なお引き続き 3 年間延長可能とする。

(2)　B タイプ

卓越した研究拠点を積極的に育成するため、学部、研究科、附置研究所等に所属する教官がそれぞれの分野を越えて共同で行う国際的・先端的・学際的研究に対して、全学的立場から支援するものである。

これは、九州大学という場での学際的・萌芽的・先駆的研究の推進として位置づけ、この成果をもとに新たな大講座等の形成に結び付くケースも想定する。2 年間にわたって継続的に実施し、その成果の点検評価を受ける。

(3)　C タイプ

社会人学生のニーズに対応した教育プログラム、留学生向けの英語による教育プログラム、基礎的な教育プログラムなど、学部や研究科を越えた共通教育の実施、あるいは、比較的小規模な（A タイプに属さない）学際領域の大学院教育など萌芽的・先導的な試みに対して、全学的立場から支援するものである。

これは、原則として 3 年間にわたって継続的に実施し、その成果の点検評価を受ける。評価の結果に基づき、なお引き続き 3 年間延長可能とする。

3　申請

プログラム・プロジェクトを申請することができる者は、九州大学（医療技術短期大学部を含む。）の専任教員、外国人教師のグループとする。ただし、必要に応じ、学外、海外の研究者を加えることができるものとする。

4　プログラム・プロジェクトの類型と特別予算の適用

プログラム・プロジェクトの類型	資金規模と特別予算の適用・推薦		
	資金規模	適用特別予算	優先推薦特別予算
A タイプ	55 百万	教育研究特別経費 20	中核的研究拠点形成

			大学改革等推進経費　5 研究開発等推進経費　RA 高度化推進特別経費　30
B タイプ 3 件程度	80 百万	教育研究特別経費 10	高度化推進特別経費　70
C タイプ 5 件程度	75 百万	当校費　50	高度化推進特別経費　10 大学改革等推進経費　15
計	210 百万	80	130

（備考）

1　それぞれのタイプにおける採用件数、予算規模等については、あくまで標準を示しており、具体化にあたっては、個々の内容の特殊性を考慮して柔軟に運用するものとする。

2　資金規模の内容

【適用特別予算】

・教育研究特別経費　1 億円の 30%　30 百万円

・当校費　一定率により、総額 5 千万円とする（当校費の 0.7%に相当）50 百万円

【優先推薦特別予算】

・大学改革推進等経費　2 億円の 10%　20 百万円

・高度化推進特別経費　3 億円（TA 経費を含む）の 37%　110 百万円

計　210 百万円

5 採用・実施・評価システム

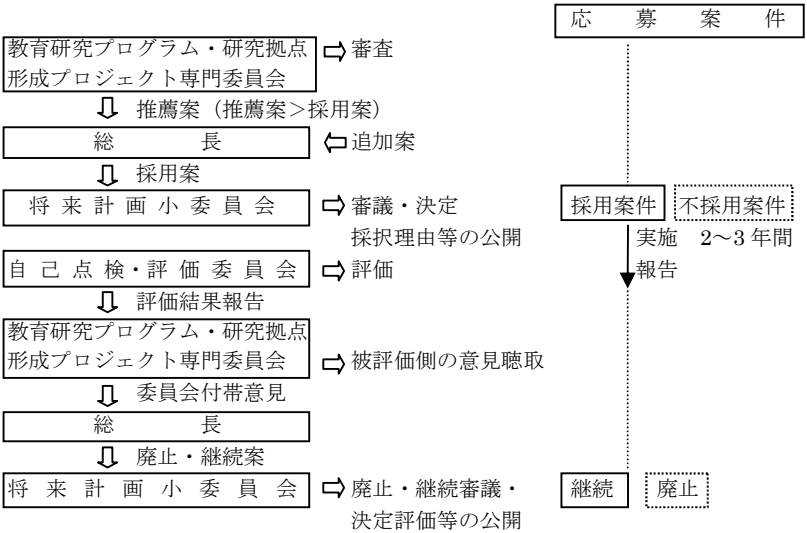

6　教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト専門委員会

(1)　プログラム・プロジェクトの円滑な実施を図るため、教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト専門委員会を将来計画小委員会の下に設置する。

(2)　教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト専門委員会については、将来計画小委員会が別に定める。

7　その他

(1)　プログラム・プロジェクトは、平成 9 年度から実施する。

(2)　本制度については、3 年後に見直しを行うものとする。